

業務委託 1 者特命随意契約結果一覧（平成30年4月～平成30年6月契約分）

※令和元年10月23日、案件番号63番、64番、65番について記載内容の一部を訂正しました。訂正の詳細は、資料末尾の正誤表で確認してください。

◆年額、月額、単価、割合等で契約している場合は、契約金額欄には予定総額を掲載しています。（223番を除く）

番号	業務委託の名称	契約の相手方	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
1	平成30年度大船渡市派遣職員従事用車両賃貸借業務	株式会社トヨタレンタリース浜松	H30. 4. 1	3, 110, 400	浜松市の登録業者であり、着任先である大船渡市に営業所を有している事業者を選定した。大船渡市への長期派遣従事者用の車両であるため、大船渡市役所周辺で期間中に定期点検、車検及び冬季における冬用タイヤへの交換等、定期的にメンテナンスを行うことが可能な業者を選定した。また、派遣職員の長時間運転のリスクを考え着任場所から近い場所での貸し出しが可能な業者を選定した。車両賃貸借登録業者で大船渡市役所周辺に営業所を有している事業者は（株）トヨタレンタリースのみであるため。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当）	危機管理監 危機管理課課 （電話：053-457-2537）
2	平成30年度石巻市派遣職員従事用車両賃貸借業務	株式会社トヨタレンタリース浜松	H30. 4. 1	1, 036, 800	浜松市の登録業者であり、着任先である石巻市に営業所を有している事業者を選定した。石巻市への長期派遣従事者用の車両であるため、石巻市役所周辺で期間中に定期点検、車検及び冬季における冬用タイヤへの交換等、定期的にメンテナンスを行うことが可能な業者を選定した。また、派遣職員の長時間運転のリスクを考え着任場所から近い場所での貸し出しが可能な業者を選定した。車両賃貸借登録業者で石巻市役所周辺に営業所を有している事業者は、（株）トヨタレンタリースのみであるため。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当）	危機管理監 危機管理課課 （電話：053-457-2537）
3	浜松市防災アプリ運用管理業務	株式会社浜名湖国際頭脳センター	H30. 4. 1	1, 198, 800	浜松市防災アプリ」は指名業者が開発したものであり、サービス提供のためのサーバも当該業者が管理している。また、本サービスを継続するためには、本アプリの詳細な知識と技術が必要であり、開発元である業者以外では保守を行うことができないため。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当）	危機管理監 危機管理課課 （電話：053-457-2537）
4	浜松市防災行政無線（水窪及び龍山地区）保守点検業務	株式会社日立国際八木ソリューションズ静岡営業所	H30. 4. 1	3, 186, 000	当該無線設備については製造元である日立電子㈱が独自開発したシステムの主装置、端末装置、通信回線で整備されている。そのため、日立電子の直系関連会社でない業務を適切に実施することができない。市登録業者では指名業者のみであるため。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当）	危機管理監 危機管理課課 （電話：053-457-2537）
5	浜松市防災行政無線（旧浜松市域、引佐地区、浜北区、春野地区及び佐久間地区）・J - A L E R T 保守点検業務	パナソニックシステムソリューションズジャパン株式会社中部社	H30. 4. 1	8, 567, 640	当該機器設備については、製造元であるパナソニックが独自開発したシステムの指令・監視制御ソフト、主装置、端末装置及び通信回線などから構成されているため、パナソニックの関連会社でなければ適切に保守点検を行うことができない。市登録業者では、指名業者のみに限定される。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当）	危機管理監 危機管理課課 （電話：053-457-2537）

番号	業務委託の名称	契約の相手方	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
6	浜松市防災行政無線（雄踏及び三ヶ日地区）・地域防災無線保守点検業務	静岡日電ビジネス株式会社 浜松支店	H30. 4. 1	13, 824, 000	当該無線装置は製造元であるNECの独自仕様システムの統制台、制御装置、通信回線等により整備されている。そのため、NECの関連会社でないと業務を適切に実施することができない。市登録業者では指名業者のみに限定される。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	危機管理監 危機管理課 (電話：053-457-2537)
7	浜松市防災行政無線（舞阪、細江及び天竜地区）保守点検業務	株式会社富士通ゼネラル 中部情報通信ネットワーク営業部	H30. 4. 1	5, 015, 520	当該無線設備について、製造元である富士通は詳細な回路及び技術資料の公開を制限している。そのため、富士通の関連会社でないと業務を適切に実施することができない。市登録業者では、指名業者のみに限定されるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	危機管理監 危機管理課 (電話：053-457-2537)
8	平成30年度浜松市防災情報システム改修業務委託	株式会社SBS情報システム	H30. 6. 1	4, 860, 000	浜松市防災情報システムは株式会社SBS情報システムが開発した当市用の独自システムであり、株式会社SBS情報システムが管理するシステムである。 以上のことから他社では取り扱いができないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	危機管理監 危機管理課 (電話：053-457-2537)
9	マネジメント能力向上研修業務委託	株式会社ビジネススクール・マネジメント・プレーン・アソシエーション	H30. 4. 2	1, 080, 000	業務の内容や性質、目的から価格競争で受託者を決定することが適当ではない。平成26年度に実施した指名型プロポーザル方式により企画提案等の内容を評価・採点した結果、当該業者を最適な事業者と決定し、以降の研修において受講者から高い評価を受けており、質の高い研修を継続的に実施する必要があるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	総務部 人事課 (電話：053-457-2088)
10	平成30年度 人事考課研修（基礎編、育成面談編）業務委託	学校法人産業能率大学	H30. 4. 2	1, 336, 850	業務の内容や性質、目的から価格競争で受託者を決定することが適当ではない。浜松市人材育成基本方針及び人事考課制度の立案に携わっており、本市の実際の制度運用に則した研修を実施する上で他の事業者に代替することは困難であり、質の高い研修を継続的に実施する必要があるため。過去の人事考課研修において、受講者から高い評価を受けている。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	総務部 人事課 (電話：053-457-2088)
11	職場の接遇センスアップ研修業務委託	株式会社話し方教育センター	H30. 4. 16	2, 201, 540	業務の内容や性質、目的から価格競争で受託者を決定することが適当ではない。平成27年度に実施した指名型プロポーザル方式により企画提案等の内容を評価・採点した結果、当該業者を最適な事業者と決定し、以降の研修において受講者から高い評価を受けており、質の高い研修を継続的に実施する必要があるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	総務部 人事課 (電話：053-457-2088)

番号	業務委託の名称	契約の相手方	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
12	接遇研修業務委託	株式会社エスエスブレン	H30.4.4	2,592,000	業務の内容や性質、目的から価格競争で受託者を決定することが適当ではない。平成26年度に実施した指名型プロポーザル方式により企画提案等の内容を評価・採点した結果、当該業者を最適な事業者と決定し、以降の研修において受講者から高い評価を受けており、質の高い研修を継続的に実施する必要があるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	総務部 人事課 (電話：053-457-2088)
13	包括外部監査	鈴木 實	H30.4.2	14,400,000	包括外部監査契約は、特定の資格を有する者と契約する必要があるため、効果的な監査を行うため、地方自治体監査を行うにふさわしい特定の者をその者の能力、識見等を熟知している関係団体から推薦を受ける方法により選任し、当該契約を締結することが適切であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	総務部 政策法務課 (電話：053-457-2798)
14	浜松市職員のストレスチェック及び研修等事業業務	株式会社フジEAPセンター	H30.5.1	10,941,000	本事業は、ストレスチェックの個人及び組織における経年変化の把握・分析や研修の継続の実施が重要であるため、平成28年度に実施した業者選定の際、3年間の継続契約が可能であることを参加条件としており、過去2年間のデータを保有している(株)フジEAPセンター以外、事業の実施ができない。また、市職員に対するメンタルヘルス対策全般へのコンサルテーションにおいて、期待する以上の結果であった。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	総務部 職員厚生課 (電話：053-457-2381)
15	平成30年度広報紙編集機材保守業務	富士ゼロックス静岡株式会社 浜松支店	H30.4.1	1,240,272	平成29年度に導入した広報紙編集機器については、セットアップ業務を富士ゼロックス静岡(株)浜松支店が行った。広報紙編集機器は、iMac本体と周辺機器、ソフトウェア、複合機の一体的な保守が必要であり、セットアップ時の設定情報は保守作業に不可欠なものである。富士ゼロックス静岡(株)浜松支店は、アップル社からiMacの保守業務の認定を受けた業者であり、ソフトウェアに関してもアドビ社の認定代理店になっている。正規の部品調達とメーカーからのサポートを受け、障害発生時には、すぐに現場へ作業員を派遣できる体制が整っている業者は市内でも富士ゼロックス静岡(株)浜松支店のみであるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	企画調整部 広聴広報課 (電話：053-457-2021)
16	浜松市勢要覧編集・印刷業務	株式会社アプライズ	H30.5.1	4,374,000	市勢要覧は浜松市を総合的に紹介する唯一の冊子であり、作成に当たっては高度な創造性、技術力、専門的な技術等が必要とされる。加えて、業者の選定にあたっては、企画・制作能力などを正確に判断する必要があるため、プロポーザル方式により行う。プロポーザル(指名型)により、最も評価の高かった一者を選定し、契約を行う。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	企画調整部 広聴広報課 (電話：053-457-2021)

番号	業務委託の名称	契約の相手方	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
17	浜松市市政情報誌編集・作成業務	良い広告株式会社	H30. 5. 1	4, 644, 000	<p>市政情報誌は、冊子のコンセプトを確保しながら2年間継続発行することで認知度を上げている。平成29年度企画調整部委託検討会議において、委託期間について最長1年間の延長ができる旨を了承されていること、また市政情報誌編集委員会での平成29年度第1号の審査結果において、委託期間の延長の条件である評価を得ていることから、平成30年度については随意契約（1者特命）とする。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>	企画調整部 広聴広報課 (電話：053-457-2021)
18	浜松市定住外国人の子供の就学促進業務委託	公益財団法人浜松国際交流協会	H30. 4. 1	15, 127, 560	<p>当業務受託にあたっては、下記要件が必須となるが、これらを満たし、外国人の子供の教育支援事業を包括的かつ効果的に実施可能な団体は公益財団法人浜松国際交流協会以外に存在しないため。</p> <p>《業務受託要件》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務に関する専門的な知識・スキルを持つ人材と外国人の子供の教育支援について豊富な実績やノウハウを蓄積しており、本地域の教育ニーズを踏まえたサポートが行えること ・就学に必要な日本語、教科若しくは母語及び学習習慣確保のための教室の開催、学校への円滑な就学に向けた調整・支援、日本の生活・文化に適応するための地域社会等との交流の業務遂行に必要なノウハウやコーディネート力を有していること ・教育委員会をはじめとする地域の関係機関・団体との信頼を前提とした連絡調整が可能であり、協働による事業展開が図れること <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>	企画調整部 国際課 (電話：053-457-2359)
19	浜松市多文化共生センター業務委託	公益財団法人浜松国際交流協会	H30. 4. 1	40, 608, 000	<p>当業務受託にあたっては、下記要件が必須となるが、これらを満たし、本市の多文化共生の推進拠点としての事業を包括的かつ効果的に実施可能な団体は公益財団法人浜松国際交流協会以外に存在しないため。</p> <p>《業務受託要件》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多言語による相談や情報提供など、外国人市民への生活支援に関する豊富な経験や実績、高い専門性を有しており、関係諸機関等と連携した効果的なサポートが行えること ・地域における共生の取組支援、災害時の外国人支援、人材の育成、多様性を生かしたまちづくり、多文化共生理解促進・活動団体支援の業務遂行に必要なノウハウやコーディネート力を有していること ・本市の国際交流及び多文化共生の推進母体として多様な事業を展開し、在住外国人及び各種団体等に広く認知され、幅広いネットワークを有していること <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>	企画調整部 国際課 (電話：053-457-2359)

番号	業務委託の名称	契約の相手方	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
20	浜松市外国人学習支援センター業務委託	公益財団法人浜松国際交流協会	H30.4.1	56,964,600	<p>当業務受託にあたっては、下記要件が必須となるが、これらを満たし、本市の外国人学習支援の推進拠点としての事業を包括的かつ効果的に実施可能な団体は公益財団法人浜松国際交流協会以外に存在しないため。</p> <p>《業務受託要件》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務に関する専門的な知識・技能を持つ人材と外国人に対する学習支援について、豊富な経験や実績があり、本地域のニーズを踏まえた学習プログラムを提供できること ・業務の遂行に必要な講師陣やボランティアを多数抱えているほか、広範な人的ネットワークが構築されており、業務遂行に必要なノウハウとコーディネート力を有していること ・業務を通じて養成された学習支援者等が活躍できるように、教育委員会をはじめとする関係機関と信頼を前提とした連絡調整が可能であり、活動のサポートが行えること <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>	企画調整部 国際課 (電話：053-457-2359)
21	地域情報センター中央監視装置システム保守業務	日本電技株式会社 浜松支店	H30.4.1	1,620,000	<p>当施設のセキュリティに関わる業務で、故障の際には即時対応が求められることから、市内に店舗を構える業者である必要がある。また、当該システムの開発業者取扱店や正規代理店で、かつ、同開発業者のビルメンテナンス系システムに対応可能であるのが日本電技株式会社浜松支店に限られるため。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>	企画調整部 情報政策課 (電話：053-457-2722)
22	平成30年度北区・浜北区光通信設備保守管理業務委託	西日本電信電話株式会社 浜松支店	H30.4.1	24,300,000	<p>本委託業務の対象となる設備は国庫補助を活用した公設民営型(IRU)の光通信設備であり、国(総務省)の示す標準手続において「IRU契約を締結することにより光ファイバ等を貸し付ける場合は、借り手である電気通信事業者(NTT西日本)が通信設備を支配・管理するものとして規律される」とされている。また、事業対象地域の市民が光ブロードバンドサービスを申込み窓口はNTT西日本であり、市は申込者情報を直接知り得ない上に、サービス提供のためにNTT局舎で行う作業は、局舎所有者かつサービス提供元となるNTT西日本しか実施できないため。</p>	企画調整部 情報政策課 (電話：053-457-2722)

番号	業務委託の名称	契約の相手方	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
					(地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	
23	平成30年度地域情報系ネットワーク運用保守業務	西日本電信電話株式会社 浜松支店	H30.4.1	13,824,000	地域情報系ネットワークにはアセットマネジメント推進課が発注しているIP内線電話が稼働しており、この内線IP電話に関連する通信機器の保守・設定は同社以外では不可能となっているため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	企画調整部 情報政策課 (電話：053-457-2723)
24	平成30年度行政情報系ネットワーク運用業務	日本電気株式会社 浜松支店	H30.4.1	32,817,960	・本業務で取り扱うネットワークは、市の基幹ネットワークであり、障害時はネットワーク構成等を熟知した上で迅速かつ確実な対応が必要である。 ・本業務にはセキュリティ対策機器やネットワーク機器の設定変更が含まれ、ネットワーク運用の可用性、安全性を維持した対応が必要である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	企画調整部 情報政策課 (電話：053-457-2723)
25	平成30年度二要素認証システム運用保守業務	日本電気株式会社 浜松支店	H30.4.1	8,164,800	二要素認証システムは、浜松市のネットワーク及び端末環境に合わせてカスタマイズしたセキュリティシステムであり、構築事業者である日本電気株でなければ運用保守及びソフトウェア保守を実施することができないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	企画調整部 情報政策課 (電話：053-457-2723)
26	平成30年度地図情報システム運用保守	株式会社インフォマティクス	H30.4.1	7,236,000	本システムはインフォマティクスのシステムを導入しており、システムの運用保守は他者では実施できないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	企画調整部 情報政策課 (電話：053-457-2723)

番号	業務委託の名称	契約の相手方	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
27	平成30年度パソコン監視・遠隔制御システム等運用保守業務	遠鉄システムサービス株式会社	H30.4.1	2,559,600	現在使用しているパソコン監視・遠隔制御システムは、遠鉄システムサービスが構築業者であり、浜松市のシステム設定状況を熟知している。これに加え、庁内パソコンの展開時に活用している、本システムの機能を活用した「パソコン設定変更ツール」は遠鉄システムサービス独自のカスタマイズがされ、他事業者によるメンテナンスは困難なため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	企画調整部 情報政策課 (電話：053-457-2723)
28	平成30年度ファイル共有サーバー運用業務	日本電気株式会社 浜松支店	H30.4.1	1,620,000	ファイル共有サーバで使用しているソフトウェアが日本電気株式会社製であり、他事業者では運用ができないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	企画調整部 情報政策課 (電話：053-457-2723)
29	平成30年度LGWANネットワーク運用業務	日本電気株式会社 浜松支店	H30.4.1	1,466,640	安定稼働はもとより、セキュリティ対策、ファイアウォール等の監視、速やかな障害調査・対応ができるのは、現行のLGWANネットワークを構築した事業者のみであるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	企画調整部 情報政策課 (電話：053-457-2723)
30	平成30年度業務端末システム運用保守業務	日本電気株式会社 浜松支店	H30.4.1	3,304,540	オンライン業務端末にインストールしている戸籍システム・分散住民票システムのソフトウェアが他事業者では保守ができないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	企画調整部 情報政策課 (電話：053-457-2723)
31	平成30年度ネットワーク連携システム運用業務	富士通株式会社 浜松支店	H30.4.1	5,676,480	本システムは安定稼働と速やかなセキュリティ対応、障害対応等を行う必要があり、使用しているセキュリティ対策機器、ネットワーク機器、ソフトウェアのメーカー以外にはできないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	企画調整部 情報政策課 (電話：053-457-2723)
32	公共事業に伴う測量及び表示に関する登記事務(単価契約)	公益社団法人静岡県公共嘱託登記土地家屋調査士協会西部事務所	H30.4.1	168,325,000	・調査士協会は、その設立目的が「専門的能力を結合して、官公署等による調査・測量、その登記の適正かつ迅速な実施に寄与することにある」ため公共性が高く、組織的な業務執行が可能であるとともに責任の所在が明確である。 ・本業務について、調査士協会に所属する土地家屋調査士以外に、入札参加資格登録している土地家屋調査士がいない。以上のことから、本市における本業務の確実な遂行と正確性を確保し、将来に亘り成果の責任所在を明確にする業者は、調査士協会の他には無いため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	財務部 アセットマネジメント推進課 (電話：053-457-2276)

番号	業務委託の名称	契約の相手方	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
33	(一括) 浜松市本庁舎ほか12施設昇降機設備保守点検業務委託	東芝エレベータ株式会社 静岡支店	H30.4.1	13,309,920	本庁舎ほか12施設は東芝エレベータ(株)製の遠隔監視点検機能を備えた昇降機が設置されている。東芝エレベータ(株)を含め浜松市に登録されている他のエレベータ保守点検業者へ聞き取り調査を行った結果、現在の各施設のエレベータに取り付けられている遠隔監視装置は、東芝エレベータ(株)でしか保守点検ができない。また昇降機の事故等が発生した場合は人命に係る事から、機器の保守点検業務の責任の所在を明確にするため、製造元の東芝エレベータ(株)と随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	財務部 アセットマネジメント推進課 (電話:053-457-2278)
34	平成30年度建設工事技術管理事業土木総合情報システム保守業務	株式会社浜名湖国際頭脳センター	H30.4.1	8,877,600	土木総合情報システムは、当該会社が開発したもので、システム構成等の多くが特殊仕様であり、他者によるシステム管理は困難であるため、当該会社の1者特命とするものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	財務部 技術監理課 (電話:053-457-2426)
35	平成30年度浜松納税意識啓発業務	浜松納税意識啓発市民会議	H30.5.1	2,000,000	本事業は「市民自ら納税の大切さを啓発する」ことを目的としている。本事業の委託先は官民が協働で活動する事業者である必要があり、適した事業者は市内の税関連団体・商工関係団体・報道機関が連携して設立した「浜松納税意識啓発市民会議」以外に存在しないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	財務部 税務総務課 (電話:053-457-2141)
36	浜松市県費負担教職員制度見直しに伴う税源移譲対応に係るシステム改修業務	日本電気株式会社 浜松支店	H30.4.11	11,934,000	現在運用している住民情報システム(個人住民税システム)は日本電気(株)のパッケージシステムであり、ソフトウェア等に係る著作権等は同者が保有するため、同者以外では実施できない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	財務部 市民税課 (電話:053-457-2166)
37	平成30年度浜松市固定資産税評価地理情報システム保守運用及び再構築業務	株式会社フジヤマ	H30.4.1	21,600,000	浜松市固定資産税評価地理情報システムは、浜松市固定資産評価基準要領等に合わせたカスタマイズしたシステムであり、構築事業者である株式会社フジヤマでなければ、システムの保守運用、再構築を行うことができないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	財務部 資産税課 (電話:053-457-2629)
38	平成30年度標準宅地の時点修正実施のための意見書作成業務	公益社団法人静岡県不動産鑑定士協会	H30.5.10	9,492,120	不動産鑑定士の資格を有する者が所属する団体で、浜松市の土地の価格状況を熟知し、市内全域の時点修正対象地点の下落状況調査を鑑定士間の情報交換により調整し、公的価格等との均衡を図り、遅滞なく行うことができる者がほかにないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	財務部 資産税課 (電話:053-457-2629)

番号	業務委託の名称	契約の相手方	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
39	平成30年度家屋評価計算入力業務	株式会社SBS情報システム	H30.6.12	12,941,964	家屋評価計算は評価の均衡上、同一の基準、計算方法によって行う必要がある。浜松市が使用している家屋評価システムは、(株)SBS情報システムが開発したもので、同社は、当市独自の評価計算設定を管理運用している。同じ基準、計算方法をシステムに設定し、評価計算入力業務を行うことは、他の業者ではできないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	財務部 資産税課 (電話：053-457-2629)
40	平成30年度浜松市電話催告システム保守業務	富士通株式会社 浜松支店	H30.4.1	1,241,568	当該システムは富士通(株)浜松支店が構築者のため、障害時における迅速な対応や、システムに関するソフトウェアの更新作業等の保守業務は、他者では困難なため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	財務部 収納対策課 (電話：053-457-2268)
41	戸籍および住基ネット等システム運用支援業務	日本電気株式会社 浜松支店	H30.4.1	25,920,000	戸籍・住基ネット・コンビニ交付の3システムは日本電気(株)が同社製のパッケージソフトを使用して構築しているものであり、技術的支援(問い合わせに対する調査・回答)等は同社しか行うことが出来ないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	市民部 市民生活課戸籍住基担当 (電話：053-457-2834)
42	浜松市中学校向けエシカル消費副読本等教材作成業務	公益財団法人消費者教育支援センター	H30.6.8	3,113,748	指名業者は、内閣府及び文部科学省の認可を受けて設立された公益財団で、消費者教育に関する専門機関である。国の消費者教育施策や学習指導要領に精通し、消費者教育の調査、研究のほか、教員研修や教材作りにも高い専門性を有している。このような業者は他に存在せず、本市では平成27年以降継続して教材開発業務を委託しており、これまでの成果を活かして地域に合った教材を作成できる業者は他にないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	市民部 市民生活課くらしのセンター (電話：053-457-2635)
43	平成30年度行政連絡業務	浜松市自治会連合会	H30.4.1	2,000,000	浜松市自治会連合会は、市内の全自治会を統括しており、市が依頼する行政文書配布等の業務をすべての単位自治会で円滑に実施させることができる唯一の団体であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	市民部 市民協働・地域政策課 (電話：053-457-2094)

番号	業務委託の名称	契約の相手方	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
44	平成30年度浜松学生ボランティアネットワーク管理運営業務	学生FRESH	H30.4.1	1,250,000	<p>本事業は、市内のボランティア活動を行う学生に対し、学生同士が情報交換する機会及び社会に情報発信する機会を設けることで学生のボランティア活動を支援し、将来の市民活動を担う人材を育成することを目的とするものである。</p> <p>平成26年度にボランティアネットワークを構築して以降、学生とは「学生のボランティア活動を活発化する方策」について協議してきた。その中で、学生からは「学生の活動支援は、学生が行うことで最も効率的に行うことができる」という意見を得ている。学生の自主・自立を促し、「学生による学生支援」を実現するためには、市内でボランティア活動に取り組んだ実績がある学生で構成された団体であり、かつ、中間支援的な役割を果たすための幅広い分野の知識・経験や市内全ての大学での連絡調整をとることができる能力が必要である。今回指名する団体は、平成29年2月に設立された任意団体であるため、調達課の定める要件を満たさず、業者登録はしていない。しかし、当該団体の役員は、学生団体で代表者として活動してきた経験があり、「浜松学生ボランティアネットワーク」に参加し、学生によるボランティア活動の意義や必要性、課題について意識共有ができていた学生が務めている。学生ボランティアを実践してきた経験を生かし、他の学生への助言・指導や既存の学生団体との連携、企業及び市民活動団体との調整等を行うことができる学生団体は、この団体において他にはないため。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>	市民部 市民協働・地域政策課 (電話：053-457-2094)
45	浜松市子ども中山間地域交流事業業務	山ノ舎旅社	H30.4.1	2,159,460	<p>業務実施にあたっては、旅行業の登録がされている団体であること、市内中山間地域の実情(宿泊体験施設や地域団体)に精通していること、都市部と中山間地域とのコーディネート実績があり、事業実施を確実に見込まれるノウハウを有している旅行業務取扱管理者が在籍していることなどが要件であり、それらを全て満たし、取り組むことができる唯一の団体であるため。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>	市民部 市民協働・地域政策課 (電話：053-457-2243)
46	平成30年度 中山間地域ラジオ発信事業業務	浜松エフエム放送株式会社	H30.4.1	1,684,800	<p>業務実施にあたっては、本市中山間地域に密着した生活情報を市全域にタイムリーに発信する必要があり、浜松市内に放送局を構え、浜松市全域を対象として放送している市内唯一のコミュニティエフエム放送局であるため。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>	市民部 市民協働・地域政策課 (電話：053-457-2243)
47	中山間地域新たな仕事づくり研究事業「陸上養殖部会」業務	特定非営利活動法人 がんばらまいか佐久間	H30.4.1	10,998,720	<p>業務実施にあたっては、実験場所となる旧佐久間学校給食センターにおいて、施設管理及び雇用確保が確実にできること、地域住民及び団体等と一体となった地域ぐるみでの実施ができること、陸上養殖の実証実験が当初から実施でき、前年度実績に基づき事業が実施できることが要件であり、それらを全て満たし、取り組むことができる唯一の団体であるため。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>	市民部 市民協働・地域政策課 (電話：053-457-2243)
48	「働き女子のナイトミーティング2018(仮称)」実施業務	株式会社マイインポータント	H30.6.8	1,799,400	<p>公募型プロポーザルによる調達において、最もすぐれた企画提案を行った事業者として特定後、見積合せを実施し、決定したものの。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>	市民部 UD・男女共同参画課 (電話：053-457-2561)

番号	業務委託の名称	契約の相手方	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
49	ワーク・ライフ・バランス等推進プロジェクト(仮称)実施業務	株式会社NOKIO	H30.6.15	2,278,800	公募型プロポーザルによる調達において、最もすぐれた企画提案を行った事業者として特定後、見積合せを実施し、決定したもの。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	市民部 UD・男女共同参画課 (電話：053-457-2561)
50	平成30年度 浜松版アーツカウンシル運営業務	公益財団法人浜松市文化振興財団	H30.4.1	29,808,000	本業務は創造都市実現を目指す本市の重要施策である、浜松版アーツカウンシルを設置し、運営する業務であり、実施にあたっては文化事業に関し豊富な経験、専門知識やノウハウが必要なほか、安定して公益的事業を継続実施できる組織であることが求められる。こうした要件を満たすことができる事業者は、公益財団法人浜松市文化振興財団においてほかに無いことから、同財団を特命の事業者として選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	市民部 創造都市・文化振興課 (電話：053-457-2417)
51	浜松市アクトシティ音楽院事業運営業務	公益財団法人浜松市文化振興財団	H30.4.1	30,448,999	浜松市は平成10年に浜松市アクトシティ音楽院を公設し、市民の音楽文化に関する学習の機会の場の提供と音楽界に活躍する人材の育成を図るため、様々な音楽文化事業を展開しており、公益財団法人浜松市文化振興財団は、その事務局として、これらの事業を市に代わって担ってきている。この豊富な実績に加え、本事業を運営していくには、地域や学校、音楽関係者等との信頼関係に基づく綿密なネットワークが不可欠である。このことから、本事業を遂行できる団体は、これらのノウハウを有する当財団においてほかにない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	市民部 創造都市・文化振興課 (電話：053-457-2417)
52	まちなかコンサート開催事業業務委託	公益財団法人浜松市文化振興財団	H30.4.1	15,706,000	(公財)浜松市文化振興財団は、浜松市吹奏楽連盟、浜松市合唱連盟、ジャズ協会等と連携して様々な音楽文化事業に取り組み、中でも、浜松吹奏楽大会や市民文化フェスティバル、アクトシティ音楽院事業等により、各連盟及び学校関係者等との厚い信頼関係を築いてきている。本事業を実施する上で、合計200団体以上の音楽団体の出演調整を各連盟と連携して円滑に行うことが必須となっており、多くの音楽団体とネットワークを築いている当財団しかできないため委託業者として選定した。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	市民部 創造都市・文化振興課 (電話：053-457-2417)
53	ジュニアオーケストラ浜松育成事業	公益財団法人浜松市文化振興財団	H30.4.1	15,573,999	ジュニアオーケストラ浜松の団員は、小学3年生から高校3年生まで、最長9年間の長期にわたり在団するため、この間、在籍する学校や保護者との良好な信頼関係を保って事業を遂行していくことが最も重要であり、求められる。 公益財団法人浜松市文化振興財団は、青少年の音楽団体育成を当財団が取り組むべき柱の事業として位置づけており、これまでの音楽文化事業の実績に加え、学校教育との連携事業を通して各学校関係者や保護者との間に深い信頼関係を築いている。このことから、本事業を遂行できる団体は当財団においてほかにない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	市民部 創造都市・文化振興課 (電話：053-457-2417)

番号	業務委託の名称	契約の相手方	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
54	ジュニアクワイア浜松育成事業	公益財団法人浜松市文化振興財団	H30. 4. 1	9, 562, 999	ジュニアクワイア浜松の団員は、小学3年生から高校3年生まで、最長9年間の長期にわたり在団するため、この間、在籍する学校や保護者との良好な信頼関係を保って事業を遂行していくことが最も重要であり、求められる。 公益財団法人浜松市文化振興財団は、青少年の音楽団体育成を当財団が取り組むべき柱の事業として位置付けており、これまでの音楽文化事業の実績に加え、学校教育との連携事業を通して各学校関係者や保護者との間に深い信頼関係を築いている。このことから、本事業を遂行できる団体は当財団をおいてほかにはない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	市民部 創造都市・文化振興課 (電話：053-457-2417)
55	平成30年度まちなかアート整備事業に係る展示・管理等業務	オフソサエティ株式会社	H30. 4. 1	1, 366, 000	本事業は、平成29年度と同じ設備を使用し、同じアート作品を展示・管理するものである。このため、受託者は、当該設備の運用技術、当該アート作品の制作作家とのネットワークや展示のノウハウを有する者でなければならない、平成29年度事業の受託者であるオフソサエティ株式会社をおいて他にないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	市民部 創造都市・文化振興課 (電話：053-457-2417)
56	科学学習情報システム(ヘイズIV)データ抽出及び機器解体業務委託	日本電気株式会社浜松支店	H30. 6. 12	2, 433, 240	科学学習情報システム(ヘイズIV)については、WTOプロポーザル方式により選定した日本電気株式会社が開発・構築し、同業者が全システムの著作権を保有している浜松科学館独自のシステムである。そのため、データ抽出、停止、解体及び取り外しを確実に行うためには、システムを開発・構築して内容を熟知しており、著作権を保有している同業者以外にはないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	市民部 創造都市・文化振興課 (電話：053-457-2417)
57	平成30年度浜松市トップアスリート連携事業	公益財団法人浜松市体育協会	H30. 4. 1	1, 071, 000	本事業は、地域の実情や子どもの指導方法、スポーツ活動の意義を熟知し、トップアスリートとの連絡調整ができること、かつ、各競技特性に精通した団体に業務を委託することで、より効率的に事業目的を達成することができる。 種目ごとに効率的なコーディネートを図り、事業を効果的に展開できる事業者としては、全市的に幅広い競技のスポーツ振興を行っている(公財)浜松市体育協会以外にはない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	市民部 スポーツ振興課 (電話：053-457-2421)
58	平成30年度レクリエーション普及事業	公益財団法人浜松市体育協会	H30. 4. 1	1, 151, 280	事業の企画・立案・運営を行うにあたっては、各種目に精通していること、かつ、各レクリエーション団体との連絡調整ができることが求められる。 (公財)浜松市体育協会は、各レクリエーション団体を下部組織として構成していることから、種目ごとに効率的なコーディネートを図り、事業を効果的に展開・実施できる唯一の団体である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	市民部 スポーツ振興課 (電話：053-457-2421)

番号	業務委託の名称	契約の相手方	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
59	平成30年度浜松市地域スポーツ振興事業	公益財団法人浜松市体育協会	H30.4.1	10,500,000	地域の体育大会や各種スポーツイベントを実施するためには、本事業に関する知識・経験とともに各地区とのネットワーク、開催時期、会場確保、実施種目及び内容の調整などが必要である。 このような知見と、これまでの地域スポーツ振興に関する実績、ネットワークを有するのは、(公財)浜松市体育協会のみである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	市民部 スポーツ振興課 (電話：053-457-2421)
60	平成30年度浜松市民スポーツ祭開催事業	公益財団法人浜松市体育協会	H30.4.1	6,308,400	市民スポーツ祭を開催する種目の競技力向上と普及をするためには、各競技団体とのネットワークを保有しており、かつ、浜松市民スポーツ祭の開催時期の調整、会場確保、実施種目を及び内容の調整などを合理的・効率的に事業を実施できる団体は、各競技団体を構成員としている(公財)浜松市体育協会しかない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	市民部 スポーツ振興課 (電話：053-457-2421)
61	平成30年度 地域遺産センター公開展示エリアに係るデジタル機器保守管理業務	株式会社アコード	H30.4.1	1,492,560	展示公開エリアに導入した機器や内臓アプリケーションは、地域遺産センター用に開発・設定・調整されたものである。機器間で密接な連携が図られており、部品交換のみであっても、機器とソフトの設定や取扱いに精通した業者でないと不具合の原因になる。設置業務を行った業者以外では円滑な保守管理を行うことができないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	市民部 文化財課 (電話：053-542-3660)
62	特別展「藤森照信展」屋外展示工作物制作設置業務委託	特定非営利活動法人静岡県伝統建築技術協会	H30.6.22	5,124,600	今回選定したNPO法人静岡県伝統建築技術協会に所属している施行者は、20年前の当美術館建設にかかわり、長年藤森氏からの信頼も厚く、制作を進めていく上で、藤森氏からの詳細な指示を確実に実行した実績がある。当美術館での実績や、藤森氏からの信頼もある施行者は他には存在しないため、今回の業務を上記団体に委託するものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	市民部 美術館(秋野不矩美術館) (電話：053-922-0315)
63	浜松市立城北図書館自動出納書庫保守点検業務	日本ファイリング株式会社 名古屋支店	H30.4.1	4,784,400	日本ファイリング株式会社は、自動出納書庫に使用されている機器の特許を有しており、他の装置を含め、対象となる機器において企業秘密に係る部分が多い。また、図書館システムと連携して自動出納書庫を作動させるプログラムソフトも日本ファイリング株式会社が独自で開発したものであるため、他業者には公開しておらず他者が業務を行った場合、万全に保守業務ができないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	市民部 中央図書館 城北図書館 (電話：053-474-1725)

番号	業務委託の名称	契約の相手方	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
64	浜松市立図書館サービスシステム保守管理業務	日本電気株式会社 浜松支店	H30.4.1	15,984,000	浜松市立図書館サービスシステムのパッケージシステムの著作権及びインストール、設定等に関する技術情報は、同システムソフトウェアを開発、製造、納入した日本電気株式会社のみが排他的権利を有しており、これらの権利・情報を他者が有することが不可能である。迅速な障害対応や各種問い合わせ対応、システム保守業務を行うためには、内部構造を熟知し、業務運用全体を把握する必要がある。パッケージ開発元かつ構築業者である日本電気株式会社以外にこの業務に対応できる業者は他にない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	市民部 中央図書館 (電話：053-456-0234)
65	浜松市立図書館 I C タグ 装備業務	株式会社図書館流通センター 浜松営業所	H30.4.1	5,151,600	浜松市立図書館の既存資料約245.3万冊には、すべて株式会社図書館流通センター製の I C タグが貼付され、図書館サービスシステムにより管理されている。この I C タグは他社では取り扱いがなく、他社製品とは互換性がないため、他社製品を使用した場合、既存資料、図書館サービスシステム及び周辺機器との整合性に重大な支障をきたすことになるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	市民部 中央図書館 (電話：053-456-0234)
66	平成30年度避難行動要支援者システム保守業務	株式会社富士通マーケティング 静岡支社	H30.4.1	1,036,800	本システムは指名業者が著作権を有しており、通常保守及び保守点検の範囲内で行われる軽微なシステム改修は、当該権利を有する開発業者に限定されるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	健康福祉部 福祉総務課 (電話：053-457-2326)
67	平成30年度成年後見制度利用促進事業業務	社会福祉法人 浜松市社会福祉協議会	H30.4.1	3,776,760	浜松市社会福祉協議会は、社会福祉法第109条で区域内の地域福祉の推進を図ることを目的とした団体であり、社会福祉事業者等の過半数が参加するものと規定されている。また、成年後見制度と関連の深い日常生活自立支援事業の実施要領においても、事業の実施主体として規定されている団体である。 本事業は、認知症高齢者や障害者等に対する権利擁護を目的とするものであり、社会福祉に関する知識と経験が必要である。浜松市社会福祉協議会は、福祉専門職を中心とした地域福祉活動を通して、地域のあらゆる人の福祉ニーズを掘り起こすとともに、権利擁護支援センターを運営しており、成年後見制度利用促進のために、市民への事業周知及び相談の場を広く提供できる体制を整えている唯一の団体であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	健康福祉部 福祉総務課 (電話：053-457-2326)
68	平成30年度オルガン演奏会等開催事業業務	公益財団法人 浜松市文化振興財団	H30.4.1	2,700,000	オルガン事業は、定期演奏会、オルガン講座等のソフト事業のみならず、保守点検や調律等ハード面にわたるまで多岐にわたり、専門的な知識と技術を要する業務である。事業の目的を達成するためには、ソフト面、ハード面ともに専門的な知識と技術を要する指名業者をにおいて他にないため、当該事業者と契約するもの。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	健康福祉部 福祉総務課 (電話：053-457-2326)

番号	業務委託の名称	契約の相手方	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
69	浜松市自立支援通訳等派遣事業委託	公益財団法人浜松国際交流協会	H30.4.1	1,234,213	本事業は、通訳だけではなく、実情に即した日常生活の相談や支援を実施する業務である。業務実施にあたっては、中国残留邦人等の置かれた現状を理解し、支援に精通していることが必要となるため、国が実施している中国残留邦人に係る研修会を受講していることを条件としている。契約業者は当該研修会を受講している職員を有しており、本事業を実施するための条件を満たす、市内で唯一の団体であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	健康福祉部 福祉総務課 (電話：053-457-2032)
70	生活保護システム保守業務	富士通株式会社 浜松支店	H30.4.1	6,057,936	本システムは指名業者が著作権を有しており、通常保守及び保守点検の範囲内で行われる軽微なシステム改修は、当該権利を有する開発業者に限定されるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	健康福祉部 福祉総務課 (電話：053-457-2032)
71	新生活保護版レセプト電子システム導入および保守業務委託	株式会社 法研	H30.4.1	5,810,940	本システムは指名業者が著作権を有しており、通常保守及び保守点検の範囲内で行われる軽微なシステム改修は、当該権利を有する開発業者に限定されるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	健康福祉部 福祉総務課 (電話：053-457-2032)
72	浜松福祉協働センターマネジメント業務	社会福祉法人小羊学園	H30.4.1	1,588,000	ケアマネジメントを含めた調整業務を行うためには、利用者(入所者、通所者及び訪問者)の多岐に渡る障害特性を理解している必要がある。現入居法人のなかでは、障害者相談支援事業所を開設している小羊学園に限定される。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	健康福祉部 障害保健福祉課 (電話：053-457-2034)
73	浜松市家庭訪問等個別支援事業	市内障害者相談支援事業所16箇所	H30.4.1	1,248,000	実施要綱に基づき、浜松市障害者相談支援事業者台帳に登録された事業所を運営する法人全てに委託する。台帳登録されている各区の事業所に委託し、相談者が身近に相談できる利便性を図るとともに、職員の迅速な訪問対応のため複数委託するものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	健康福祉部 障害保健福祉課 (電話：053-457-2034)
74	自立支援医療診療報酬審査支払事務	・静岡県国民健康保険団体連合会 ・社会保険診療報酬支払基金	H30.4.1	18,908,000	障害者総合支援法第73条第3項及び第4項により、公費負担医療機関に対する自立支援医療費等の支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金と国民健康保険団体連合会に委託できると規定されており、委託する場合の相手方が法令で定められている。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	健康福祉部 障害保健福祉課 (電話：053-457-2034)
75	重度障害者(児)医療費明細書審査支払事務	静岡県国民健康保険団体連合会	H30.4.1	45,428,000	本事業は、県内全て市町から委任を受けた静岡県が、本事業の支払事務を静岡県国民健康保険団体連合会と一括契約しているため、平成30年10月の本事業の浜松市制度改正までは同連合会のみ委託を行うが、制度改正以降は重心明細書が市内医療機関では廃止され、重度医療の審査支払事務も診療報酬明細書(レセプト)での取扱いとなり、国保・後期加入者分診療報酬明細書は国民健康保険法第45条第5項により静岡県国保連が、社会保険加入者分は支払基金法15条1項3号により社会保険診療報酬支払基金静岡支部が審査を委託できると規定されており、審査を委託する場合の相手方が法令で定められているため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	健康福祉部 障害保健福祉課 (電話：053-457-2034)

番号	業務委託の名称	契約の相手方	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
76	企業伴走型障害者雇用推進事業	NPO法人くらしえん・しごとえん	H30.4.2	3,531,999	静岡県内で唯一の厚生労働大臣指定職場適応援助者(ジョブコーチ)養成研修機関であり、雇用課題に対する労務管理や障害特性に応じた職務設計など、多様な支援技術と高度な専門的知識をもって企業サポートができる機関は他にない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	健康福祉部 障害保健福祉課 (電話:053-457-2034)
77	静岡県精神科救急医療対策事業	公益社団法人日本精神科病院協会 静岡県支部	H30.4.1	20,782,000	この事業は、静岡県、静岡市及び浜松市の共同実施である。この事業の目的を達成するには、精神科病院間で十分な連携のもとに実施する必要がある。県内の各精神科病院と連絡調整を充分にとることのできる団体は、公益社団法人日本精神科病院協会静岡県支部のみであり、代替性がない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	健康福祉部 障害保健福祉課 (電話:053-457-2034)
78	静岡県精神科救急身体合併症対応事業	社会福祉法人聖隷福祉事業団 総合病院 聖隷三方原病院	H30.4.1	1,831,000	この事業は、静岡県、静岡市及び浜松市の共同実施である。この事業の目的を達成するには、この事業の目的を達成するには、精神保健福祉法の指定病院としての機能を有し、かつ身体合併症の救急医療にも対応できる医療機関であることが必要とされる。県内の該当医療機関は、聖隷三方原病院のみであり、代替性がない (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	健康福祉部 障害保健福祉課 (電話:053-457-2034)
79	精神科救急情報センター事務	地方独立行政法人静岡県立病院機構静岡県立こころの医療センター	H30.4.1	2,282,000	この事業は、静岡県、静岡市及び浜松市の共同実施である。この事業の目的を達成するには、24時間365日の体制で、県内の精神科病院や精神科診療所等と連絡調整をとることができ、かつ、公平な判断のもとで事務を処理することのできる機関である必要がある。県内の該当機関は、県立こころの医療センターのみであり、代替性がないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	健康福祉部 障害保健福祉課 (電話:053-457-2034)
80	休日・夜間精神医療相談窓口設置事務	公益社団法人日本精神科病院協会 静岡県支部	H30.4.1	1,184,000	この事業は、静岡県、静岡市及び浜松市の共同実施である。この事業の目的を達成するには、各地域に精通した精神科病院が相談窓口となるよう、各精神科病院と連絡調整を充分にとり県内の相談体制の構築ができる団体である必要がある。県内で該当の団体は、公益社団法人日本精神科病院協会静岡県支部のみであり、代替性がない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	健康福祉部 障害保健福祉課 (電話:053-457-2034)
81	第18回全国障害者スポーツ大会浜松市選手団派遣及び選手選考業務	公益財団法人静岡県障害者スポーツ協会	H30.4.1	11,740,928	本事業は、障害特性を熟知したノウハウのある業者に委託することが必要であるとともに、県下の選手をまとめるの選手合宿・結団式・大会への派遣を行うため、静岡県、静岡市と同一の団体に委託する必要がある。 このことを踏まえ、委託ができる団体は「公益財団法人静岡県障害者スポーツ協会」のみであり、代替性がないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	健康福祉部 障害保健福祉課 (電話:053-457-2034)

番号	業務委託の名称	契約の相手方	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
82	浜松市ひとり暮らし重度身体障害者等配食サービス業務	<ul style="list-style-type: none"> ・(福)聖隷福祉事業団 ・(福)峰栄会 ・(有)マルケイ ・(株)いづみ食品 ・志田(株) ・(株)ホクエイ ・(株)テンコム ・(株)さいわいトータルフードサービス ・(株)キッチンセンター掛川屋 	H30.4.1	1,331,000	<p>本事業実施要綱第6条に基づき、条件を満たす希望契約者全てと契約するため、競争入札に適さない。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>	健康福祉部 障害保健福祉課 (電話：053-457-2034)
83	浜松市障害者相談支援事業(南区)実施業務	<ul style="list-style-type: none"> ・(福)小羊学園 ・(医)好生会 	H30.4.1	11,182,800	<p>実施要綱に基づき浜松市障害者相談支援事業者台帳に登録された事業所を運営する法人に委託するため。(南区において台帳に登録されている事業所・法人は2事業所・2法人のみ)</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>	健康福祉部 障害保健福祉課 (電話：053-457-2034)
84	浜松市障害者相談支援事業(東区)実施業務	<ul style="list-style-type: none"> ・(福)天竜厚生会 ・(医社)至空会 	H30.4.1	9,072,360	<p>実施要綱に基づき浜松市障害者相談支援事業者台帳に登録された事業所を運営する法人に委託するため。(東区において台帳に登録されている事業所・法人は2事業所・2法人のみ)</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>	健康福祉部 障害保健福祉課 (電話：053-457-2034)
85	浜松市障害者福祉システム運用管理支援業務	富士通(株)浜松支店	H30.4.1	14,898,038	<p>本システムは指名業者が著作権を有しており、通常保守及び保守点検の範囲内で行われる軽微なシステム改修は、当該権利を有する開発業者に限定されるため。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>	健康福祉部 障害保健福祉課 (電話：053-457-2034)
86	障害介護給付費等支払事務	静岡県国民健康保険団体連合会	H30.4.1	12,829,000	<p>障害者総合支援法第29条第7項等により、介護給付費等の支払に関する事務を国民健康保険団体連合会に委託することができると規定されており、その委託先は都道府県の区域を区域とする国民健康保険団体連合会(国民健康保険法第45条第5項)に定められているため。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>	健康福祉部 障害保健福祉課 (電話：053-457-2034)
87	障害児通所給付費支払事務	静岡県国民健康保険団体連合会	H30.4.1	6,442,000	<p>児童福祉法第21条の5の7第14項等により、障害児通所給付費等の支払に関する事務を国民健康保険団体連合会に委託することができると規定されており、その委託先は都道府県の区域を区域とする国民健康保険団体連合会(国民健康保険法第45条第5項)に定められているため。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>	健康福祉部 障害保健福祉課 (電話：053-457-2034)

番号	業務委託の名称	契約の相手方	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
88	障害支援区分審査事務	一般社団法人浜松市医師会	H30. 4. 1	6, 477, 000	障害支援区分認定事務は、介護保険の要介護認定事務を基本に設計されており、医師の作成する医師意見書の取りまとめや、医師への研修等の連絡調整をする必要がある。これらができ、医療機関を統括することができる唯一の団体である浜松市医師会を選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	健康福祉部 障害保健福祉課 (電話：053-457-2034)
89	浜松市障害支援区分認定調査業務	・(福)ひかりの園 ・(福)小羊学園 ・(福)聖隷福祉事業団 ・(福)天竜厚生会	H30. 4. 1	2, 720, 000	障害者総合支援法第20条第2項により、認定調査に関する事務を、委託することができると規定されており、その委託先は市が委託した指定一般相談支援事業所・委託相談支援事業所及び障害者支援施設と定められているため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	健康福祉部 障害保健福祉課 (電話：053-457-2034)
90	浜松市移動支援事業	要綱規定により台帳に登載されている57事業所	H30. 4. 1	74, 513, 000	浜松市移動支援事業実施要綱に基づき浜松市地域生活支援事業（移動支援事業）実施施設・事業者台帳に登載され、本市と契約を希望すれば、全ての事業者と委託契約を締結することから、競争入札に適さないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	健康福祉部 障害保健福祉課 (電話：053-457-2034)
91	浜松市日中一時支援事業	要綱規定により台帳に登載されている58事業所	H30. 4. 1	83, 812, 000	浜松市の日中一時支援事業実施要綱に基づき浜松市地域生活支援事業（日中一時支援事業）実施施設・事業者台帳に登載され、本市と契約を希望すれば、全ての事業者と委託契約を締結することから、競争入札に適さないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	健康福祉部 障害保健福祉課 (電話：053-457-2034)
92	浜松市在宅重度身体障害者移動入浴サービス事業業務委託	医療法人社団心（訪問入浴サービス坂の上）他 8 事業所	H30. 4. 1	22, 669, 000	浜松市在宅重度身体障害者移動入浴サービス事業実施要綱に基づき、浜松市在宅重度身体障害者移動入浴サービス事業実施施設・事業者台帳に登載され、本市と契約を希望すれば、全ての事業者と委託契約を締結することから、競争入札に適さないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	健康福祉部 障害保健福祉課 (電話：053-457-2034)
93	浜松市在宅重度身体障害者社会福祉施設利用入浴サービス事業	・(福)聖隷福祉事業団(信生寮) ・(福)聖隷福祉事業団(和合愛光園) ・(福)慈恵会(西島寮) ・(福)峰栄会(さぎの宮寮) ・(福)天竜厚生会(厚生寮) ・(福)峰栄会(きじの里)	H30. 4. 1	3, 644, 000	浜松市在宅重度身体障害者社会福祉施設利用入浴サービス事業実施要綱第3条に基づき、事業実施の意向を協議し、指定単価で受託可能な施設を運営する社会福祉法人に委託することから、競争入札に適さないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	健康福祉部 障害保健福祉課 (電話：053-457-2034)

番号	業務委託の名称	契約の相手方	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
94	浜松市地域活動支援センター I 型事業業務委託	<ul style="list-style-type: none"> ・ (医) 好生会 ・ (医社) 至空会 ・ (福) みどりの樹 ・ (福) 聖隷福祉事業団 	H30. 4. 1	44, 496, 000	<p>本事業を実施する事業者は、浜松市障害者相談支援事業者台帳に登録された法人のうち、浜松市地域生活支援事業（地域活動支援センター I 型）実施施設・事業者台帳に登録された指定単価で受託可能な施設を運営する法人であるため</p> <p>（地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当）</p>	健康福祉部 障害保健福祉課 (電話：053-457-2034)
95	浜松市保育所等巡回支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ (福) 浜松市社会福祉事業団 ・ (福) ひかりの園 	H30. 4. 1	26, 238, 000	<p>当該業務の実施については、国の実施要綱の中で、専門員の適切な専門性の確保が明記されている。障がい児の早期発見、早期対応のための助言や技術指導を行うには、児童発達支援事業所の中でも特に専門性を有するセンター事業所の対応が適しているため、(福) 浜松市社会福祉事業団、(福) ひかりの園の2団体に限定される。</p> <p>（地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当）</p>	健康福祉部 障害保健福祉課 (電話：053-457-2034)
96	浜松市福祉人材バンク運営業務	社会福祉法人浜松市社会福祉協議会	H30. 4. 1	16, 500, 000	<p>本業務は、全国共通の業務ソフトを活用して、中央福祉人材センター及び全国都道府県福祉人材センター・福祉人材バンクと密接な連携を図ること、業務内容の実施に必要な職業安定法に基づく福祉人材無料紹介事業の許可を受けていることが必須である。指名業者はこれを満たす唯一の団体であるため。</p> <p>（地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当）</p>	健康福祉部 高齢者福祉課 (電話：053-457-2789)

番号	業務委託の名称	契約の相手方	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
97	ささえあいポイント事業 管理機関業務委託	社会福祉法人浜松市 社会福祉協議会	H30.4.1	10,700,000	当事業は、市内全域を対象とし、介護施設などの参加を得て実施する事業であるとともに、地域を単位とした、話し相手などの支援を求める住民ボランティアとのコーディネートやボランティア活動を希望する住民への相談支援などが必要な事業である。浜松市社会福祉協議会は、社会福祉法第109条の規定により、社会福祉を目的とする事業を経営するもの及び社会福祉に関する活動を行うものが参加し、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体である。また、法人の定款において、社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助を事業として行うこととしており、ボランティア活動の育成を通してボランティア研修等の知識を有するとともに、地区センター・事業所を通じ、社会福祉協議会、民生委員、地域包括支援センターなどとの連携を行っている。この点において、当事業の目的を達成するための実施体制を備えた団体は浜松市社会福祉協議会が唯一の団体であり、他に代替性がないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	健康福祉部 高齢者福祉課 (電話：053-457-2789)
98	浜松市高齢者元気はつらつ教室事業	社会福祉法人浜松市 社会福祉協議会	H30.4.1	118,320,000	浜松市高齢者元気はつらつ教室事業実施要綱(平成29年4月1日施行)に基づき、「浜松市高齢者元気はつらつ教室事業者台帳」に登録された事業に委託するため。(中区・東区・西区・南区・北区において台帳に登録されている事業所は1事業所のみ) (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	健康福祉部 高齢者福祉課 (電話：053-457-2361)
99	自立体力診断事業	社会福祉法人浜松市 社会福祉協議会	H30.4.1	8,747,000	この事業の目的を達成するためには、地域の高齢者が集う地区社会福祉協議会によるサロン活動での実施の働きかけが必要不可欠である。指名業者は、地区社会福祉協議会の育成支援を行う唯一の団体であり、代替性がないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	健康福祉部 高齢者福祉課 (電話：053-457-2361)
100	地域リハビリテーション 活動支援事業	静岡県リハビリテーション 専門職団体協議会	H30.4.1	1,271,000	この事業の目的を達成するためには、リハビリテーションに関する専門的知識に精通していることが必要とされる。理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の資格を持つ人材を常に有し、地域リハビリテーションに関する人材育成を行っており、対象団体からの希望に応じ人材を派遣することができる団体は指名業者のみであり、代替性がないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	健康福祉部 高齢者福祉課 (電話：053-457-2361)

番号	業務委託の名称	契約の相手方	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
101	平成30年度浜松市地域包括支援システム保守管理業務	日本事務器株式会社 静岡支店	H30. 4. 1	7, 678, 152	当該システムは、指名業者が開発し、独自のカスタマイズを加えたものであることから、当該開発業者が保守を行うのでなければ、不具合等が発生した際に使用を熟知していないために対応が遅れが出るなど、その使用に著しい支障を生ずるおそれがあるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	健康福祉部 高齢者福祉課 (電話：053-457-2361)
102	浜松市介護予防ケアマネジメント業務	医療法人社団あずま会 他21者	H30. 4. 1	209, 896, 000	指名業者は、介護保険法第115条の47第4項に基づき、厚生労働省令で定める基準に適合し、かつ、第一号介護予防支援事業を実施することができる唯一の団体であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	健康福祉部 高齢者福祉課 (電話：053-457-2361)
103	在宅医療・介護連携相談センター運営業務	公益財団法人浜松市医療公社	H30. 4. 1	36, 150, 000	当事業は、医療・介護連携促進を図ることを目的に、公正中立な立場で全市域からの相談対応を行うものである。指名業者は、浜松市長が開設者の市内唯一の公立病院を運営している公益法人である。また、法人の評議員に三師会代表が就任しており、地域の医療関係者と連携を密にした事業実施が可能である代替性のない特定の者であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	健康福祉部 高齢者福祉課 (電話：053-457-2105)
104	浜松地域在宅医療・介護連携推進業務	一般社団法人浜松市医師会	H30. 4. 1	7, 000, 000	地域の在宅医療・介護連携を推進するためには、在宅診療を実施する医師を中心とした支援者同士のネットワーク構築が必須である。指名業者は、医療・介護連携の中心となる在宅診療を実施する医師が所属する浜松地域（中区、東区、南区、西・北区の一部）内の唯一の団体であり、他に代替性のない特定の者であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 号該当)	健康福祉部 高齢者福祉課 (電話：053-457-2105)
105	天竜地域在宅医療・介護連携推進業務	一般社団法人磐周医師会	H30. 4. 1	4, 000, 000	地域の在宅医療・介護連携を推進するためには、在宅診療を実施する医師を中心とした支援者同士のネットワーク構築が必須である。指名業者は、医療・介護連携の中心となる在宅診療を実施する医師が所属する天竜地域内の唯一の団体であり、他に代替性のない特定の者であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 号該当)	健康福祉部 高齢者福祉課 (電話：053-457-2105)
106	中区認知症初期集中支援業務	医療法人社団澤記念会	H30. 4. 1	1, 956, 000	指名業者は、中区において当該事業のサポート医の要件に合致した医師がおり、また認知症ケアに精通した精神科病院協会に加盟しかつ相談室を有しており、認知症の相談・支援に応じるための複数の専門職による運営体制が整った唯一の医療機関であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	健康福祉部 高齢者福祉課 (電話：053-457-2105)

番号	業務委託の名称	契約の相手方	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
107	南・西区認知症初期集中支援業務	医療法人好生会	H30.4.1	1,956,000	指名業者は、南・西区において当該事業のサポート医の要件に合致した医師がおり、また認知症ケアに精通した精神科病院協会に加盟しかつ相談室を有しており、認知症の相談・支援に応じるための複数の専門職による運営体制が整った唯一の医療機関であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	健康福祉部 高齢者福祉課 (電話：053-457-2105)
108	東・北区認知症初期集中支援業務	医療法人社団種光会	H30.4.1	1,680,000	指名業者は、東・北区において当該事業のサポート医の要件に合致した医師がおり、また認知症ケアに精通した精神科病院協会に加盟しかつ相談室を有しており、認知症の相談・支援に応じるための複数の専門職による運営体制が整った唯一の医療機関であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	健康福祉部 高齢者福祉課 (電話：053-457-2105)
109	浜北・天竜区認知症初期集中支援業務	医療法人社団大法会	H30.4.1	1,680,000	指名業者は、浜北・天竜区において当該事業のサポート医の要件に合致した医師がおり、また認知症ケアに精通した精神科病院協会に加盟しかつ相談室を有しており、認知症の相談・支援に応じるための複数の専門職による運営体制が整った唯一の医療機関であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	健康福祉部 高齢者福祉課 (電話：053-457-2105)
110	ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業(遠鉄タクシー株式会社設置分)	遠鉄タクシー株式会社	H30.4.1	11,900,895	緊急通報システム機器の設置業者とその機器からの通報を受け付けるコールセンターの運営業者は同一であることから、指名業者以外では事業実施ができないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	健康福祉部 高齢者福祉課 (電話：053-457-2789)
111	ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業(富士通ソーシャルライフシステムズ株式会社設置分)	富士通ソーシャルライフシステムズ株式会社	H30.4.1	15,666,696	緊急通報システム機器の設置業者とその機器からの通報を受け付けるコールセンターの運営業者は同一であることから、指名業者以外では事業実施ができないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	健康福祉部 高齢者福祉課 (電話：053-457-2789)
112	ひとり暮らし高齢者等配食サービス事業	社会福祉法人公友会ほか22者	H30.4.1	25,600,860	市全域に配食サービスを実施するためには複数の業者と契約する必要があるため、在宅配食サービス指針(平成8年5月13日付け厚労省老人保健福祉局長通知)の遵守などの条件を示して公募したところ、受託希望があり、サービス提供能力を有する業者は、指名業者(案)のみであるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	健康福祉部 高齢者福祉課 (電話：053-457-2789)

番号	業務委託の名称	契約の相手方	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
113	生活支援コーディネート (市域レベル) 業務	社会福祉法人浜松市 社会福祉協議会	H30. 4. 1	6, 567, 000	本事業の目的である地域の生活支援・介護予防サービスの提供体制の整備を行うために、国のガイドラインが示した公益的な視点、公平中立性、多様な地域のサービス提供主体との連絡調整能力、地域のボランティア団体等への中間支援実績などの条件を満たしながら、全市域において業務を行うことが可能な団体は、地区センターを設置し、市民ボランティアの育成や福祉関係NPO団体との連携、地区社会福祉協議会の設立・運営の支援により地域福祉活動を行っている指名業者（案）が唯一の団体であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	健康福祉部 高齢者福祉課 (電話：053-457-2790)
114	生活支援コーディネート (地域包括支援センター 担当圏域レベル) 業務	社会福祉法人浜松市 社会福祉協議会	H30. 4. 1	19, 499, 000	本業務は、地域包括支援センターの担当圏域単位で高齢者の求める生活支援ニーズを把握するとともに、当該地域の地縁組織や福祉関係者とのこれまでの関わりを活かしながら、協議体での議論を踏まえ生活支援サービス拡充に向け働きかけを行うことが必須である。指名業者（案）は、市内に地区センターを設置して、各地域の地区社会福祉協議会の活動立ち上げ・運営支援を行っており、本事業の実施にあたり代替性がないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	健康福祉部 高齢者福祉課 (電話：053-457-2790)
115	浜松市要介護認定審査業務	一般社団法人浜松市 医師会	H30. 4. 1	127, 118, 000	この事業の目的を達成するためには、医療機関との連携のもとに実施する必要がある。医療機関との連絡調整は医師会のみであり、旧浜松市管内全域の医療機関を統一できる唯一の機関であり、他に代替性がないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	健康福祉部 介護保険課 (電話：053-457-2861)
116	国民年金システム改修業務 (様式統一化対応及び 年金生活者支援給付金情報 交換媒体仕様改訂対応)	日本電気株式会社 浜松支店	H30. 4. 2	5, 580, 360	国民年金システムは契約業者が著作権を有しており、システム改修は、当該権利を有する開発業者に限定されるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	健康福祉部 国保年金課 (電話：053-457-2637)
117	特定健康診査・特定保健 指導等業務	・一般社団法人 浜松市医師会 ・特定非営利活動法人 浜松市医師会	H30. 4. 1	921, 689, 026	特定健康診査、後期高齢者健康診査及び特定保健指導の業務を実施できるのは、医師等の有資格者と限定されており、市内全域を対象として行う事業であり、検査手法や判断基準など業務を統一的に実施できるのは市内の医療機関のとりまとめをしている一般社団法人浜松市医師会と特定非営利活動法人浜松市医師会のみであるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	健康福祉部 国保年金課 (電話：053-457-2638)
118	国民健康保険システム改 修業務委託（高額療養費 制度改正（高齢者所得区 分の細分化）対応）	日本電気株式会社 浜松支店	H30. 6. 22	10, 281, 600	本システムは指名業者が著作権を有しており、システム改修は当該権利を有する開発業者に限定されるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	健康福祉部 国保年金課 (電話：053-457-2834)

番号	業務委託の名称	契約の相手方	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
119	国民健康保険システム改修業務委託（高額療養費制度改正（高齢者所得区分の細分化）対応）	日本電気株式会社 浜松支店	H30. 6. 22	24, 753, 600	本システムは指名業者が著作権を有しており、システム改修は当該権利を有する開発業者に限定されるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	健康福祉部 国保年金課 (電話：053-457-2834)
120	口座振替勧奨・再振替案内及び訪問実態調査業務	株式会社 アイ・シー・アール	H30. 4. 1	11, 556, 000	本業務は、個人情報を取り扱う業務であることから厳密な機密保持を求められる。また、市税及び国民健康保険料の電話・訪問催告業務と対象者の一部が重複するなど密接な関連があり連携しながら一体的に行う必要があるため、電話・訪問催告業務の受託業者を指名する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	健康福祉部 国保年金課 (電話：053-457-2873)
121	浜松市救急診療業務	一般社団法人浜松市医師会	H30. 4. 1	296, 178, 164	診療業務を実施するためには、医師免許を有していることが必要である。また救急診療業務は不特定多数の者の利益の増進に寄与するものであり、公益性が高い事業であることから、医師の所属団体である浜松市医師会以外には当該業務を行う適切な団体がなく、業務の性質と目的が競争入札に適さないものであるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	健康福祉部 健康医療課 (電話：053-453-6178)
122	浜松市夜間救急室調剤業務	一般社団法人浜松市薬剤師会	H30. 4. 1	8, 775, 574	調剤業務を実施するためには、薬剤師の資格を有していることが必要である。また、夜間救急室における調剤業務は、不特定多数の者の利益の増進に寄与するものであり、公益性が高い事業であることから、薬剤師の所属団体である浜松市薬剤師会以外には当該業務を行う適切な団体がなく、業務の性質と目的が競争入札に適さないものであるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	健康福祉部 健康医療課 (電話：053-453-6178)
123	浜松市夜間救急室清掃業務	アロマジックサービス株式会社	H30. 4. 1	1, 358, 899	夜間救急室は浜松市医師会館内に設置しており、夜間救急室専用部分のほか、浜松市医師会との共有部分の清掃もあり、効率性、経済性等を考慮して、浜松市医師会が契約を締結する業者と随意契約を締結するため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	健康福祉部 健康医療課 (電話：053-453-6178)

番号	業務委託の名称	契約の相手方	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
124	平成30年度浜松市自殺対策における多職種連携支援事業	特定非営利活動法人遠州精神保健福祉をすすめる市民の会	H30.4.1	2,000,000	本事業は、精神保健分野の専門性を生かすことが不可欠である。遠州精神保健福祉をすすめる市民の会（通称E-JAN）は、精神保健福祉士を多数抱え、市内の精神科医療機関とのネットワークを持っている唯一の団体であることや、法律分野と精神保健分野の専門家との連携に不可欠な信頼関係が根付いていること、自殺ハイリスク者に対する正確な見立てとコーディネートができることなど、本事業を実施できるのは当該団体以外にいないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	健康福祉部 健康医療課 (電話：053-453-6178)
125	浜松市くすりの相談室事業業務	一般社団法人浜松市薬剤師会	H30.4.1	1,400,000	くすりの相談業務を実施するためには、薬剤師の資格を有していることが必要であり、不特定多数の者からの相談に応じるという公益性の高い業務であることから、薬剤師の所属団体である浜松市薬剤師会以外には当該業務を行う団体がいないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	健康福祉部 健康医療課 (電話：053-453-6178)
126	予防接種等業務	一般社団法人浜松市医師会	H30.4.1	1,524,587,403	特殊技術が必要であり、旧浜松市管内全域の予防接種実施可能な医療機関を統括することができ、各地域に安定的に接種環境を提供できる機関であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	健康福祉部 健康増進課 (電話：053-453-6119)
127	定期予防接種の市町間相互乗入れ業務	一般社団法人静岡県医師会	H30.4.1	7,753,298	静岡県が県内市町からの委託契約締結の委任を受け、一般社団法人静岡県医師会との間で委託契約を締結し実施する業務であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	健康福祉部 健康増進課 (電話：053-453-6119)
128	休日救急歯科診療業務	一般社団法人浜松市歯科医師会	H30.4.1	15,462,036	専門技術が必要であり、市内各地域の歯科医療機関を統括できる機関であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	健康福祉部 健康増進課 (電話：053-453-6129)
129	歯科訪問診査業務	一般社団法人浜松市歯科医師会	H30.4.1	3,810,132	専門技術が必要であり、市内各地域の歯科医療機関を統括できる機関であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	健康福祉部 健康増進課 (電話：053-453-6129)

番号	業務委託の名称	契約の相手方	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
130	個別がん検診等業務	・一般社団法人浜松市医師会 ・一般社団法人浜松市浜北医師会 ・特定非営利活動法人浜松市医師会	H30. 4. 1	1, 248, 221, 171	専門技術が必要であり、各地域の医療機関を統括できる機関であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	健康福祉部 健康増進課 (電話：053-453-6125)
131	集団がん検診等業務	社会福祉法人聖隷福祉事業団 聖隷予防検診センター	H30. 4. 1	14, 787, 556	指定する地域及び日程にて多数の受診者の検診が可能な専門スタッフ及び検診車を整備しており、集団がん検診事業を実施してきた実績により、過去の検診結果も踏まえたより精度の高い診断が可能である。またH26契約時に市内各検診センターへ当業務の実施可否について確認したところ指名業者を除き全て対応困難である旨が確認されており、指名業者が当業務の実施可能な唯一の市内医療機関であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	健康福祉部 健康増進課 (電話：053-453-6125)
132	いきいき健診業務	・一般社団法人浜松市医師会 ・一般社団法人浜松市浜北医師会 ・特定非営利活動法人浜松市医師会	H30. 4. 1	6, 227, 776	専門技術が必要であり、各地域の医療機関を統括できる機関であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	健康福祉部 健康増進課 (電話：053-453-6125)
133	歯周病検診業務	一般社団法人浜松市歯科医師会	H30. 4. 1	32, 120, 028	専門技術が必要であり、各地域の歯科医療機関を統括できる機関であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	健康福祉部 健康増進課 (電話：053-453-6125)
134	3歳児健康診査業務	・一般社団法人浜松市医師会 ・一般社団法人引佐郡医師会	H30. 4. 1	37, 903, 096	専門技術が必要であり、各地域の医療機関を統括できる機関であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	健康福祉部 健康増進課 (電話：053-453-6117)

番号	業務委託の名称	契約の相手方	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
135	先天性代謝異常等検査業務	公益財団法人静岡県予防医学協会 浜松健診センター	H30.4.1	25,748,500	専門技術が必要であると同時に、医療機関との連携を図ることができる県内で唯一の業者であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	健康福祉部 健康増進課 (電話：053-453-6117)
136	多胎妊婦健康診査業務	社会福祉法人聖隷福祉事業団 総合病院 聖隷浜松病院ほか4者	H30.4.1	1,168,000	より専門的医療体制が整った医療機関での実施が必要なため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	健康福祉部 健康増進課 (電話：053-453-6117)
137	妊婦歯科健康診査業務	一般社団法人浜松市歯科医師会	H30.4.1	12,601,437	専門技術が必要であり、各地域の歯科医療機関を統括できる機関であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	健康福祉部 健康増進課 (電話：053-453-6117)
138	母子訪問指導業務	浜松市助産師会	H30.4.1	22,542,798	専門技術が必要であり、各地域の助産師を統括する機関であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	健康福祉部 健康増進課 (電話：053-453-6117)
139	乳児精密健康診査及び1歳6か月児精密健康診査業務	社会福祉法人聖隷福祉事業団 総合病院 聖隷浜松病院ほか8者	H30.4.1	1,543,000	より専門的医療体制が整った医療機関での実施が必要なため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	健康福祉部 健康増進課 (電話：053-453-6117)
140	保健総合管理システム機能改修(平成30年度新規事業等対応)業務	日本コンピューター株式会社	H30.4.6	5,508,000	開発業者以外では、現行システムの解析に時間と金額がかかることと、保守・改修後における運用の安全性、信頼性を維持するためには、開発業者以外ではできないため。また、ソフトの著作権の点からも開発業者以外では対応が難しいため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	健康福祉部 健康増進課 (電話：053-453-6117)
141	特定医療(指定難病)診療報酬審査支払事務	・静岡県国民健康保険団体連合会 ・社会保険診療報酬支払基金静岡支部	H30.4.1	6,493,647	難病法第25条第3項及び第4項により、公費負担医療機関に対する特定医療費の審査及び支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金と国民健康保険団体連合会に委託できると規定されているため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	健康福祉部 健康増進課 (電話：053-453-6116)

番号	業務委託の名称	契約の相手方	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
142	浜松市子どものこころの健康づくりに係る体制整備支援事業業務	国立大学法人 浜松医科大学	H30. 4. 1	10,000,000	児童青年期精神医学講座を開設する精神科神経科を有し、臨床機能と研究機能を兼ね備えているため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	健康福祉部 精神保健福祉センター (電話：053-457-2709)
143	中山間地域等自殺対策訪問相談事業業務	社会福祉法人 天竜厚生会	H30. 4. 1	13,836,999	中山間地域をエリアとする精神科医療機関と、精神障害に特化した相談支援事業所を兼ね備える唯一の法人であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	健康福祉部 精神保健福祉センター (電話：053-457-2709)
144	浜松市外国人子どもと家庭のこころの健康相談等支援事業業務	公益社団法人 浜松国際交流協会	H30. 4. 1	9,759,484	在住外国人に対して、母国語(ポルトガル語)でメンタルヘルスの相談を行うことができる専門性の高い心理士、及び医療機関での通訳経験のある心理士が所属する市内唯一の事業所であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	健康福祉部 精神保健福祉センター (電話：053-457-2709)
145	平成30年度 浜松市ひきこもり相談支援事業業務	特定非営利活動法人 遠州精神保健福祉をすすめる市民の会	H30. 4. 1	26,268,300	訪問支援(アウトリーチ)を含めたひきこもり相談支援を実施することが可能であり、精神保健福祉士等の専門職が複数名所属する市内唯一の事業者であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	健康福祉部 精神保健福祉センター (電話：053-457-2709)
146	臨地実習業務委託	公益財団法人浜松市医療公社	H30. 4. 1	1,581,120	①実習に必要な設備や指導者が適切に配置されており、充実した実習環境が整っているため。 ②本校から近距離にあることにより、教員によるきめ細かい指導や対応が可能となるため。 ③他の病院施設はそれぞれ付属や関連する養成所が既に入っており、新たな受け入れは困難であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	健康福祉部 看護専門学校 (電話：053-455-0891)
147	実験室系特殊空調装置及び排気装置等維持管理業務	日管株式会社	H30. 4. 1	9,696,240	有機溶剤や酸・アルカリ液等を扱うことから、一般施設とは異なる特殊な空調を用いている。排気装置は有害物を放出しない特殊な装置となっており、これを扱える業者は、研究所設立時からの設置業者の日管(株)以外にないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	健康福祉部 保健環境研究所 (電話：053-411-1311)

番号	業務委託の名称	契約の相手方	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
148	安全実験室等維持管理業務	日立アプライアンス株式会社中部支店	H30.4.1	3,704,400	研究所内にある安全実験室及びクリーンルームは陰圧又は陽圧の構造を有しており、このシステムは日立アプライアンス独自の特殊技術で専門的知識が必要であり、施工業者のこの業者以外では取扱いが不可能なため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	健康福祉部 保健環境研究所 (電話：053-411-1311)
149	大気汚染常時監視システム保守業務	グリーンブルー株式会社	H30.4.1	1,144,800	システムを熟知した開発者でなければ適切な保守ができないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	健康福祉部 保健環境研究所 (電話：053-411-1311)
150	浜名湖及び遠州灘水域水質調査業務	富士通クオリティ・ラボ・環境センター株式会社 浜松事業所	H30.4.16	5,637,600	浜名湖水域の環境基準達成状況の評価は、県と市の調査地点の水質の平均値により判断していること、また、より正確に評価するため採水から測定までを県と同じ条件で行うことや、同じ業者が同日に採水するため用船費等が安価となることから、県が行う指名競争入札の落札業者と随意契約(1者特命)する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	健康福祉部 保健環境研究所 (電話：053-411-1311)
151	狂犬病予防注射事業実施業務	一般社団法人浜松市獣医師会	H30.4.1	14,975,000	厚生事務次官通知において、「予防注射は原則として開業獣医に行わせること」とされており、指名業者は、業務を遂行するための専門的技術を有する獣医師の団体である。また、狂犬病予防注射の周知、狂犬病予防定期集合注射の実施、徴収事務取りまとめ、狂犬病予防法の啓発等すべての業務を実施可能な市内唯一の団体である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	健康福祉部 保健総務課 (電話：053-453-6111)
152	犬鑑札等交付及び手数料徴収事務	一般社団法人浜松市獣医師会及びその他開業動物病院(合計19者)	H30.4.1	3,500,000	狂犬病予防注射は、獣医師により行われるものであり、また、厚生事務次官通知において、「予防注射を受けさせた犬の所有者が個々に保健所への注射済票の交付を受けに行く煩雑を避けるため、あらかじめ開業獣医師に注射済票を渡しておく、その交付について保健所長に報告せしめるような便法を講じても差し支えないこと」とされている。これにより、市内の開業獣医師で組織する一般社団法人浜松市獣医師会及びその他の開業獣医師(合計19者)と特命で契約を結ぶこととした。なお、多くの動物病院において、狂犬病予防注射と犬の登録関係事務及び徴収事務が同時に行われることにより、市民サービスが向上し予防注射実施率の維持向上が図られる。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	健康福祉部 保健総務課 (電話：053-453-6111)

番号	業務委託の名称	契約の相手方	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
153	浜松市食品衛生確保業務委託	一般社団法人浜松市食品衛生協会	H30.4.1	9,597,960	<p>本業務の実施においては、食品事業者による自主的な衛生管理を進めることで市内食品営業施設等の衛生を確保し食の安全性の向上を図ることを目的としており、(一社)浜松市食品衛生協会は、食品衛生の向上を目的として設立した(公益社)日本食品衛生協会の下部組織であって、本業務遂行に必須な下記事項を満たす管内唯一の団体であるため。</p> <p>①食品衛生の専門知識を有する人材である食品衛生推進員及び食品衛生指導員を多数有し活発に活動している。</p> <p>②管内の食品営業者を統括する組織体制が構築されている。</p> <p>③食品衛生の向上に意欲的であり、自主衛生管理の推進に係る実績を有している。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>	健康福祉部 生活衛生課 (電話：053-453-6114)
154	結核接触者健康診断業務	公益財団法人浜松市医療公社外20者	H30.4.1	4,864,946	<p>結核診断及び治療経験があり専門性を有する呼吸器科医師のいる病院・診療所以外では確実な診断ができないため、検診を受ける者の利便性に配慮し市内の各地域から経験のある呼吸器科医師のいる病院・診療所を選定する。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>	健康福祉部 生活衛生課 (電話：053-453-6118)
155	浜松市食品衛生確保業務(浜北)	浜北食品衛生協会	H30.4.1	1,032,000	<p>浜北食品衛生協会は、食品衛生の向上を目的として設立した(公社)日本食品衛生協会の下部組織であり、本業務遂行に必須な下記事項を満たす浜北区内唯一の団体である。</p> <p>①食品衛生の専門知識を有する人材である食品衛生推進員及び食品衛生指導員を多数有し活発に活動している。</p> <p>②管内の食品営業者を統括する組織体制が構築されている。</p> <p>③食品衛生の向上に意欲的であり、自主衛生管理の推進に係る実績を有している。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>	健康福祉部 保健所浜北支所 (電話：053-585-1398)
156	浜松市食品衛生確保業務(北遠)	北遠食品衛生協会	H30.4.1	1,209,000	<p>北遠食品衛生協会は、食品衛生の向上を目的として設立した(公社)日本食品衛生協会の下部組織であり、本業務遂行に必須な下記事項を満たす天竜区内唯一の団体である。</p> <p>①食品衛生の専門知識を有する人材である食品衛生推進員及び食品衛生指導員を多数有し活発に活動している。</p> <p>②管内の食品営業者を統括する組織体制が構築されている。</p> <p>③食品衛生の向上に意欲的であり、自主衛生管理の推進に係る実績を有している。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>	健康福祉部 保健所浜北支所 (電話：053-585-1398)
157	はままつ婚活イベント事業	株式会社SBSプロモーション浜松支社	H30.6.22	2,850,000	<p>業務の内容や性質、目的から価格競争で受託者を決定することが適当でないため、公募型プロポーザル方式により調達を行い、企画提案の内容を評価・採点した結果、当該事業者を最適事業者と決定したため。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>	こども家庭部 次世代育成課 (電話：053-457-2795)

番号	業務委託の名称	契約の相手方	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
158	はままつ婚活アドバイザー業務	公益社団法人浜松市シルバー人材センター	H30.4.1	5,281,200	<ul style="list-style-type: none"> ・H28,29年度の2か年にかけて実施した婚活支援のための専門的な研修を受講し、かつ別に実施する婚活イベント事業において、実際に参加者への婚活支援や相談等の実務経験を積んだ人材を市内に蓄積することが必須の事業である。 ・市が実施する結婚支援事業は、民間と比較して安心と信頼性が重視されることや、結婚に対する取り組みに不安を抱いている市民を対象としていることから、公益性がありかつ結婚支援事業の十分な実績がある団体が実施することが必要。 ・29年度のイベント参加者等のサポートの実施にあたり、参加者が安心できる状況の下で円滑な相談事務を実施する必要があり、29年度と一貫した相談業務とするためには、本事業のノウハウを持ち、29年度の状況を把握している団体が実施することが適当である。 <p>上記全ての条件を満たすのは、公益社団法人浜松市シルバー人材センター以外にないため。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>	こども家庭部 次世代育成課 (電話：053-457-2795)
159	児童家庭支援センター設置運営事業業務委託	特定非営利活動法人しずおか・子ども家庭プラットフォーム	H30.4.1	10,007,000	<p>児童福祉法(昭和22年法律第164号)第44条の2第1項に基づく児童家庭支援センターを運営するにあたり、委託業務仕様書の4の業務を遂行できる人材を備え、適切な運営ノウハウを有する事業者は、子どもと家庭及びその支援者を支援することを目的に設立された選定事業者の他にないため。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>	子ども家庭部 子育て支援課 (電話：053-457-2792)
160	浜松市子どもの未来サポート事業委託	社会福祉法人浜松市社会福祉協議会	H30.4.1	11,965,320	<p>平成29年度、公募型提案方式による事業者選定を行い、評価委員会により、事業者を選定した。平成29年度中に築いたネットワークを生かし、また、継続的な学習支援の場を提供することで、居場所としての機能を十分果たすため、一者特命とする。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>	子ども家庭部 子育て支援課 (電話：053-457-2792)
161	平成30年度児童福祉システム(母子家庭等医療)システム改修業務委託	日本電気株式会社 浜松支店	H30.4.1	23,112,000	<p>本市の児童福祉システムは日本電気株式会社のパッケージシステムを使用しており、当該システムを熟知していることから、安全かつ適切に本業務を遂行することができる。平成30年10月の浜松市母子家庭等医療費助成制度改正におけるシステムの機能改修については、短期間で確実な実施が必須であり、当該システムの構築業者である日本電気株式会社でなければ、業務を遂行できないため。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>	子ども家庭部 子育て支援課 (電話：053-457-2792)
162	浜松市母子父子寡婦福祉資金システム保守管理業務	株式会社佐賀電算センター	H30.4.1	1,338,120	<p>母子父子寡婦福祉資金システムは佐賀電算センターのパッケージを導入し、一部カスタマイズしている。番号法に伴うデータ入力の誤入力は即日修正が必要であり、保守業者の支援によりデータの修正が行われる。迅速なトラブル対応及び保守業務の円滑な実施のためには開発業者への委託が必要である。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>	子ども家庭部 子育て支援課 (電話：053-457-2792)

番号	業務委託の名称	契約の相手方	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
163	浜松市子どもシステム保守運用支援業務委託	富士通株式会社 浜松支店	H30.4.1	9,681,120	<p>子どもシステムを円滑に運営していくためのトラブル対応や保守運用業務は、システム構築業者以外に対処ができない。このことから富士通株式会社へ委託する。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>	子ども家庭部 子育て支援課 (電話：053-457-2792)
164	浜松市発達障害者支援センター運営事業	浜松市発達障害者支援センター運営事業特定業務委託共同企業体 社会福祉法人浜松市社会福祉事業団	H30.4.1	88,799,760	<p>社会福祉法人浜松市社会福祉事業団は、附属診療所による診療と、臨床心理士や社会福祉士等による療育を併せて実施しており、発達障害に関する医療と療育による支援のノウハウの蓄積が大きい。しかし、拡充した業務には実施困難な事業があるため、それを補完可能な団体を含めたJV方式の契約方式をとることで、市民ニーズに対応した機能強化を果たした事業形態での委託ができる。</p> <p>本事業は、法改正を踏まえた本市における発達障害者への包括的な支援体制の推進に向け、経験を有する相談対応者による継続した支援が求められるため、現事業者を含めた共同企業体の団体でないと実施できない</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>	子ども家庭部 子育て支援課 (電話：053-457-2792)
165	浜松市発達支援広場事業(Aコース)業務委託(7会場分)	社会福祉法人浜松市社会福祉事業団 NPO遠州精神保健福祉をすすめる市民の会 社会福祉法人小羊学園 社会福祉法人ひかりの園	H30.4.1	24,227,404	<p>発達障がい疑いのある子どもとその保護者に対する療育的支援を目的とする事業のため、幼児期の発達や発達障害に対する認識や専門的スキルを有する事業者であること。さらに母子保健や発達相談支援センターと十分な連携を行うことも、事業者の必要条件となる。発達障害児の診療や児童発達支援事業、療育機関での職務経験のある職員を有しており、当該の事業運営を円滑かつ十分に遂行でき、かつ事業を安定的に供給できる体制を整えている事業者は、本選定事業者のみである。そのため、随意契約にて本事業を委託する。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>	子ども家庭部 子育て支援課 (電話：053-457-2792)
166	浜松市発達支援広場事業(Bコース)業務委託(3会場分)	社会福祉法人ひかりの園 社会福祉法人浜松市社会福祉事業団	H30.4.1	20,787,000	<p>発達障がい疑いのある子どもとその保護者に対する療育的支援を目的とする事業のため、幼児期の発達や発達障害に対する認識や専門的スキルを有する事業者であること。さらに母子保健や発達相談支援センターと十分な連携を行うことも、事業者の必要条件となる。発達障害児の診療や児童発達支援事業、療育機関での職務経験のある職員を有しており、当該の事業運営を円滑かつ十分に遂行でき、かつ事業を安定的に供給できる体制を整えている事業者は、本選定事業者のみである。そのため、随意契約にて本事業を委託する</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>	子ども家庭部 子育て支援課 (電話：053-457-2792)
167	浜松市病児・病後児保育事業委託業務	社会福祉法人七恵会(中央ながかみ保育園)	H30.4.1	11,231,000	<p>病気又は病気回復期にある児童の一時預かりを行うことにより、保護者の子育てと就労を支援するとともに、児童福祉の向上を図る事業であり、業務の性質上、競争入札に適しないため。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>	子ども家庭部 幼児教育・保育課 (電話：053-457-2118)

番号	業務委託の名称	契約の相手方	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
168	浜松市病児・病後児保育事業委託業務	社会福祉法人明康会 (みどり保育園)	H30.4.1	9,212,000	病気又は病気回復期にある児童の一時預かりを行うことにより、保護者の子育てと就労を支援するとともに、児童福祉の向上を図る事業であり、業務の性質上、競争入札に適さないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	こども家庭部 幼児教育・保育課 (電話：053-457-2118)
169	浜松市病児・病後児保育事業委託業務	株式会社A's Bee (みつばち保育園)	H30.4.1	11,231,000	病気又は病気回復期にある児童の一時預かりを行うことにより、保護者の子育てと就労を支援するとともに、児童福祉の向上を図る事業であり、業務の性質上、競争入札に適さないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	こども家庭部 幼児教育・保育課 (電話：053-457-2118)
170	浜松市病児・病後児保育事業委託業務	医療法人社団エスケアー (桜町クリニック)	H30.4.1	18,803,000	病気又は病気回復期にある児童の一時預かりを行うことにより、保護者の子育てと就労を支援するとともに、児童福祉の向上を図る事業であり、業務の性質上、競争入札に適さないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	こども家庭部 幼児教育・保育課 (電話：053-457-2118)
171	浜松市病児・病後児保育事業委託業務	社会福祉法人聖隷福祉事業団 (聖隷こども園めぐみ)	H30.4.1	4,471,000	病気回復期にある児童の一時預かりを行うことにより、保護者の子育てと就労を支援するとともに、児童福祉の向上を図る事業であり、業務の性質上、競争入札に適さないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	こども家庭部 幼児教育・保育課 (電話：053-457-2118)
172	浜松市病児・病後児保育事業委託業務	社会福祉法人聖隷福祉事業団 (聖隷こども園わかば)	H30.4.1	7,187,000	病気回復期にある児童の一時預かりを行うことにより、保護者の子育てと就労を支援するとともに、児童福祉の向上を図る事業であり、業務の性質上、競争入札に適さないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	こども家庭部 幼児教育・保育課 (電話：053-457-2118)
173	(一括)平成30年度 合併処理浄化槽汚泥採取 及びし尿浄化槽清掃業務 (旧浜松地域)	一般財団法人浜松市清掃公社	H30.4.1	1,793,730	し尿・浄化槽汚泥の収集運搬は、浜松市一般廃棄物処理実施計画において処理区ごとに許可業者が定められており、当該処理区における唯一の許可業者であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	こども家庭部 幼児教育・保育課 (電話：053-457-2118)

番号	業務委託の名称	契約の相手方	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
174	(一括)平成30年度 合併処理浄化槽汚泥抜取 及びし尿浄化槽清掃業務 (浜北区南部)	株式会社ハマエイ	H30.4.1	4,890,648	し尿・浄化槽汚泥の収集運搬は、浜松市一般廃棄物処理実施計画において処理区ごとに許可業者が定められており、当該処理区における唯一の許可業者であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	こども家庭部 幼児教育・保育課 (電話:053-457-2118)
175	(一括)平成30年度 合併処理浄化槽汚泥抜取 及びし尿浄化槽清掃業務 (浜北区北部)	株式会社ハマセイ東海	H30.4.1	5,247,223	し尿・浄化槽汚泥の収集運搬は、浜松市一般廃棄物処理実施計画において処理区ごとに許可業者が定められており、当該処理区における唯一の許可業者であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	こども家庭部 幼児教育・保育課 (電話:053-457-2118)
176	(一括)平成30年度 合併処理浄化槽汚泥抜取 及びし尿浄化槽清掃業務 (細江地域)	有限会社西遠デトリー	H30.4.1	1,260,792	し尿・浄化槽汚泥の収集運搬は、浜松市一般廃棄物処理実施計画において処理区ごとに許可業者が定められており、当該処理区における唯一の許可業者であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	こども家庭部 幼児教育・保育課 (電話:053-457-2118)
177	(一括)平成30年度 合併処理浄化槽汚泥抜取 及びし尿浄化槽清掃業務 (引佐・三ヶ日東部地域)	東名興産株式会社	H30.4.1	1,424,088	し尿・浄化槽汚泥の収集運搬は、浜松市一般廃棄物処理実施計画において処理区ごとに許可業者が定められており、当該処理区における唯一の許可業者であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	こども家庭部 幼児教育・保育課 (電話:053-457-2118)
178	浜松市教育・保育システム運用支援業務及びシステム保守業務	日本電気株式会社 浜松支店	H30.4.1	5,469,379	システム運用の安全性、信頼性(システム、サーバの一体管理等)を維持するためには、システム開発業者以外では対応が不可能であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	こども家庭部 幼児教育・保育課 (電話:053-457-2118)
179	浜松市児童福祉システム 旧税率連携対応業務	日本電気株式会社 浜松支店	H30.4.1	2,786,400	教育・保育システムは、日本電気(株)が独自に開発したシステムである。保育料の算定に関わる改修であり、対応は早急に行う必要があるが、システム開発業者以外ではシステム改修に時間を要してしまうため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	こども家庭部 幼児教育・保育課 (電話:053-457-2118)

番号	業務委託の名称	契約の相手方	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
180	子育て支援事業業務	浜松市私立幼稚園協会	H30. 4. 1	14, 400, 000	私立幼稚園が行う子育て支援事業に対し、各園が一定の水準で目的を達成するためには、私立幼稚園をまとめる浜松市私立幼稚園協会を通じて行うことが適しているため、1者特命とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	こども家庭部 幼児教育・保育課 (電話：053-457-2118)
181	家庭教育推進イベント業務	浜松市私立幼稚園協会	H30. 6. 22	1, 650, 000	本業務の目的を達成するには、幼児教育についての知識を有していることや、子どもや保護者との信頼関係を築けていることが望ましい。浜松市私立幼稚園協会は、建学の精神に基づき設置する私立幼稚園55園からなる団体であり、本市においては各園における幼児教育の提供と、教育者としての見識と長年の経験による家庭教育を推進し、保護者等から大きな信頼を得ている。 本市において、全市的に家庭教育を啓発・推進していくためには、同協会の経験と組織力を活かして実施していくことが最適であり、また他に実施可能な団体等はないことから1者特命の随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	こども家庭部 幼児教育・保育課 (電話：053-457-2118)
182	浜松市就園奨励システム運用保守業務	株式会社日立ソリューションズ西日本	H30. 4. 1	1, 127, 520	システム運用の安全性、信頼性（システムとサーバの一体管理等）を維持するためには、システム開発業者以外では対応が不可能であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	こども家庭部 幼児教育・保育課 (電話：053-457-2118)
183	浜松市就園奨励システム改修業務	株式会社日立ソリューションズ西日本	H30. 6. 22	1, 669, 680	就園奨励システムは、(株)日立ソリューションズ西日本が独自に開発したシステムである。本業務は、就園奨励費の判定に係る改修であり、対応は早急に行う必要があるが、システム開発業者以外では対応は不可能であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	こども家庭部 幼児教育・保育課 (電話：053-457-2118)
184	浜松市大学等進学修学支援事業	社会福祉法人 葵会(すみれ寮)	H30. 4. 1	2, 592, 000	対象児童等の大学等進学修学における独居生活への経済的及び心理的支援について、大学等進学前まで対象児童等を在籍させ生活支援を継続してきた者のみが、引き続き効果的な経済的及び心理的支援を実施できるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	こども家庭部 児童相談所 (電話：053-457-2702)
185	平成30年度電気自動車用急速充電器保守業務	株式会社ミントウェーブ	H30. 4. 1	2, 585, 520	6台の急速充電器はいずれも(株)東光高岳製であり、その保守業務は(株)東光高岳のグループ会社である当該事業者の所有する通信ネットワークを利用している。よって、当該事業者のみ業務を行うことが可能であるため1者特命とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	環境部環境政策課 (電話：053-453-6154)

番号	業務委託の名称	契約の相手方	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
186	平成30年度 浜松市産業廃棄物処理業者等登録・管理システムに係る保守及び運用支援業務	株式会社静岡情報処理センター 浜松営業所	H30. 4. 1	1, 218, 240	システムの機能保全及び軽微改修、運用支援業務を行うには開発メーカー独自の技術・専門的知識が必要であり、開発した株式会社静岡情報処理センターでなければ本業務を実施できないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	環境部 産業廃棄物対策課 (電話：053-453-6190)
187	平成30年度蛍光管運搬業務	日本通運株式会社 浜松支店	H30. 4. 1	1, 716, 402	公益社団法人全国都市清掃会議の広域回収処理事業に加入している運搬業者は日本通運株式会社だけであるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	環境部 廃棄物処理課 (電話：053-453-0011)
188	平成30年度蛍光管資源化業務	野村興産株式会社	H30. 4. 1	3, 764, 534	水銀を適正にリサイクルできる業者は、国内で公益社団法人全国都市清掃会議の「広域回収システム」に加入している野村興産株式会社だけであるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	環境部 廃棄物処理課 (電話：053-453-0011)
189	平成30年度容リ協分別基準適合物再資源化業務	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会	H30. 4. 1	3, 197, 183	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第21条に定める指定法人（再商品化業務を行うことができる者）は、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会だけであるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	環境部 廃棄物処理課 (電話：053-453-0011)
190	平成30年度浜松市天竜衛生センター施設閉鎖運搬管理業務	株式会社クリタス 東海支店	H30. 4. 1	26, 460, 000	本業務は、施設の閉鎖を目的とした特殊な臨時的運搬管理業務である。他のし尿処理施設の運搬管理を受託している2業者に本業務の請負について打診したところ、本業務は短期間の履行业務のため人材確保が困難であること、及び運搬管理実績のない当該施設の運搬業務の引継ぎにはリスクがあるとの理由により、仮に入札を行っても参加する意思がなかったことから、本業務を請け負うことができるのは指名業者のみである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	環境部 廃棄物処理課 (電話：053-453-6196)
191	平成30年度ごみ・資源物計量システム運用保守業務	株式会社アセック	H30. 4. 1	13, 608, 000	本業務は、株式会社アセックにおいて開発された本市独自のシステムの運用保守を行うものである。保守によって、システムの安定的な稼働を継続することや、障害が発生した場合に迅速な復旧対応をする必要があるため、指名業者でなければ出来ない。なお、同業務が可能と思われる他会社に聞きとりを行ったが、困難とのことであった。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	環境部 廃棄物処理課 (電話：053-453-6141)

番号	業務委託の名称	契約の相手方	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
192	平成30年度浜松市西部清掃工場運営事業運営モニタリング支援業務	パシフィックコンサルタンツ株式会社 静岡事務所	H30.4.1	7,344,000	今回の指名業者は、PFI法に基づく本事業において、要求水準策定よりアドバイザーとして携わり、当該施設の供用開始後も、維持管理・運営モニタリングの支援を行っている。そのため、事業者が行う環境管理業務や修繕更新業務など、要求水準書等に示されるサービス水準を満たしているかを判断できる業者は、本事業全般を熟知している今回の指名業者のみである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	環境部 廃棄物処理課 (電話：053-453-6141)
193	発電用ボイラー等整備業務	株式会社タクマ 中部支店	H30.4.1	44,820,000	焼却施設にとって最も重要なボイラー設備の設計・施工業者であり、社外秘の技術が提供され限られた期間内で点検整備ができるのは当該業者だけである。 地方自治法施行令(随意契約)条項第167条の2第1項2号「不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。」に該当。他業者では専門知識の欠如、製作に要する費用の高騰、点検整備期間の遅延が発生するため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	環境部 南清掃事業所 (電話：053-425-3680)
194	平和最終処分場埋立地移行に係る施設整備計画及び設計業務	株式会社エイト日本 技術開発 静岡事務所	H30.4.1	9,504,000	本業務は、既存施設の特性を踏まえた上で長期的な視点に立った施設整備の在り方を探るもので、基本計画及び工事設計並びに環境影響評価等処分場開設当初から一貫して手掛けていることから、施設や立地を熟知するとともに、その知識と経験を活かし合理的に業務を処理できる唯一の者である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	環境部 平和清掃事業所 (電話：053-487-1131)
195	浜松市浜松家内労働福祉センター事業業務	公益財団法人浜松家内労働福祉センター	H30.4.1	4,924,800	指名業者は、昭和48年に静岡県内職公共職業補導所等から市に対し、内職窓口の設置や技術指導者の相談窓口開設の要望を受けて設立された団体。公益財団法人であり非営利性が高く、本業務に必要なネットワーク、知識、スキル等を備えており、本業務を適正に安定して実施できる者は他にいないことから選定した。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	産業部 産業総務課 (電話：053-457-2115)
196	浜松市地域若者サポートステーションはままつ事業業務	特定非営利活動法人 遠州精神保健福祉を すすめる市民の会	H30.4.1	5,639,000	地域若者サポートステーション事業は、国が基盤的事項(本体事業)を措置し、地方公共団体が地域の実情に応じて実施する事業を措置する仕組みとなっている。この役割分担が国の実施要領に定められており、一体的事業の実施にあたっては、国の本体事業の受託団体へ委託する必要がある。指名業者は、平成30年度も事業実施者として国から選定されている市内唯一の団体であるため、特定非営利活動法人遠州精神保健福祉をすすめる市民の会を一者特命とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	産業部 産業総務課 (電話：053-457-2115)

番号	業務委託の名称	契約の相手方	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
197	浜松市障害者就労支援事業業務	医療法人社団至空会	H30.4.1	10,192,000	指名業者は、就労支援・生活支援・定着支援を一体的に実施し、近年増加している精神障がいや発達障がいにも対応可能な豊富な知識と経験を持つ保健・福祉・医療に関するスタッフを配置できる団体である。また障がいの者の就労支援は障がいの特性や状況に応じた対応が必要であり、その家族や雇用主及び関係機関も含めた相互信頼関係の下に支援を遂行するため、専門性の高い支援が長期間にわたっている者を多く抱えている。多機能的に障害者就労支援を実施することができる団体は他になく、また業者変更による関係再構築には相当な時間を要することが考えられ、支援者の精神的負担なく、効率的な業務遂行が期待できるため、医療法人社団至空会を一者特命とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	産業部 産業総務課 (電話：053-457-2115)
198	浜松市営浜松小型自動車競走勝車投票券発売等業務(ギャンブーブेट)	日本トーター株式会社	H30.4.1	70,125,000	民間ポータルサイトを活用したオートレースの車券発売は、新たな発売チャンネルを開拓することで売上向上を図る施策として、平成25年2月8日に業界決定された。本業務は発売システムを構築した業者以外への委託はできないことから、発売システムを構築した業者それぞれと業務委託契約を締結するものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	産業部 産業総務課 公営競技室 (電話：053-471-0066)
199	転職者向けUIJターン就職促進業務	パーソルキャリア株式会社	H30.5.25	3,240,000	応募のあった2者によるプレゼンテーション及びヒアリングにより審査・検討し、企画提案書が特定された業者であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	産業部 産業総務課 (電話：053-457-2339)
200	浜松市営浜松小型自動車競走勝車投票券発売等業務(オッズ・パーク)	オッズ・パーク株式会社	H30.4.1	211,077,000	民間ポータルサイトを活用したオートレースの車券販売は、新たな発売チャンネルを開拓することで売上向上を図る施策として、平成25年2月8日に業界決定された。本業務は発売システムを構築した業者以外への委託はできないことから、発売システムを構築した業者それぞれと業務委託契約を締結するものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	産業部 産業総務課 公営競技室 (電話：053-471-0066)
201	浜松市営浜松小型自動車競走勝車投票券発売等業務(チャリ・ロト)	株式会社チャリ・ロト	H30.4.1	16,478,000	民間ポータルサイトを活用したオートレースの車券販売は、新たな発売チャンネルを開拓することで売上向上を図る施策として、平成25年2月8日に業界決定された。本業務は発売システムを構築した業者以外への委託はできないことから、発売システムを構築した業者それぞれと業務委託契約を締結するものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	産業部 産業総務課 公営競技室 (電話：053-471-0066)
202	小型自動車競走勝車投票券発売等業務(オートレース名古屋)	株式会社サテライト名古屋	H30.4.1	13,712,000	場外車券売場「オートレース名古屋」の設置にあたり、施設所有者である株式会社サテライト名古屋は、小型自動車競走法第8条第1項の規定に基づき、経済産業大臣から設置許可を受けている。当該施設において勝車投票券の発売を行うには、設置許可を受けた業者と契約を結ばなければならないため、一者特命で随意契約するものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	産業部 産業総務課 公営競技室 (電話：053-471-0066)

番号	業務委託の名称	契約の相手方	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
203	小型自動車競走勝車投票券発売等業務(オートレース南国)	株式会社サンコール	H30.4.1	13,753,000	場外車券売場「オートレース南国」の設置にあたり、施設所有者である株式会社サンコールは、小型自動車競走法第8条第1項の規定に基づき、経済産業大臣から設置許可を受けている。当該施設において勝車投票券の発売を行うには、設置許可を受けた業者と契約を結ばなければならないため、一者特命で随意契約するものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	産業部 産業総務課 公営競技室 (電話:053-471-0066)
204	小型自動車競走勝車投票券発売機器設置及び管理業務(オートレース南国)	一般財団法人オートレース振興協会	H30.4.1	13,753,000	一般財団法人オートレース振興協会(以下、協会という。)は、経済産業大臣の認可を受け、競走車の改良・開発や安全対策研究、オートレース場の業務運営の合理化、オートレースのシステムの維持・管理などオートレースの健全な発展を図るため活動している業界団体である。今回、場外車券売場「オートレース南国」の設置にあたり、小型自動車競走法第8条第1項の規定に基づき、経済産業大臣から設置許可を受けた施設所有者である株式会社サンコールから勝車投票券の発売等に係る機器の設置及び管理業務を同協会が行うことが、覚書で交わされている。よって、他事業者では実施することができないため、当事業者を一者特命で随意契約するものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	産業部 産業総務課 公営競技室 (電話:053-471-0066)
205	浜松市小型自動車競走事業包括的委託業務〔年度契約〕	日本トーター株式会社	H30.4.1	600,093,000	小型自動車競走事業のうち、包括的民間委託できる業務は、施行者の固有事務及び(一財)東日本小型自動車競走会等への委託業務を除く業務であり、その中で車券発売払戻業務、広報宣伝業務及び施設の維持管理業務等の業務を委託するものである。平成30年3月15日に締結した「浜松市小型自動車競走事業包括的委託業務に関する基本契約書」第39条により、各年度における委託業務及び委託料その他必要な事項を年度契約にて締結することとしている。包括的民間委託により、市が経営リスクを負わず収益保証(売上×2.0%~1.4%)を得ることができ、また、その収益保証の一部を一般会計へ繰出すことで、市財政へ貢献する。なお、包括的民間委託の基本契約については、平成34年度まで5年間の長期契約を日本トーター株式会社と締結している。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	産業部 産業総務課 公営競技室 (電話:053-471-0066)
206	浜松市小型自動車競走事業実施事務	一般財団法人東日本小型自動車競走会	H30.4.1	269,862,000	一般財団法人東日本小型自動車競走会は、小型自動車競走事業を公正かつ円滑に行うことを目的として設置された団体であり、小型自動車競走法(以下、法という。)第42条により、国から小型自動車競走の審判、選手管理、番組編成、検車、選手費用補償等の競走実施業務を行う競走実施法人として指定されているので、同法第5条第1号に基づき一者特命で随意契約するものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	産業部 産業総務課 公営競技室 (電話:053-471-0066)
207	浜松市小型自動車競走事業選手管理宿泊等業務	一般財団法人東日本小型自動車競走会	H30.4.1	44,598,000	一般財団法人東日本小型自動車競走会は、小型自動車競走事業を公正かつ円滑に行なうことを目的として設置された団体であり、小型自動車競走法第42条により、国から小型自動車競走の審判、選手管理、番組編成、検車、選手費用補償等の競走実施業務を行う競走実施法人として指定されている。 選手の管理宿泊等業務においても、公正安全な競走を実施するため外部との情報交換及び接触を遮断することが必要である。選手管理を遂行しながら宿泊業務を行うには一般財団法人東日本小型自動車競走会が、最も適当な団体であるため、一者特命で随意契約するものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	産業部 産業総務課 公営競技室 (電話:053-471-0066)

番号	業務委託の名称	契約の相手方	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
208	浜松市小型自動車競走選手費用補償業務（四項目）	一般財団法人東日本小型自動車競走会	H30.4.1	130,220,000	一般財団法人東日本小型自動車競走会は、小型自動車競走事業を公正かつ円滑に行なうことを目的として設置された団体であり、小型自動車競走法（以下、法という。）第42条により、国から小型自動車競走の審判、選手管理、番組編成、検車、選手費用補償等の競走実施業務を行う競走実施法人として指定されているので、同法第5条第1号に基づき一者特命で随意契約するものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	産業部 産業総務課 公営競技室 (電話：053-471-0066)
209	浜松市小型自動車競走事業電話投票事務	一般財団法人オートレース振興協会	H30.4.1	50,947,999	一般財団法人オートレース振興協会（以下、協会という。）は競走車の改良・開発や安全対策研究、オートレース場の業務運営の合理化、オートレースのシステムの維持・管理などオートレースの健全な発展を図るため活動している業界団体であり、電話投票事務については、オートレース情報システム委員会において、各施行者が同協会に委託することが決定されている。よって、他事業者では実施することができないため、当事業者を一者特命で随意契約するものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	産業部 産業総務課 公営競技室 (電話：053-471-0066)
210	平成30年度浜松市海外ビジネスサポートデスク運営業務	株式会社フェアコンサルティング	H30.4.1	10,173,000	平成28年度は公募型プロポーザルを行い、外部委員を含む評価委員会において株式会社フェアコンサルティングを受託事業者として特定した。平成29年度は、随意契約の1者特命として引き続き事業を実施している。現在、同社は世界12か国17都市に日本人の専門家が駐在する直営の拠点を有し、国内から海外までシームレスな支援が可能であり、本事業を継続して受託している。これまで同社は、市内及び各国拠点デスクの周知にめ、国内における市内企業の海外進出支援はもとより、財務・会計・税務に関する高い専門性を活かし、既存進出企業の現地におけるビジネス支援においても実績を挙げ、進出企業とのネットワークも構築してきた。また、本市が経済交流に関する覚書を締結しているタイ、ベトナム、インドネシアにおいては、各国政府機関に対する浜松市の現地窓口としての役割を十分に果たしている。本事業については、市内中小企業の海外進出支援に加え、既存進出企業の現地における支援が肝要である。そのためには、同社がこれまでに整えた支援体制、国内及び海外におけるネットワークを十分に活用することが必須であるため、同社を特命の事業者として選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	産業部 産業振興課 (電話：053-457-2319)
211	産業イノベーション支援事業業務委託	公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構	H30.4.1	197,475,000	公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構は、浜松市内に事業所を有し、産学官金連携による地域の産業支援の中核として当地域の産業経済の発展を目的に設立され、本市の出資比率が50%を超える団体であり、「はままつ産業イノベーション構想」においても、本市との共同による構想実現のための中心機関と位置付けられている。これまでも当業務を受託し、幅広い情報発信、魅力的なセミナーの開催、事業化・製品化の推進などで一定の成果を残し、国、県、大学との連携によるプロジェクトの経験・実績も豊富である。また、当機構は、中小企業等の相談について、専門知識や実務経験が一定レベル以上であると国が認定する認定支援機関であり、組織体制においても、同じ認定支援機関である商工会議所や金融機関からの派遣職員や、技術開発の知識に長けた製造業OB、知財の専門職員など専門性の高いスタッフを揃えており、企業の様々な課題や要求に対して、満足度の高い対応ができる。加えて、公益財団法人であるため、特定の利害関係者に縛られることなく、公的・中立な立場で産業支援を実行できる唯一の機関である。以上の理由から、当業務を総合的に高いレベルで実施できる機関として、当機構に特命委託するものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	産業部 産業振興課 (電話：053-457-2044)

番号	業務委託の名称	契約の相手方	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
212	平成30年度浜松イノベーションキューブインキュベーションマネージャー業務委託	株式会社ベンチャーラボ 東海支社	H30.4.1	9,320,000	指名業者は、当初技術評価会社として設立され、全国に支社を展開している。特にベンチャー企業の支援や育成、新たな産業の創出には高いスキルを持つだけでなく、技術・知財・事業性評価・ビジネスマッチング・格付け事業など多様なニーズに対応できるノウハウや人材を保有しているため。また、入居企業の研究開発案件の事業化と新技術に関する特許出願手続きの支援を継続中であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	産業部 産業振興課 (電話：053-525-9745)
213	IT人材育成・獲得支援事業	株式会社NOKIO	H30.4.1	9,997,560	本事業は29年度から実施しており、人材育成事業は、単年ベースではなく継続的な観点からの取組みが必要なため。また、育成事業ノウハウの蓄積と、29年度育成した人材に対する継続的な就業支援の必要性を加味した場合、29年度運営実績を持つ株NOKI00が、事業目的の達成に向けて代替性のない特定の事業者と判断したため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	産業部 産業振興課 (電話：053-457-2825)
214	ベンチャー企業集積促進情報発信事業	株式会社インフォバーン	H30.6.1	5,000,000	公募型プロポーザル方式による契約とし、本事業の評価委員会を実施した結果、株式会社インフォバーンを委託先として決定したため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	産業部 産業振興課 (電話：053-457-2825)
215	ファンドを活用したベンチャー支援準備事業	株式会社日本総合研究所	H30.6.1	19,980,000	公募型プロポーザル方式による契約とし、本事業の評価委員会を実施した結果、株式会社日本総合研究所を委託先として決定したため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	産業部 産業振興課 (電話：053-457-2825)
216	首都圏PR看板掲出事業業務委託	エスプラナード赤坂商店街振興組合	H30.4.1	1,129,312	委託予定先事業者は、赤坂地下歩道の清潔な維持管理と防犯対策を促進すること。また、赤坂の地域活性化のために貢献することを目的として事業を実施している。当該事業者は赤坂地下歩道を管理している国土交通省・東京国道事務所より電飾看板事業の運営管理委託を受けている唯一の事業者であるため、当該事業者の1者特命とした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	産業部 産業振興課 (電話：03-3556-2788)

番号	業務委託の名称	契約の相手方	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
217	平成30年度はままつ首都圏ビジネス情報センターアドバイザー業務委託	株式会社ベンチャーラボ 東海支社	H30. 4. 1	6, 956, 928	<p>本委託事業はベンチャー企業誘致及び工場・研究所誘致等において企業の技術、知財、経営等に精通したアドバイザー（1人工）をはままつ首都圏ビジネス情報センター（以下、同センター）へ配置し、受託業者の持つ企業や人のネットワーク等を活用することにより、同センターにおける企業誘致活動を実施することである。はままつ首都圏ビジネス情報センターの事業を実施していくためには、特に①ベンチャー企業誘致、②工場・研究所誘致を実施していく上で、首都圏における人的ネットワークが非常に重要となる。</p> <p>当該事業者は、ベンチャーファンドを自ら持ち、運用している事業者であり、いばらきベンチャーファンド等地域のベンチャーキャピタル事業を実施している実績を持つ。そのため、ファンドマネージャー等ベンチャー企業育成に対する豊富な経験と実績及び企業の目利き力を有する事業者である。また、大手製造業のOBを多数抱え、企業の事業性評価の実施経験を持つ事業者である。</p> <p>はままつ首都圏ビジネス情報センターの事業を推進するにあたっては、本市産業施策及びセンター事業を理解した上で、事業に取り組む必要がある。当該事業者は昨年度当該事業を受託し、センター事業を十分に理解していること及び市の他事業の受託経験もあることから、本市産業施策についての理解も深い。また、昨年度の事業実施において企業を20社以上紹介した実績もあり、継続して関係性構築に至った企業も複数あることから引き続き事業委託を実施し、少なくとも常勤に近い週4日以上勤務とすることで、費用対効果が見込めることから、当該事業者の1者特命とした。</p> <p>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当）</p>	産業部 産業振興課 (電話：03-3556-2788)
218	平成30年度観光・コンベンション推進業務	公益財団法人浜松・浜名湖ツーリズムビューロー	H30. 4. 1	43, 679, 000	<p>（公財）浜松観光コンベンションビューロー（現：浜松・浜名湖ツーリズムビューロー）は、浜松市及びその近郊における観光とコンベンションの誘致・振興を図り、地域経済の発展・向上を目的として長く誘致活動に取り組んできた唯一の公益団体である。平成30年4月からは、本市の観光ビジョンが定める観光地域づくりの舵取り役として、官民連携による観光推進体制の中核組織に位置付けられていることから、特命により選定する。</p> <p>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当）</p>	産業部 観光・シティプロモーション課 (電話：053-457-2295)
219	平成30年度ビジットハママツ推進事業業務	名鉄観光株式会社 浜松支店	H30. 5. 17	8, 999, 999	<p>指名型プロポーザルにおいて最も優れた企画提案を行い、また当該業務に関する見積を確認した結果、適当と認められたため。</p> <p>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当）</p>	産業部 観光・シティプロモーション課 (電話：053-457-2295)
220	浜松城観光誘客及びプロモーション業務	特定非営利活動法人 出世の街浜松プロジェクト	H30. 4. 1	4, 590, 000	<p>浜松の重要な歴史資源かつ主要な観光スポットである浜松城に相応しい徳川家康や徳川四天王等の武将隊を有し、かつそれらを活用したPR実績があるのが、NPO法人出世の街浜松プロジェクトだけである。また、その武将を浜松市マスコットキャラクターと組み合わせ、効果的なパフォーマンスの企画、立案が可能な事業者は上記事業者のみであるため、同事業者に委託する。</p> <p>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当）</p>	産業部 観光・シティプロモーション課 (電話：053-457-2293)

番号	業務委託の名称	契約の相手方	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
221	市民協働による浜松市マスコットキャラクター管理運用業務	特定非営利活動法人出世の街浜松プロジェクト	H30. 4. 1	7, 279, 200	<p>本業務における小学校等の訪問は児童、生徒の地域愛の醸成を目的に実施するものであり、一般企業等の偏った説明・PRでなく市民活動団体による市民目線の企画・発信が必須である。特定非営利法人出世の街浜松プロジェクトの理事長は2015年のゆるキャラ (R) グランプリにおいて家康くん市民応援団の団長として活動し、家康くん応援団小中学校支部の設立に寄与した。小中学校との関わりが深く、子どもたちの情操教育に貢献している。市民目線での企画を立案し、発信できるのは同事業者のみである。また、4月以降の着ぐるみ貸出要請が殺到しており、4月から業者が切り替わることで、業務に空白期間が発生し、その実施に支障をきたすため、同事業者に委託する。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)</p>	産業部 観光・シティプロモーション課 (電話：053-457-2293)
222	シティプロモーション用情報誌制作業務	株式会社ぱど 浜松支局	H30. 5. 18	11, 988, 000	<p>公募型プロポーザルにおいて最も優れた企画提案を行い、また当該業務に関する見積を確認した結果、適当と認められたため。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)</p>	産業部 観光・シティプロモーション課 (電話：053-457-2293)
223	浜松市ふるさと納税業務	株式会社さとふる	H30. 4. 1	<p>(1) 寄附金額の12%に消費税法(昭和63年法律第108号)第28条第1項及び第29条並びに地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の82及び第72条の83の規定により算出した消費税及び地方消費税相当額を加算した額 (2) お礼品代金(消費税及び地方消費税を含む)及び配送料実費</p>	<p>「さとふる」のサービスを利用するためには、本サイト運営者である(株)さとふると直接、業務代行を含む契約を交わすしかなく、代理店等は存在しないことから、他に代わるものがないため。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)</p>	産業部 観光・シティプロモーション課 (電話：053-457-2802)

番号	業務委託の名称	契約の相手方	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
224	トップシェフによる浜松市農林水産物等プロモーションに係る業務	しずおかコンシェルジュ株式会社	H30. 4. 2	3, 499, 200	「やらまいか大使」和久田哲也氏をインフルエンサーとして、シンガポールのイベント・エビキュリアンマーケットに参加する。本イベントで、本市農林水産物等を使って調理実演していただき、本市農林水産物等の認知度の向上及びブランド化を図る。また、首都圏等においても和久田氏のような世界的に高い評価を受けているシェフに本市農林水産物等を活用していただくイベント等を行うことで、国内においても認知度向上及びブランド化を図る。シンガポール事業実施にあたり、和久田氏との調整は、日本において唯一同氏のマネジメントができる「しずおかコンシェルジュ株式会社」を通じて行う必要がある。また、国内外でのブランド化の可能性を秘めた本市農林水産物等を選定するには複数のトップシェフの意見を聴取すること、中でも和久田氏の意見の聴取は不可欠である。当社は、これらの条件を全て満たし、業務を一貫して行うことができる唯一の業者である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	産業部 農業水産課 (電話：053-457-2334)
225	浜松市農業経営塾開催支援業務	新日本有限責任監査法人 浜松事務所	H30. 4. 27	4, 501, 440	本事業所は、平成28・29年度に同様の業務を受託し滞りなく業務を遂行した。本市が求める経営塾の内容を熟知しており効果的な運営を見込めるとともに、外部講師とのネットワークや業務実績も有している。本年度は、第2期生を対象としたフォローアップ、第3期生を対象としたゼミ及び卒塾式、第1期生から第3期生の勉強会等を実施することとなるが、これまでの実施内容を踏まえた上で継続的に事業を行うことが不可欠である。このような団体は他にないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	産業部 農業水産課 (電話：053-457-2333)
226	平成30年度浜松市未来を拓く農林漁業育成事業に取組む事業者に対する総合支援業務	株式会社流通研究所	H30. 5. 14	4, 472, 118	本業務には農林水産業に関連した商品開発、商品デザインや販路開拓等の実質的な支援を行う専門的知識、ネットワーク並びにノウハウ等の蓄積が必要である。また、事業実施にあたり発生した課題解決に向け、いかに迅速かつ効果的な提案ができるかが評価の要となる。よってこれまでの実績を加味しながら、どのような支援が可能かを公募型プロポーザルを実施することにより提案させ、よりよい提案を採用するため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	産業部 農業水産課 (電話：053-457-2334)
227	平成30年度国営浜名湖北部農業水利事業造成施設の操作点検業務	浜名湖北部用水土地改良区	H30. 4. 1	108, 213, 840	浜松市須部頭首工管理条例(第2条)では、「浜名湖北部地区基幹水利施設管理強化計画に定めるところに従い、最も効率的に管理するように努めるもの」と規定されており、浜名湖北部地区基幹水利施設管理強化計画書に、浜名湖北部用水土地改良区に操作運転業務を委託するように規定されているため。 なお、管理強化計画は、県西部農林事務所が事務局を担う施設管理強化推進委員会の協議により定められている。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	産業部 農地整備課 (電話：053-457-2311)
228	平成30年度 浜松市農用地区域データ管理システム保守業務	株式会社フジヤマ	H30. 4. 1	1, 533, 600	本システムは、指名業者が開発したもので、システム構成の多くが特殊仕様であり、基幹システム開発業者でなければ保守点検ができないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	産業部 農地利用課 (電話：053-457-2335)

番号	業務委託の名称	契約の相手方	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
229	平成30年度 浜松市農地情報システム改修業務委託	株式会社フジヤマ	H30. 6. 14	6, 912, 000	仕様書に示すシステム改修の内容が、システムを開発した者にしか、技術的に対応不可能なため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	産業部 農地利用課 (電話：053-457-2836)
230	平成30年度 天竜材の家百年住居の事業運営業務	一般社団法人浜松地域材利用促進協議会	H30. 4. 1	3, 283, 200	指名業者は、本事業の運営の遂行のために設立した団体であり、本業務の運営ノウハウや木材や建築に関する専門知識を有している。指名業者以外に本事業の遂行はできないため、1者特命とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	産業部 林業振興課 (電話：053-457-2159)
231	平成30年度 木質ペレット製造施設維持管理業務委託	龍山森林組合	H30. 4. 1	4, 995, 000	指名業者は、木質ペレット製造業務の協定締結者で、市内で唯一木質ペレットの製造経験があり、本施設の維持管理に関する経験や能力が蓄積されており、安価での業務実施が可能。指名業者以外では、適切な時期、期間に必要な最低限な消耗品の交換等の実施が不可能。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	産業部 林業振興課 (電話：053-457-2159)
232	平成30年度 浜松市中央卸売市場S F級冷蔵庫冷凍機点検業務	株式会社 前川製作所	H30. 4. 1	3, 456, 000	主に鮪を冷凍保存するS F級冷蔵庫冷凍機は-60℃の超低温冷蔵設備であり、その特殊性からメーカー独自の技術をもって製作されている。24時間運転のため故障時には、速やかな対応が必要であり、部品調達及び整備は製造会社である株式会社 前川製作所のほかにはできないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	産業部 中央卸売市場 (電話：053-427-7402)
233	平成30年度 浜松市中央卸売市場販売原票等電子システム保守運用及びホームページ更新業務	株式会社 浜名湖国際頭脳センター	H30. 4. 1	2, 955, 960	システム運用及びシステム保守を含むこの業務は、専門的知識を要するため、機器更新にあたってシステムの再構築を行った株式会社 浜名湖国際頭脳センターでなければ業務を遂行することができないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	産業部 中央卸売市場 (電話：053-427-7406)
234	平成30年度浜松市食肉地方卸売市場と畜場清掃・廃棄物処理業務	有限会社 浜松ミート	H30. 4. 1	15, 139, 634	当施設は、と畜解体時に発生する獣畜の糞尿や血液、油脂・肉片等により汚染されやすい状況にある。と畜場法の規定により、施設内外を常に清潔に維持し、と畜場を衛生的に管理することが義務付けられている。清掃業務は、施設及び機械設備等を清掃する業務である。廃棄物処理業務は、と畜解体時に発生する獣畜の廃棄物・胃腸内容物等を分別し場外へ搬出するために整理収納し、と畜場内の衛生環境を維持する業務である。これらの業務を遂行するに当たり、と畜解体設備に精通し、と畜場法の趣旨を理解し厳守する必要がある。有限会社浜松ミートは、と畜解体設備に精通しており、と畜場法に基づいた衛生教育を受講し、作業衛生責任者に認定された職員が15名いる(平成29年2月1日現在)市内唯一の事業者である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	産業部 食肉地方卸売市場 (電話：053-461-7555)

番号	業務委託の名称	契約の相手方	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
235	平成30年度浜松市食肉地方卸売市場 獣畜の内臓廃棄物等の処分業務	愛知化製事業協業組合	H30. 4. 1	5,680,800	当業務を行うには廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、動物系固形不要物の処分業務の事業許可を受けている必要がある。本業務を遂行するにあたり、1)浜松市に登録されている廃棄物処分業者で、この事業許可を受けていること 2)本施設から収集運搬された獣畜の内臓廃棄物等を当日受け入れる事ができること の条件を満たす事業者が愛知化製事業協業組合のみである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	産業部 食肉地方卸売市場 (電話：053-461-7555)
236	平成30年度浜松市食肉地方卸売市場 獣畜の内臓廃棄物等収集運搬業務	株式会社 堀田萬蔵商店	H30. 4. 1	5,086,800	当業務を行うには廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、動物系固形不要物の収集運搬業務の事業許可を受けている必要がある。本業務を遂行するにあたり1)浜松市に登録されている収集運搬業者でこの事業許可を受けていること2)本施設の開場日全てにおいて収集運搬作業を行う事ができること の条件を満たす唯一の事業者が株式会社堀田萬蔵商店である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	産業部 食肉地方卸売市場 (電話：053-461-7555)
237	平成30年度浜松市都市計画マスタープラン調査検討業務	一般財団法人 計量計画研究所	H30. 6. 4	8,305,200	公募型プロポーザル方式により調達を行い、企画提案の内容を評価・採点した結果、当該事業者を最適事業者と決定したため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	都市整備部 都市計画課 (電話：053-457-2644)
238	平成30年度浜松市土地取引規制基礎調査等業務	公益社団法人静岡県不動産鑑定士協会	H30. 4. 1	2,993,760	「公益社団法人静岡県不動産鑑定士協会」は、静岡県内のほぼすべての不動産鑑定士が会員登録する団体であることから、資格、人員等の下記要件を全て満たしており、広域的で客観的な調査が行え、履行実績や信頼性があり、東海地域や国との連絡体制を常に保つことのできる唯一の団体であるため。 1 土地取引情報の収集・分析、土地の鑑定評価等ができること 2 国土利用計画法に基づくこの調査は、本市の政令市移行前から、静岡県が事業主体となり、県内全域を対象区域として実施してきたものであり、静岡県及び静岡市が同様の業務委託を継続していることから、作業効率等を考慮し、静岡県や静岡市との調整により統一的な調査ができること 3 静岡県、静岡市及び浜松市区域における調査方法等の統一的な取扱いや意見の調整により円滑な実施が図れること、及び調査地点が複数あることから相当数の不動産鑑定士の動員ができること 4 当該業務を遂行するにあたり、資格、知識、技術、人員の配置、及び情報収集の体制等が整っていること 5 東海地域や国との連絡体制を常に保つため、円滑な情報共有等が図れること (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	都市整備部 土地政策課 (電話：053-457-2365)
239	平成30年度浜松市総合交通計画調査検討業務	一般財団法人 計量計画研究所	H30. 6. 29	13,824,000	公募型プロポーザル方式により調達を行い、企画提案の内容を評価・採点した結果、当該事業者を最適事業者と決定したため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	都市整備部 交通政策課 (電話：053-457-2441)

番号	業務委託の名称	契約の相手方	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
240	「第6回リノベーションスクール@浜松」企画・講師派遣等業務委託	株式会社リノベリング	H30.5.29	6,310,180	(株)リノベリングは、リノベーションまちづくり分野における高度な専門的知識・ノウハウを有する全国で唯一の団体であるとともに、リノベーションスクールは同社が考案し、そのノウハウを積み上げてきたものであるため、契約の相手方を特定せざるを得ないものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	都市整備部 市街地整備課 (電話：053-457-2342)
241	平成30年度 浜松市公営住宅管理システム保守業務	株式会社ジーシーシー	H30.4.1	1,813,536	浜松市公営住宅管理システムについては、株式会社ジーシーシーが開発・構築しており、同社以外に同システムの保守ができないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	都市整備部 住宅課 (電話：053-457-2455)
242	公園内トイレし尿収集業務(旧浜松市内)	一般財団法人浜松市清掃公社	H30.4.1	2,003,527	該当する地区のし尿収集許可を受けている唯一の業者である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	都市整備部 公園管理事務所 (電話：053-473-1829)
243	公園内トイレし尿収集業務(中瀬・佐久間・水窪)	株式会社ハマエイ	H30.4.1	1,363,940	該当する地区のし尿収集許可を受けている唯一の業者である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	都市整備部 公園管理事務所 (電話：053-473-1829)
244	迷い犬猫等の保護・運搬業務	株式会社エヴァーブルー	H30.4.1	9,997,200	指名業者は、市内登録業者で365日24時間業務対応可能な警備業者のうち、「動物取扱業(保管業)」「動物管理有資格者(愛犬飼育管理士)」「犬猫の保護施設の保有」の条件を満たす唯一の業者である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	都市整備部 動物園(動物愛護教育センター) (電話：053-487-1616)
245	窓口受付及び犬猫相談対応業務	NPO Life Planet	H30.4.1	5,082,000	市内において、犬猫に起因する相談等を数多く経験している団体のうち、唯一法人格を有し継続して安定的に組織活動を遂行し、動物専門資格(愛玩動物飼養管理士など)の取得者を有し浜松市動物愛護事業に積極的に参加している団体である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	都市整備部 動物園(動物愛護教育センター) (電話：053-487-1616)

番号	業務委託の名称	契約の相手方	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
246	負傷動物等保護収容措置業務	一般社団法人浜松市獣医師会 有限会社アニマルメディカルセンター	H30.4.1	1,610,000	動物の愛護及び管理に関する法律第36条に基づく負傷動物等保護収容措置業務については、一般社団法人浜松市獣医師会と委託契約を結んでいるが、負傷動物の対応は法に基づき市内全域について対応しなければならないため、より多くの協力を得る必要がある。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	都市整備部動物園 (動物愛護教育センター) (電話：053-487-1616)
247	動物の措置に関する業務	静岡県	H30.4.1	1,420,000	静岡県が保有している動物管理指導センターが、国の指針に基づく処分・焼却ができる市内にある唯一の施設である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	都市整備部 動物園 (動物愛護教育センター) (電話：053-487-1616)
248	浜松市動物愛護推進協議会業務	一般社団法人浜松市獣医師会	H30.4.1	1,979,000	指名業者は、動物愛護について見識が高く、多岐に渡り動物愛護関係団体との交流があり、全国の動物愛護行政等の状況を把握し、浜松市動物愛護行政の一層の推進を図ることができる市内唯一の団体である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	都市整備部 動物園 (動物愛護教育センター) (電話：053-487-1616)
249	平成30年度 公共事業に伴う権利等の登記事務業務	一般社団法人静岡県公共嘱託登記司法書士協会	H30.4.1	17,747,932	一般社団法人静岡県公共嘱託登記司法書士協会は、公共の権利登記業務を受託し、その手続きを適正かつ円滑に実施して、市民の権利の保護に寄与することを目的に設立された団体である。多くの司法書士が所属し、組織的な業務執行が可能であるとともに責任の所在が明確である。権利に関する登記業務は、物件が市内に点在し、不定期に発生する。また、物件によって事前の調査方法や法務局との協議内容が異なり、時間を要する場合もあるため、予定価格の算定が困難である。以上により、同協会1者特命の年間契約(複数単価契約)とするものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	土木部 道路企画課 (電話：053-457-2375)
250	平成30年度 浜松市土木スマホ通報システム「いっちゃお！」管理サービス業務	株式会社浜名湖国際頭脳センター	H30.4.1	1,620,000	本システムは市民が使用するため、安定的かつ確実に作動すること、不具合が生じた場合、早急に対応することが必要である。システム開発業者以外では維持管理の確実性、安全性の確保や迅速なサポート、トラブル対応が困難であるため、開発業者である株式会社浜名湖国際頭脳センターを1者特命随意契約としている。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	土木部 道路保全課 (電話：053-457-2619)

番号	業務委託の名称	契約の相手方	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
251	平成30年度浜松市公共用財産(道路・河川等)境界確定業務	公益社団法人静岡県公共嘱託登記土地家屋調査士協会西部事務所	H30.4.1	105,978,000	本業務は、公共用財産(道路・河川等)の隣接土地所有者からの境界線に関する申請に対して、適正な境界線について調査し、公平・公正・迅速に現地立会協議し、適切な公共用財産の管理を目的とした業務で日々申請があり、個人事業者ではその対応が困難である。公益社団法人静岡県公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、不動産表示登記に関する調査等土地家屋調査士法第63条による官公署による不動産の表示に関する公共嘱託登記業務を適正かつ迅速に実施することを目的として、豊富な経験と優秀な能力を有する人材を確保して設立された機関であり、設立以来多くの公共嘱託登記を受託し、公共事業の円滑な推進が図られることに大きく貢献し、多くの実績を残しているため、本業務委託先として最も適切である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	土木部 道路保全課 (電話:053-457-2619)
252	平成30年度浜松市道路施設情報システム保守業務	株式会社フジヤマ	H30.4.1	1,512,000	本業務は、株式会社フジヤマによって独自に構築されており、同システムの保守及び改修業務を行うためには、同社の技術が必要であり、他事業者では保守及び改修業務を実施できない。また、異常時には、迅速な対応が必要であるため、株式会社フジヤマに1者特命随意契約としている。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	土木部 道路保全課 (電話:053-457-2619)
253	平成30年度長寿化推進単独事業道路構造物点検データ入力業務	株式会社フジヤマ	H30.5.7	2,916,000	本業務は、限られた短期間で作業をしなければならない。当該業者は、現在、同種業務を履行中であり本業務の作業の一部をすでに実施していることから、約2週間の工期短縮が可能である。また、費用の縮減も可能となることから随意契約を行うものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	土木部 道路保全課 (電話:053-457-2647)
254	平成30年度ポンプ場等維持管理事業浜松市雨水ポンプ場降雨時運転業務	株式会社ウォーターエージェンシー	H30.4.1	2,100,168	本業務は、降雨時における雨水ポンプ施設の運転を行うものである。雨水ポンプ施設の日常的な保守管理業務は、(株)ウォーターエージェンシーと業務締結をしている。そのため、保守管理を実施する業者が本業務を受託することで、降雨時の迅速且つ適切な運転が可能となる。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	土木部 河川課 (電話:053-457-2451)
255	平成30年度土木防災情報システム運営事業土木防災対応支援気象情報処理業務	株式会社ウェザーニューズ	H30.4.1	8,100,000	①気象予報士を保有し、常時最新の気象情報を提供可能な体制を構築している。 ②静岡県の雨量・水位情報を保有し、国交省、気象庁、浜松市の雨量・水位情報と併せてリアルタイムでデータの配信が可能である者は株式会社ウェザーニューズのみである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	土木部 河川課 (電話:053-457-2452)

番号	業務委託の名称	契約の相手方	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
256	平成30年度土木防災情報システム運営事業土木部災害対応支援システム保守業務	ESRI ジャパン株式会社	H30.4.1	1,089,720	土木部災害対応支援システムは、ESRIジャパン株式会社が保有するARCGISシステム上に同社が構築したシステムであり、システムの開発者であり管理者である同社以外では保守を行うことができないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	土木部 河川課 (電話：053-457-2452)
257	平成30年度土木防災情報システム運営事業土木部防災情報システム保守業務	理研精工株式会社	H30.4.1	4,881,600	現在稼働している土木防災情報システムは、理研精工株式会社が開発したものである。本システム中の監視カメラ用のデータ加工プログラム等は開発者である理研精工株式会社しか保守を行うことができないため一者特命とするもの。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	土木部 河川課 (電話：053-457-2452)
258	平成30年度曳馬中田島線外昇降機設備保守点検業務	三菱電機ビルテクノサービス株式会社 中部支社 静岡支店	H30.4.1	12,350,880	本業務委託は、昇降機設置業者による遠隔操作システムを使用することで、24時間監視と自動点検による予防保全が可能であるが、これは設備設置業者が開発した独自技術によるものである。そのため、効率的な点検を実施できるよう機器設置メーカーへ随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	土木部 南土木整備事務所 (電話：053-457-1018)
259	平成30年度 浜松駅前広場等施設管理業務	一般財団法人浜松まちづくり公社	H30.4.1	93,398,400	本市の玄関口である浜松駅前広場は、バスターミナル施設を中心に、そこから放射状に広がる地下通路、JR浜松駅の南北広場、また東側に延びるアクトタワーへの通路等、大勢の市民が利用する都市施設であり、利用者の安全確保に万全な管理体制をとらなければならない。中央部のバスターミナル施設は、(一財)浜松市まちづくり公社(以下、「公社」という。)が所有するバス事業施設や管理事務所等と、浜松市が所有する地下広場、エレベーター、公衆トイレ等とが混在している。こうしたことから、バスターミナル施設の供用開始時(昭和57年度)から、「浜松駅前広場バス利用者協議会」の方針に基づき、管理事務所を所有する公社が一体的、包括的に管理してきた。公社は、自らが所有する管理事務所並びにバス事業施設の維持管理を実施していることから、現場・施設の状況を熟知し、バスターミナル施設を含めた浜松駅前広場の施設管理を一体的に実施する能力を有している。また、公社所有の管理事務所には、浜松市が所有するトイレの警報器や、監視カメラモニターなど重要な設備が集約されており、昼夜間における監視警備を公社職員又は警備員が実施しているため、他者が管理するには大規模なシステム改修が必要となる。これらのことから、当業務を効率的に実施できる者は他にないことから、委託事業者として選定するものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	土木部 南土木整備事務所 (電話：053-457-1018)
260	平成30年度南区可美地下道車椅子用階段リフト保守点検業務	クマリフト株式会社 静岡営業所	H30.4.1	1,944,000	本設備の車椅子用階段リフトは「クマリフト株式会社」が自ら設計・製作し、設置されたものである。点検業務にはメーカー独自の技術力と専用部品の調達能力が不可欠であり、「クマリフト(株)静岡営業所」以外では施行技術を有していないとともに、付属部品の調達も困難であることから、本設備設置メーカーへの随意契約とするものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	土木部 南土木整備事務所 (電話：053-457-1018)

番号	業務委託の名称	契約の相手方	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
261	平成30年度浜松駅北口広場昇降機設備保守点検業務	オーチス・エレベーターサービス株式会社 浜松支店	H30.4.1	1,594,080	本業務委託は、昇降機設置業者による遠隔操作システムを使用することで、24時間監視と自動点検による予防保全が可能であるが、これは設備設置業者が開発した独自技術によるものである。そのため、効率的な点検を実施できるよう機器設置メーカーへ随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	土木部 南土木整備事務所 (電話：053-457-1018)
262	平成30年度 (一)二俣浜松線外1線道除草業務	元建建設株式会社	H30.5.18	21,492,000	現在、国土交通省が天竜川法面の除草作業を元建建設株式会社と契約しているため、当事者と単独随意契約を結ぶことにより、作業の効率化による工事期間の短縮を図り、地元住民及び通過車両への影響を軽減できる。また、合算経費により事業コストの削減が出来るため、1者特命とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号該当)	土木部 南土木整備事務所 (電話：053-457-1018)
263	浜松市口座振替データ伝送業務	株式会社静岡銀行	H30.4.1	3,027,240	指定金融機関は、地方自治法施行令第168条の2第1項において「指定代理金融機関及び収納代理金融機関の公金の収納又は支払の事務を総括する。」と定められており、本業務もその一部となることから、指定金融機関である(株)静岡銀行以外には行うことができないため、随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	会計管理者 会計課 (電話：053-457-2181)
264	平成30年度浜松市消防庁舎自家用電気工作物保安管理業務	一般財団法人中部電気保安協会 浜松営業所	H30.4.1	2,540,160	消防業務の支障をきたさないよう、市内の各地に支店を有し、24時間体制で迅速かつ的確に対応できる者は一般財団法人中部電気保安協会のみであるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	消防局 消防総務課 (電話：053-475-7524)
265	消防救急デジタル無線増波事業機器設定業務委託	株式会社日立国際電気 静岡営業所	H30.5.31	14,036,760	消防救急デジタル無線システムは、平成25年度浜松市消防救急デジタル無線設備整備工事で構築された、株式会社日立国際電気製の無線システムであり、この業務は、工事受注者である株式会社日立国際電気でのみ遂行することが可能であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	消防局 情報指令課 (電話：053-475-7551)
266	(一括)浜松市教育委員会事務局等清掃・害虫駆除業務	ALSOKビルサービス株式会社	H30.4.1	1,644,234	指名業者はイーステージ浜松オフィス棟建物内に事務所を有し、同オフィス棟管理組合から共用部分の日常清掃・定期清掃業務を受託している。また、イーステージ浜松オフィス棟使用細則において、施設設備の管理の都合上、イーステージ浜松オフィス棟管理組合が指定する業者(共用部分の清掃業者)を契約の相手方とする事が想定されており、このような業者は指名業者以外にはないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	学校教育部 教育総務課 (電話：053-457-2401)

番号	業務委託の名称	契約の相手方	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
267	(一括) 浜松市教育委員会事務局等警備業務	ALSOKビルサービズ株式会社	H30.4.1	1,010,880	指名業者はイーステージ浜松オフィス棟建物内に事務所を有し、同オフィス棟管理組合から警備業務を受託している。建物全館における警備システムの連携による管理を実施し、確実に運用させることが不可欠であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	学校教育部 教育総務課 (電話:053-457-2401)
268	浜松市水窪放課後子供教室推進事業業務	特定非営利法人まちづくりネットワークWILL	H30.4.1	2,076,840	放課後児童会未開設地域において、地域住民の参画を得て事業を実施できる団体を募集し、業務を委託するものである。当該地域において、他の応募団体がなく該当する業者が存在しないことから、契約方法を随意契約(1者特命)とする。なお、当該団体は、平成25年度から同事業を受託し、事業の目的を達する十分な実績がある。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	学校教育部 教育総務課 (電話:053-457-2406)
269	浜松市あたご放課後子供教室推進事業業務	あたご放課後子ども	H30.4.1	1,514,220	放課後児童会未開設地域において、地域住民の参画を得て事業を実施できる団体を募集し、業務を委託するものである。当該地域において、他の応募団体がなく該当する業者が存在しないことから、契約方法を随意契約(1者特命)とする。なお、当該団体は、平成26年度から同事業を受託し、事業の目的を達する十分な実績がある。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	学校教育部 教育総務課 (電話:053-457-2406)
270	浜松市はるの放課後子供教室(犬居地区)推進事業業務	SunSunクラブ	H30.4.1	1,977,480	放課後児童会未開設地域において、地域住民の参画を得て事業を実施できる団体を募集し、業務を委託するものである。当該地域において、他の応募団体がなく該当する業者が存在しないことから、契約方法を随意契約(1者特命)とする。なお、当該団体は、平成27年度から同事業を受託し、事業の目的を達する十分な実績がある。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	学校教育部 教育総務課 (電話:053-457-2406)
271	浜松市はるの放課後子供教室(気田地区)推進事業業務	SunSunクラブ	H30.4.1	1,991,520	放課後児童会未開設地域において、地域住民の参画を得て事業を実施できる団体を募集し、業務を委託するものである。当該地域において、他の応募団体がなく該当する業者が存在しないことから、契約方法を随意契約(1者特命)とする。なお、当該団体は、平成28年度から同事業を受託し、事業の目的を達する十分な実績がある。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	学校教育部 教育総務課 (電話:053-457-2406)
272	浜松市下阿多古放課後子供教室推進事業業務	下阿多古地区社会福祉協議会	H30.4.1	2,007,489	放課後児童会未開設地域において、地域住民の参画を得て事業を実施できる団体を募集し、業務を委託するものである。当該地域において、他の応募団体がなく該当する業者が存在しないことから、契約方法を随意契約(1者特命)とする。なお、当該団体は、平成28年度から同事業を受託し、事業の目的を達する十分な実績がある。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	学校教育部 教育総務課 (電話:053-457-2406)
273	(一括) 平成30年度小荷物専用昇降機点検業務(相生小学校他)	オーチス・エレベーターサービス株式会社 浜松支店	H30.4.1	2,937,600	当該昇降機は同社が製造設置した装置であり、製造設置業者以外の業者では緊急時に即時対応(修繕・部品調達等)ができず学校教育・衛生環境に支障をきたす恐れがあるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	学校教育部 教育施設課 (電話:053-457-2403)

番号	業務委託の名称	契約の相手方	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
274	浜松市教育ネットワークセンター等機器保守業務	西日本電信電話株式会社 浜松支店	H30. 4. 1	26, 438, 400	浜松市教育ネットワークでは今回指名しようとする業者が所有する光ファイバー回線等を使用して構築されており、かつサーバ等機器の保守や運用には長年のノウハウが求められるため、システムを構築した業者以外では保守を行うことが不可能であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	学校教育部 教育施設課 (電話:053-457-2403)
275	浜松市小中学校図書管理システム保守業務	天方産業株式会社	H30. 4. 1	11, 864, 880	平成24年度までに調達した機器やシステムの保守業務は、賃貸借契約の中で天方産業株式会社が行っている。それ以降に導入した機器を含めた全システムを正常に稼働させることができるのは、システム稼働当初よりシステムの導入業務及び保守業務を行ってきた同社のみであるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	学校教育部 教育施設課 (電話:053-457-2403)
276	浜松市教育ネットワーク運用支援業務	西日本電信電話株式会社 浜松支店	H30. 4. 1	10, 260, 000	「浜松市教育ネットワーク」及び「学校管理運営システム」は、いずれも西日本電信電話株式会社浜松支店が設計・構築・機器導入・設置等を行った。さらに旧浜北地域のネットワークも同様に、構築するとともに、学校管理運営システムの基本設定及びカスタマイズ業務も同社が行った。運営支援業務は、学校等からの要望や質問に対応するヘルプデスク的な業務と、教育ネットワークのセキュリティ保持等の維持管理的な業務であるため、導入当初より構築を行い、運用支援を行ってきた同社以外では対応が不可能であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	学校教育部 教育施設課 (電話:053-457-2403)
277	浜松市教員採用等案内作成及び教員の魅力を伝えるイベント開催業務	株式会社エイエイビー 浜松支店	H30. 6. 4	2, 000, 000	公募型プロポーザルによる調達において、最もすぐれた企画提案を行った事業者として特定後、見積合せを実施し、決定したものの。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	学校教育部 教職員課 (電話:053-457-2414)
278	平成30年度浜松市教職員のストレスチェック及び研修等事業業務	株式会社フジEAPセンター	H30. 6. 1	5, 376, 294	・本業務は、高い専門性を必要とし、各業者で独自のノウハウを有していることから、平成28年度に公募型プロポーザル方式により調達を行い、企画提案の内容を評価採点した結果、当該事業者を最適事業者と決定した。 ・当該事業者は、高ストレス者に対する産業医の面接場所等、個人のプライバシーが守られており、教職員が面接を受けやすい環境が整えられている。 ・平成30年度において、事業に大幅な変更がなく、また、経年変化の把握・分析、研修の継続的な実施が必要なため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	学校教育部 教職員課 (電話:053-457-2414)
279	浜松市不登校児童生徒支援推進事業業務委託	NPO法人はままつ子どものこころを支える会	H30. 4. 1	42, 173, 352	本事業は、不登校児童生徒の自立と学校復帰を支援することを目的としている。そのため、(1)学校との連携が円滑にできること、(2)浜松市における不登校児童生徒の状況や地域性を熟知していること、(3)浜松市内に事務所があり柔軟に対応できること、(4)市内8か所の教室を一括して運営し、かつ、体験型適応指導「チャレンジ教室」を年間15回程度実施する能力を有することが委託先に求められる。契約の相手方が、上記の要件を満たす唯一の者であるため、一者特命の随意契約とした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	学校教育部 指導課 (電話:053-457-2428)

番号	業務委託の名称	契約の相手方	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
280	平成30年度外国語指導 助手業務委託(その2)	株式会社インタラク ク関西東海	H30.4.1	1,568,916	平成30年度の外国語指導助手業務委託は、既にインタラク関西東海との契約がなされている。業務実績やノウハウがあり、4月からの追加委託にも問題なく対応できる業者は、現受託業者であるインタラク関西東海のほかにないため、1者特命とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	学校教育部 指導課 (電話:053-457-2411)
281	教師用ノートパソコン等 システム保守点検業務	西日本電信電話株式 会社 浜松支店	H30.4.1	1,360,800	生徒の教材資料等を本端末機器で作成している。そのため、端末機器が常に正常に稼動し、その機能が発揮されるよう専門的知識と技術を要する業者に委託する必要がある。本業者は、ノートパソコンの導入設定した業者で、業務内容に精通しており、本業者以外に行わせると業務への支障や不利な価格となる可能性があるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号該当)	学校教育部 市立高等 学校 (電話:053-453-1105)
282	パソコン・サーバ及び ネットワーク機器等保守 点検業務	西日本電信電話株式 会社 浜松支店	H30.4.1	3,240,000	校内の情報端末機器等のネットワークの構築及び機器の設置の実施に加え、浜松市教育ネットワークの構築も手掛けており、本校の情報ネットワークを熟知している。生徒の成績等の多くの個人情報を取り扱うことから、専門知識と技術を要する業者に委託する必要がある。本業者は、これまで教師用ノートパソコン等の保守点検等における信頼と実績があり、ネットワーク機器等を導入設定した業者で業務内容に精通している。本業者以外に行わせた場合、業務への支障や不利な価格となるおそれもあるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号該当)	学校教育部 市立高等 学校 (電話:053-453-1105)
283	平成30年度工事監査に係 る技術調査業務委託(単 価契約)	公益社団法人大阪技 術振興協会	H30.5.1	1,080,000	業務仕様書において、土木工事及び修繕計画では技術士及び一級土木施工管理技士、建築工事及び修繕計画においては技術士、一級建築士及び一級建築施工管理技士、その他の工事及び修繕計画においては技術士及び当該工事監査に関する一級施工管理技士に相当する資格を有する者を調査員とするとしている。また、入札参加資格登録業者を確認したが、この条件を満たし、指名に必要な入札参加資格登録業者は平成29年度から「公益社団法人大阪技術振興協会(大阪市西区)」のみであるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	監査事務局 (電話:053-457-2391)
284	平成30年度農地台帳シ ステム保守管理業務委託	株式会社フジヤマ	H30.4.1	1,242,000	農地情報管理システムは、㈱フジヤマの基本パッケージにカスタマイズを加えた独自のシステムであり、短期間で多量のデータを修正・追加すること、既存の過去議案データをシステムに取り込むことは、他の業者では技術的に対応不可能であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	農業委員会事務局 (電話:053-457-2836)
285	浜松市水道料金等調定シ ステム、給排水台帳フ ァイリングシステム及び受 益者負担金システム保守 業務	日本電気株式会社 浜松支店	H30.4.1	7,560,000	・保守・改修・データ入力後における運用の安全性、信頼性を維持するためには、開発・製造業者(代理店等、開発・製造業者が指定する者を含む。)以外ではできないため。 ・他の設備・システムと連携しており、設備・システム間の性能、安定稼動を維持し、遅滞なく円滑に保守・改修・データ入力することは、他の業者ではできないため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当)	上下水道部お客さま サービス課 (電話:053-474-7812)

番号	業務委託の名称	契約の相手方	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
286	浜松市水道料金等調定システム及び受益者負担金システム機能改修業務	日本電気株式会社 浜松支店	H30.4.1	4,968,000	浜松市水道料金等調定システムを開発し、所有権を有する事業者でなければ対応ができないため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当)	上下水道部お客さまサービス課 (電話：053-474-7812)
287	浜松市水道料金等調定システム(下水道利用料金検索機能)開発業務	日本電気株式会社 浜松支店	H30.4.1	3,888,000	浜松市水道料金等調定システムを開発し、所有権を有する事業者でなければ対応ができないため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当)	上下水道部お客さまサービス課 (電話：053-474-7812)
288	平成30年度 休日及び夜間修繕待機業務	浜松上下水道協同組合	H30.4.1	6,812,640	休日、夜間に係る修繕業務に対し、迅速かつ広域的に緊急対応するためには、指定工事業者で構成されている浜松上下水道協同組合以外は対応が難しいため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当)	上下水道部 水道工事課 (電話：053-415-8135)
289	平成30年度 浜松市水道地理情報管理システムソフトウェア保守管理業務	株式会社管総研	H30.4.1	4,536,000	本業務は、システム障害が生じた場合の対応や機器環境の変更に伴う調整及びデータのバックアップを行う業務であり、システムの著作権を有する(株)管総研でなければ対応することができないため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当)	上下水道部水道工事課 (電話：053-474-7411)
290	浜松市下水道情報総合管理システム保守業務	株式会社フジヤマ	H30.4.1	3,564,000	浜松市下水道情報総合管理システムは、平成15年度に企画提案審査を実施し、(株)フジヤマの企画提案が選定され、翌年度から導入されている。本業務においては、この企画提案により構築したシステムの保守を行うものであることから、当該事業者にて委託する。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当)	上下水道部 下水道工事課 (電話：053-474-7514)
291	平成30年度 原委第5号大原浄水場外計装機器保守点検業務	株式会社日立製作所 浜松支店	H30.4.1	5,184,000	保守における運用の安全性、信頼性を維持するためには、開発・製造業者(代理店等、開発、製造業者が指定する者を含む。)以外ではできないため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当)	上下水道部 浄水課 (電話：053-436-1307)
292	平成30年度 原委第7号常光浄水場外電気設備計装機器保守点検業務	三菱電機プラントエンジニアリング株式会社 静岡支社	H30.4.1	6,372,000	保守における運用の安全性、信頼性を維持するためには、開発・製造業者(代理店等、開発、製造業者が指定する者を含む。)以外ではできないため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当)	上下水道部 浄水課 (電話：053-436-1307)

番号	業務委託の名称	契約の相手方	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
293	平成30年度 ガスクロマトグラフ質量分析装置等保守点検業務	東海理機株式会社 浜松営業所	H30.4.1	4,601,880	保守における運用の安全性、信頼性を維持するためには、開発・製造業者（代理店等、開発、製造業者が指定する者を含む。）以外ではできないため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第 2 号該当)	上下水道部 浄水課 (電話：053-436-1307)
294	平成30年度 委託第17号 中部浄化センター焼却灰運搬業務	東海運株式会社 東京陸運事業部	H30.4.1	4,212,000	浜松市（または静岡県）及び指定の処分場所在地の産業廃棄物収集運搬業許可証（産業廃棄物の種類：ばいじん）を有し、中部浄化センターの焼却灰の搬出形態に対応でき、かつ、再資源化処分が可能な産業廃棄物処理場に適合する粉粒体運搬車両を所有する唯一の入札参加資格登録業者であるため一者特命とする。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第 2 号該当)	上下水道部 下水道施設課 (電話：053-441-3631)
295	平成30年度 委託第18号 中部浄化センター焼却灰処分業務	太平洋セメント株式会社 環境事業部	H30.4.1	5,184,000	浜松市に入札参加資格登録されている産業廃棄物処分業許可証（産業廃棄物の種類：ばいじん）を有する業者のうち、中部浄化センターの汚泥焼却炉から発生する焼却灰を適正に処分かつ再資源化するための手法として、セメント原料化が可能な唯一の登録業者であるため一者特命とする。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第 2 号該当)	上下水道部 下水道施設課 (電話：053-441-3631)
296	平成30年度 浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業モニタリング業務	地方共同法人日本下水道事業団	H30.4.1	19,440,000	浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業（西遠コンセッション）の第三者モニタリング（履行監視）機関として、経営、改築及び維持管理の各事業について市によるモニタリングと同じ視点で客観的かつ専門的な確認及び助言を行うことに対応できる下水道事業に関する団体がほかにはないため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第 2 号該当)	上下水道部 下水道施設課 (電話：053-441-3631)
297	平成30年度 休日及び夜間修繕待機業務（細江町・引佐町・三ヶ日町）	細江町水道工事協同組合	H30.4.1	6,456,500	休日、夜間に係る修繕業務に対し、迅速かつ広域的に緊急対応するためには、指定工事業者で構成されている細江町水道工事協同組合以外は対応できないため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第 2 号該当)	上下水道部 北部上下水道課 (電話：053-525-6081)
298	平成30年度 休日及び夜間修繕待機業務（浜北区）	浜北上下水道協同組合	H30.4.1	4,319,400	休日、夜間に係る修繕業務に対し、迅速かつ広域的に緊急対応するためには、指定工事業者で構成されている浜北上下水道協同組合以外は対応できないため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第 2 号該当)	上下水道部 北部上下水道課 (電話：053-525-6081)
299	平成30年度 都田地区農業集落排水処理施設汚泥運搬業務	一般財団法人浜松市清掃公社	H30.4.12	3,034,972	農業集落排水処理施設から発生する汚泥の収集運搬については、一般廃棄物収集運搬業の許可が必要である。都田地区農業集落排水処理施設がある北区都田町を収集地域とする許可業者は、一般財団法人浜松市清掃公社1社のため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	上下水道部 天竜上下水道課 (電話：053-922-0038)

番号	業務委託の名称	契約の相手方	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
300	平成30年度 両島・落合石神・緑恵台農業集落排水処理施設汚泥運搬業務	株式会社ハマエイ	H30. 4. 19	9, 201, 600	農業集落排水処理施設から発生する汚泥の収集運搬については、一般廃棄物収集運搬業の許可が必要である。両島・落合石神・緑恵台農業集落排水処理施設がある処理区を収集地域とする許可業者は、株式会社ハマエイ 1社のため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	上下水道部 天竜上下水道課 (電話：053-922-0038)
301	平成30年度 上市場農業集落排水処理施設汚泥運搬業務	株式会社ハマエイ	H30. 4. 12	1, 487, 160	農業集落排水処理施設から発生する汚泥の収集運搬については、一般廃棄物収集運搬業の許可が必要である。上市場農業集落排水処理施設がある処理区を収集地域とする許可業者は、株式会社ハマエイ 1社のため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	上下水道部 天竜上下水道課 (電話：053-922-0038)
302	平成30年度 天竜区内修繕待機業務	天竜北遠上下水道協同組合	H30. 4. 1	6, 338, 520	平日夜間及び休日に係る修繕業務に対し、迅速かつ広域的に緊急対応するためには、指定工事業者で構成されている天竜北遠上下水道協同組合以外は対応できないため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第 2 号該当)	上下水道部 天竜上下水道課 (電話：053-922-0035)
303	平成30年度 天竜区水道施設管理業務	天竜北遠上下水道協同組合	H30. 4. 1	31, 644, 000	施設管理業務は、地域性や早期対応が不可欠であることから、地元水道業者とのかかわりを最重要視した。長年にわたり当地域の水道施設管理に携わり施設状況を把握しており、事故にも迅速に対応できる唯一の業者であるため、天竜北遠上下水道協同組合を選定した。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第 2 号該当)	上下水道部 天竜上下水道課 (電話：053-922-0035)
304	平成30年度 遠方監視装置及び計装設備（一般計器）保守点検業務その1	誠興電気株式会社	H30. 6. 19	1, 674, 000	該当施設設備の自動運転及び中央監視装置の親局・子局は、誠興電機株式会社が独自に開発したものであり、他の計器とも連動しているため、開発会社でしか業務遂行ができないため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第 2 号該当)	上下水道部 天竜上下水道課 (電話：053-922-0035)
305	平成30年度 遠方監視装置及び計装設備（一般計器）保守点検業務その2	シンク・エンジニアリング株式会社	H30. 6. 19	3, 931, 200	該当施設設備の自動運転及び中央監視装置の親局・子局は、シンク・エンジニアリング(株)が独自に開発したものであり、他の計器とも連動しているため、開発会社でしか業務遂行ができないため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第 2 号該当)	上下水道部 天竜上下水道課 (電話：053-922-0035)
306	平成30年度佐久間町遠方監視装置及び計装設備（一般計器）保守点検業務	日本エンジニア株式会社	H30. 5. 24	1, 080, 000	本業務委託対象機器の中央監視装置及びテレメータ装置は、ソフトを含め日本エンジニア株式会社の特許製品であり、他に使用許諾を受けている業者もなく、また、機器の内容を把握し保守点検できる業者が他にいないため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第 2 号該当)	上下水道部 天竜上下水道課 佐久間上下水道室 (電話：053-966-0007)

番号	業務委託の名称	契約の相手方	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
307	平成30年度中区行政連絡業務	中区自治会連合会	H30. 4. 1	100,745,520	地域に密着した住民組織である中区自治会連合会は、地域の実情に精通し、これまでも業務を円滑に処理してきた実績があり、迅速性、正確性からも他に代わるものはない。また、住民組織へ委託することにより、回覧や配布の過程での隣人同士のふれあいなど、地域のコミュニティの維持、形成にも寄与するため、中区自治会連合会を指名する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	中区 区振興課 (電話：053-457-2210)
308	平成30年度 浜松市犀ヶ崖資料館維持管理運営業務	浜松観光ボランティアガイドの会	H30. 4. 1	6,000,000	当業務では、単に資料館の維持管理を行うだけでなく、三方ヶ原の合戦や遠州大念仏などの郷土の歴史や文化について来場者に説明・案内することが、最も重要な業務となる。このような説明には、当施設だけでなく、徳川家康公にまつわる市内の名所・史跡・歴史等にも造詣が深く、関連した説明が必要である。このため、こうした説明を常にできるスタッフを多く抱えている団体は「浜松観光ボランティアガイドの会」以外にはないため、1者特命とするもの。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	中区 まちづくり推進課 (電話：053-457-2779)
309	浜松市障害者相談支援事業(中区)実施業務	社会福祉法人聖隷福祉事業団 社会福祉法人小羊学園 特定非営利活動法人遠州精神保健福祉をすすめる市民の会 計3事業所	H30. 4. 1	1事業所あたり 9,072,360円	障がいのある人やその家族等が相談支援を利用するにあたり、事業所は少しずつ信頼を獲得し、関係を深めながら対応にあたることも多く、安定性・継続性が事業者選定の重要な事項となる。本業務は、実施要綱に基づき浜松市障害者相談支援事業者台帳に登録された事業所を運営する法人に委託することとしており、中区において台帳に登録されている事業所・法人は3事業所・3法人だけであるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	中区 社会福祉課課 (電話：053-457-2057)
310	平成30年度 浜松市高齢者住宅等生活援助員派遣事業業務	社会福祉法人慈悲庵	H30. 4. 1	1,072,000	選定した業者は、シルバーハウジング・プロジェクトで建設された板屋町高齢者向け優良賃貸住宅を運営しており、同じ建物内において高齢者相談センター、通所介護事業を実施しているため、本業務における24時間対応や、緊急時の迅速な対応が可能である。このような対応が可能な事業者は他にないため、特命により指名するものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	中区 長寿保険課 (電話：053-457-2062)
311	浜松市生活支援ハウス運営事業	社会福祉法人聖隷福祉事業団	H30. 4. 1	8,424,000	本事業は高齢者に対して、介護支援機能や住居機能、交流機能を総合的に提供することにより、高齢者が安心して健康で明るい生活を送れるよう支援し、高齢者の福祉の増進を図ることを目的とする。このような対応が可能な事業者は他にないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	中区 長寿保険課 (電話：053-457-2062)
312	浜松市高齢者あんしん一時宿泊事業(短期宿泊事業)業務	社会福祉法人浜松仏教養護院 他8法人	H30. 4. 1	6,336,400	本事業は緊急に保護を必要とする高齢者の保護または環境的理由や経済的理由などにより在宅生活が困難な高齢者の施設入所が必要となったとき、入所または在宅生活に戻るまでの一定期間、一時的な滞在場所を確保・提供することにより、日常生活に対する支援を行うもの。このような対応が可能な事業者は他にないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	中区 長寿保険課 (電話：053-457-2062)

番号	業務委託の名称	契約の相手方	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
313	浜松市地域包括支援センター運営事業	医療法人社団あずま会 他3法人	H30. 4. 1	206, 380, 000	本事業は地域における包括的かつ継続的なケアマネジメントの体制を構築するために地域包括支援センターを設置し、総合的な相談及び支援、権利擁護のための援助、包括的かつ継続的なケアマネジメント、介護予防ケアマネジメント等を実施することを目的とする。このような対応が可能な事業者は他にないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	中区 長寿保険課 (電話：053-457-2062)
314	東区・西区「わが町文化史等」デジタル化及び公開業務委託	株式会社図書館流通センター 浜松営業所	H30. 6. 1	1, 558, 040	本業務は東区及び西区内で作成された12冊の「わが町文化誌等」をデジタル化し、現在公開中の『浜松市文化遺産デジタルアーカイブ』（市民部中央図書館所管）への搭載を行うものである。同システムに対応したデジタル化を行い、高度な検索・閲覧機能を有する閲覧ビューアも含めて作成・構築する能力を有するのは、システムを開発し運営している選定業者のみであるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	東区 区振興課 (電話：053-424-0115)
315	平成30年度東区行政連絡業務	東区自治会連合会	H30. 4. 1	46, 036, 800	地域に密着した住民組織である浜松市東区自治会連合会は、地域の実情に精通し、業務を円滑に処理してきている実績と、迅速性、正確性、信頼性からも他に代わるものはないため。また、住民組織へ委託することにより、回覧や配布の過程での隣人同士のふれあいなど、地域のコミュニティの維持、形成にも寄与するため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	東区 区民生活課 (電話：053-424-0164)
316	平成30年度浜松市生活支援ハウス運営事業業務	社会福祉法人八生会	H30. 4. 1	8, 420, 000	適切な事業運営が確保出来る専用の居室施設を保有し、かつ高齢者の健康管理、生活指導ができる社会福祉法人は生活支援ハウスあんしんの里を有する社会福祉法人八生会の他にないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	東区 長寿保険課 (電話：053-424-0186)
317	平成30年度浜松市地域包括支援センター運営事業	医療法人社団岡崎会 他、2者	H30. 4. 1	108, 390, 000	地域包括支援センター運営業務は、適切、公正かつ中立な運営を確保することが必要であり、浜松市地域包括支援センター運営協議会で審議し、承認された法人でなければ受託することが出来ない。指名業者は浜松市地域包括支援センター運営協議会で委託の承認を受けた法人であり、他の法人は受託することができないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	東区 長寿保険課 (電話：053-424-0186)
318	浜松市高齢者の運動器の機能向上トレーニング教室事業業務（医療機関コース）	医療法人社団盛翔会	H30. 5. 10	1, 105, 000	本事業実施のためには、保健・医療・福祉の連携を踏まえてリハビリテーション機能の提供が可能な専門的技術に精通し、教室を開催するのに必要なスペースを確保した施設を有していることが必要である。本市においては、当該事業の実施にあたり、各区に所在する事業の実施可能な医療機関を有する法人と当該区が契約することにより、高齢者が地域の施設を利用することで参加しやすい環境を整えている。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	東区 長寿保険課 (電話：053-424-0186)

番号	業務委託の名称	契約の相手方	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
319	平成30年度浜松市高齢者あんしん一時宿泊事業(短期宿泊事業)業務	社会福祉法人三和会外6者	H30.4.1	5,236,000	本業務は、特別養護老人ホーム等の空きベットを利用して行なう事業であり、「浜松市高齢者あんしん一時宿泊事業実施要綱」において、特別養護老人ホーム等の宿泊系老人福祉施設において実施することが規定されている。 事業の実施上、東区内の全ての特別養護老人ホーム、生活支援ハウスを運営する社会福祉法人と契約を締結しておく必要があるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	東区 長寿保険課 (電話：053-424-0186)
320	平成30年度行政連絡業務	西区自治会連合会	H30.4.1	35,273,720	地域に密着した住民組織である「西区自治会連合会」は、地域の実情に精通し、これまでも業務を円滑に処理してきた実績があり、迅速性、正確性、経済性の面からも他に代わるものはない。また、住民組織へ委託することにより、配布や回覧の過程での隣人同士のふれあいなど、地域コミュニティの維持・形成にも寄与するため「西区自治会連合会」を指名する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	西区 区振興課 (電話：053-597-1112)
321	平成30年度浜松市弁天島海浜公園管理運営業務	舞阪町観光協会	H30.4.1	16,524,000	舞阪町観光協会は、旧舞阪町時代から浜松市弁天島海浜公園(以下「公園」という。)の管理業務を受託し、平成18年度からは指定管理者として、また、平成27年度からは管理運営業務受託者として施設の適切な管理運営や利用者へのサービス向上に意欲的に取り組んできた団体である。そして、公園の隅々までその状況を把握しているとともに、春から夏の繁忙期の公園の賑わいと周辺道路の渋滞状況、からっ風が吹く冬場の海浜公園の様子など、季節による変動も実際に現場にいる者として状況を細かく把握している。また、弁天島を訪れる人々の様々なニーズの予測・把握に努めるとともに、お客様目線に立った柔軟な対応を心掛けている。主要業務の一つである自転車ターミナル施設管理運営業務では、レンタサイクルの主な利用者は観光客のため、貸出時には地域の観光地や観光施設の案内を求められる場合が少なくないが、同施設内に観光案内所を構え、地元をはじめ浜名湖周辺の観光情報に精通していることが、自転車ターミナルの運営において大きな強みとなっている。さらには、館山寺温泉において同様に自転車ターミナルを運営する館山寺温泉観光協会との連携協力体制も構築されている。なお、これまで公園の指定管理者として、そして平成27年度以降は管理運営受託者として同協会がレンタサイクル業務を浜名湖観光のセールスポイントの一つとして推進してきた結果、利用者数は年々右肩上がり伸びてきており、今年度も順調に推移している。27年度再認定された浜名湖観光圏の整備実施計画の強化項目の一つであるサイクルツーリズムの取組みにも合致している。また、公園内の海水浴場は、その安全管理区域のすぐ南側に東西に航路が走っているため水深が急に深くなっており、浜名湖の今切口にも近いことから、干満による潮の流れの変化やその強さも、ときには湖内の海水浴場とは思えないほど強くなる。地元協会として、これら公園周辺の潮の流れに精通し、また、日頃から緊密な関係にある地元漁業関係者との連携により、安心・安全を最優先とした日常的な備えと、緊急時の迅速かつ的確な対応が可能な体制がとられている。以上、これまでの管理運営の長い経験により培ったノウハウや、地域の観光振興への意欲と実績、そして潮干狩り・海水浴シーズン等の繁忙期の安心・安全確保に対する信頼性などを勘案し、平成30年度の浜松市弁天島海浜公園管理運営業務について、舞阪町観光協会を受託者とすることが最も適当であると判断し、一者特命による随意契約を結ぶものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	西区 まちづくり推進課 (電話：053-597-1150)

番号	業務委託の名称	契約の相手方	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
322	平成30年度館山寺自転車ターミナル施設管理運営業務	館山寺温泉観光協会	H30. 4. 1	1, 487, 160	館山寺自転車ターミナル施設の利用者は、観光客が主であり、観光案内が必須である。そのため、同施設内に観光案内所を無休で運営している館山寺温泉観光協会に委託することが効率的である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	西区 まちづくり推進課 (電話：053-597-1150)
323	平成30年度浜松市舞阪駐車場管理システム機器保守点検及び使用料徴収業務	ユニヴァーサル商事(株)	H30. 4. 1	5, 618, 160	ユニヴァーサル商事(株)は、浜松市舞阪駐車場管理システム機器賃貸借契約先であるため、機器の内部を保守点検できるのは、ユニヴァーサル商事(株)だけである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	西区 まちづくり推進課 (電話：053-597-1150)
324	平成30年度弁天島駅前観光案内所管理運営業務	舞阪町観光協会	H30. 4. 1	2, 048, 760	弁天島駅周辺の観光施設や宿泊施設の空き状況などを常に把握し、最新の情報を観光客に提供できるのは、舞阪町観光協会だけである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	西区 まちづくり推進課 (電話：053-597-1150)
325	平成30年度村楡観光トイレし尿収集業務	一般財団法人浜松市清掃公社	H30. 4. 1	1, 083, 600	浜松市一般廃棄物処理実施計画で定める「し尿・浄化槽汚泥」の収集運搬業者が、旧浜松市地区地域の場合は、廃棄物収集運搬許可も有している一般財団法人浜松市清掃公社1社であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	西区 まちづくり推進課 (電話：053-597-1150)
326	平成30年度館山寺西海岸清掃業務	館山寺温泉観光協会	H30. 6. 1	1, 799, 280	館山寺は、市の観光の中心ともいえる地域であり、西海岸は、夏季海水浴時期だけでなく、通年観光客が訪れ、美しい景観を目にする場所となっている。大雨や荒天などによる風水害後は漂着物が大量に流れ着き、その都度館山寺温泉観光協会を中心とした地元有志が清掃活動を実施し、観光資源を守ってきている。地元と連携し、迅速に対応でき、館山寺西海岸の美観を保てるのは館山寺温泉観光協会だけである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	西区 まちづくり推進課 (電話：053-597-1150)
327	平成30年度 浜松市障害者相談支援事業 (西区) 実施業務	社会福祉法人昴会	H30. 4. 1	9, 072, 360	障がいのある人やその家族等が相談支援を利用するにあたり、事業所は少しずつ信頼を獲得し、関係を深めながら対応にあたることも多く、安定性・継続性が事業者選定の重要な事項となる。本業務は、浜松市障害者相談支援事業実施要綱に基づき台帳に登載された事業所・法人に委託することとしており、西区において台帳に登載されている事業所・法人は、2事業所・2法人だけであるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	西区 社会福祉課 (電話：053-597-1159)

番号	業務委託の名称	契約の相手方	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
328	平成30年度 浜松市障害者相談支援事業（西区）実施業務	社会福祉法人ひかりの園	H30. 4. 1	9, 072, 360	障がいのある人やその家族等が相談支援を利用するにあたり、事業所は少しずつ信頼を獲得し、関係を深めながら対応にあたることも多く、安定性・継続性が事業者選定の重要な事項となる。本業務は、浜松市障害者相談支援事業実施要綱に基づき台帳に登載された事業所・法人に委託することとしており、西区において台帳に登載されている事業所・法人は、2事業所・2法人だけであるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	西区 社会福祉課 (電話：053-597-1159)
329	浜松市高齢者元気はつらつ教室事業	社会福祉法人浜松市社会福祉協議会	H30. 4. 1	17, 000, 000	虚弱高齢者の介護や支援についてのノウハウと豊富な経験を持つ人材を有し、事業実施体制も確立されており、地域における認知度・信頼も高く、安定的かつ適正に実施できる事業者が他にないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	西区 長寿保険課 (電話：053-597-1164)
330	浜松市生活支援ハウス運営事業業務	社会福祉法人三幸会	H30. 4. 1	6, 777, 000	生活支援ハウス「山崎」を保有している法人へ委託するものであり、他の事業者へ委託することは不可能である。なお、当該施設機能の有効的な活用について熟知し、より質の高い高齢者福祉事業を行うことができる法人であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	西区 長寿保険課 (電話：053-597-1164)
331	浜松市地域包括支援センター運営事業（大平台）	社会福祉法人三幸会	H30. 4. 1	30, 965, 900	虚弱高齢者等の処遇について精通しており、事業実施体制も確立している法人へ委託することでより効率的かつ効果的に事業をすすめることができる。地域包括支援センター運営協議会の承認を得た法人へ委託するため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	西区 長寿保険課 (電話：053-597-1164)
332	浜松市地域包括支援センター運営事業（和地）	社会福祉法人慶成会	H30. 4. 1	30, 965, 900	虚弱高齢者等の処遇について精通しており、事業実施体制も確立している法人へ委託することでより効率的かつ効果的に事業をすすめることができる。地域包括支援センター運営協議会の承認を得た法人へ委託するため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	西区 長寿保険課 (電話：053-597-1164)
333	浜松市地域包括支援センター運営事業（雄踏）	医療法人社団一穂会	H30. 4. 1	36, 165, 900	虚弱高齢者等の処遇について精通しており、事業実施体制も確立している法人へ委託することでより効率的かつ効果的に事業をすすめることができる。地域包括支援センター運営協議会の承認を得た法人へ委託するため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	西区 長寿保険課 (電話：053-597-1164)
334	浜松市高齢者の運動器の機能向上トレーニング教室事業	医療法人社団一穂会	H30. 5. 10	1, 264, 680	この事業は虚弱高齢者を対象に行うものであり、疾病を有する高齢者の参加もあることから、トレーニング中の事故や急病に対応できる医師を有する機関であることが必要である。また、トレーニングの専門知識を有する理学療法士や看護師等専門職の従事や、事業を安全に実施するための会場スペース（概ね3㎡/人）の確保できる機関は限られているため、事前調査により、実施が可能な機関と判断したため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	西区 長寿保険課 (電話：053-597-1164)

番号	業務委託の名称	契約の相手方	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
335	平成30年度雄踏町・舞阪町休日在宅診療業務	一般社団法人浜名医師会	H30. 4. 1	6, 652, 800	本業務は医師資格が必須であり、市民が日曜日及び祝日において診療が必要な場合に医療機関を受診できるように、雄踏地区及び舞阪地区の医療機関を統括する一般社団法人浜名医師会と契約するもので、競争入札に適さないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	西区 健康づくり課 (電話：053-597-1120)
336	平成30年度予防接種等業務(単価契約)	一般社団法人浜名医師会	H30. 4. 1	36, 711, 869	本業務は医師資格が必須であり、市内各地域において安定的な接種環境を確保するため、健康増進課の調整のもと、市内の医療機関を統括する5つの医師会と契約するもので、競争入札には適さないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	西区 健康づくり課 (電話：053-597-1120)
337	平成30年度地域力向上事業 次世代プレーリーダー養成講座等開催業務	特定非営利活動法人浜松NPOネットワークセンター	H30. 6. 29	1, 200, 000	受託者の選定方法は、募集要領をもとに企画提案を公募し、提出された企画提案書を審査し、より良い提案を選定する方式としたため。 【応募資格】 ①浜松市内に事務所を有する特定非営利活動法人であること。 ②定款に定める特定非営利活動の種類に子どもの健全育成を図る活動(特定非営利活動促進法別表(第二条関係)十三)または団体の連絡、助言または援助の活動(同 十九)を掲げていること。 ③応募時点で、浜松市入札参加資格登録(業務委託・賃貸借)を有していること。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	南区 区振興課 (電話：053-425-1120)
338	平成30年度行政連絡業務	南区自治会連合会	H30. 4. 1	33, 699, 600	地域に密着した住民組織である南区自治会連合会は、地域の実情に精通し、これまでも業務を円滑に処理してきている実績と迅速性、正確性からも他に代わるものはない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	南区 区民生活課 (電話：053-425-1382)
339	平成30年度アカウミガメ保護業務	特定非営利活動法人サンクチュアリエヌピーオー	H30. 4. 1	3, 224, 000	野生生物の保護は気温や海岸の状況などにあわせて臨機応変な対応が求められる。自然保護団体としてアカウミガメの生態等に精通し、アカウミガメの自然保護活動を行う傍ら、会独自で自然観察会や体験教室等子ども向けの活動を行い、これらのノウハウを活かした体験型プログラムの実施が期待でき、昭和62年以来、継続して市の事業委託を行い、その着実な実績をあげてきた。なお、浜松地域において同様の事業を実施することができる団体等は他に存在しない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	南区 区民生活課 (電話：053-425-1382)
340	平成30年度浜松市高齢者住宅等生活援助員派遣業務	社会福祉法人三和会	H30. 4. 1	3, 962, 000	入札参加資格者名簿に登録があり、浜松市内の老人福祉施設等でデイサービス運営事業等を実施する24事業者に対し、意向確認を行った。意向確認の結果、業務を行う体制をとることが可能で、かつ受託希望がある事業者は指名した事業者のみである。また、同一の事業者が受託することにより、入居者との信頼関係を築くことができ、関係性を活かした継続的な支援ができるという利点がある。役務を提供できる事業者は他になく、継続的な事業の実施が入居者の安全かつ快適な在宅生活の支援につながるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	南区 長寿保険課 (電話：053-425-1542)

番号	業務委託の名称	契約の相手方	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
341	平成30年度浜松市高齢者あんしん一時宿泊事業(短期宿泊事業)業務	社会福祉法人三和会外5者	H30.4.1	2,173,410	この業務は、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び老人短期入所施設を保有し、かつ高齢者の処遇に精通した社会福祉法人等でなければ、この業務を行うことができない。本市は当該事業の実施にあたり、それぞれの区に所在する、資格を有する事業者と契約することにより市内全体をカバーすることになっている。このため南区に所在する事業者を指定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	南区 長寿保険課 (電話：053-425-1542)
342	平成30年度浜松市地域包括支援センター運営事業業務	医療法人社団和恵会外2者	H30.4.1	93,710,000	地域包括支援センター運営業務は、適正、公正かつ中立な運営を確保することが必要であり、浜松市地域包括支援センター運営協議会で審議し、承認された法人でなければ受託することが出来ない。南区の3か所の法人は、平成30年2月22日開催の浜松市地域包括支援センター運営協議会で委託の承認を受けた唯一の法人であり、他の法人は受託することができないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	南区 長寿保険課 (電話：053-425-1542)
343	平成30年度浜松市高齢者の運動器の機能向上トレーニング教室業務	医療法人社団綾和会	H30.6.7	992,040	この事業は保健・医療・福祉の連携を踏まえてリハビリテーション科のある医療機関で、事業の実施において専門的技術に精通し、必要なスタッフとスペースを確保できる事業者でなければ行えない。本市は当該事業の実施にあたり、それぞれの区に所在する、資格を有する事業者と当該区が契約することにより市内全体をカバーすることになっている。南区内で実施可能で、かつ受託希望のある医療機関は、指定した法人の医療機関のみである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	南区 長寿保険課 (電話：053-425-1542)
344	平成30年度行政連絡業務	北区自治会連合会	H30.4.1	38,623,840	地域に密着した住民組織である「北区自治会連合会」には、既に地域ネットワークが確立しており、迅速性、正確性、経済性の面からも他に代わるものはない。また、住民組織へ委託することにより、回覧や配布の過程での隣人同士のふれあいなど、地域のコミュニティの維持を図ることができるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	北区 区振興課 (電話：053-523-1168)
345	(一括)平成30年度浜松市北区引佐地域17施設浄化槽清掃業務	東名興産株式会社	H30.4.1	1,640,196	浄化槽法第35条第1項の規定による許可を受けている業者であり、浜松市一般廃棄物処理実施計画(収集運搬にかかる計画)において、北区のうち引佐地区の浄化槽清掃業者として指定されている業者であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	北区 まちづくり推進課 (電話：053-523-1114)
346	浜松市奥浜名湖ツーリズムセンター運営業務	奥浜名湖観光協会	H30.4.1	2,044,000	奥浜名湖観光協会は、奥浜名湖地域の観光案内や情報発信ができ、かつ来訪者及び問い合わせへの確に案内をすることができる唯一の団体であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	北区 まちづくり推進課 (電話：053-523-1114)

番号	業務委託の名称	契約の相手方	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
347	平成30年度浜松市北区(細江・引佐・三ヶ日地域)放課後児童健全育成事業業務委託	社会福祉法人浜松市社会福祉協議会	H30.4.1	50,154,000	放課後児童クラブは、旧細江町・旧引佐町のときから、各町社会福祉協議会に事業を委託しており、社会福祉協議会が合併してからも事業を継続して委託している。放課後児童クラブの運営は、子どもの健全育成を図るノウハウ及び地域の実情についての理解が必須とされる専門性、在籍児童を最大6年間にわたって保護者及び小学校と連携して育成するという継続性、また健全育成に適切かつ有能な人材の確保及び保護者が安心して利用できる環境づくりをはじめとする信頼性が求められていることから、平成30年度においてもこの事業の運営は、(福)浜松市社会福祉協議会以外に適切な業者がない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	北区 社会福祉課 (電話：053-523-2893)
348	平成30年度 浜松市障害者相談支援事業(北区)実施業務①	社会福祉法人聖隷福祉事業団	H30.4.1	9,072,360	障がいのある人やその家族等が相談支援を利用するにあたり、事業所は少しずつ信頼を獲得し、関係を深めながら対応にあたることも多く、安定性・継続性が事業者選定の重要な事項となる。それを踏まえ、本業務は、実施要綱に基づき浜松市障害者相談支援事業者台帳に登録された事業所を運営する法人に委託することとしており、北区において台帳に登録されている事業所・法人は2事業所・1法人だけであることから、引き続き同一の2事業所を選定し、業務を委託する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	北区 社会福祉課 (電話：053-523-2898)
349	平成30年度 浜松市障害者相談支援事業(北区)実施業務②	社会福祉法人聖隷福祉事業団	H30.4.1	9,072,360	障がいのある人やその家族等が相談支援を利用するにあたり、事業所は少しずつ信頼を獲得し、関係を深めながら対応にあたることも多く、安定性・継続性が事業者選定の重要な事項となる。それを踏まえ、本業務は、実施要綱に基づき浜松市障害者相談支援事業者台帳に登録された事業所を運営する法人に委託することとしており、北区において台帳に登録されている事業所・法人は2事業所・1法人だけであることから、引き続き同一の2事業所を選定し、業務を委託する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	北区 社会福祉課 (電話：053-523-2898)
350	平成30年度浜松市地域包括支援センター運営事業業務(細江・三方原)	社会福祉法人聖隷福祉事業団外1者	H30.4.1	83,600,000	センター選定時、市及び地域包括支援センター運営協議会において、適正、公平、かつ中立的な運営を確保できると認められた、北区では2カ所の法人へ委託する。虚弱高齢者等の処遇について精通しており、事業実施体制も確立している法人へ委託することで、効率的かつ効果的に事業をすすめることができる。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	北区 長寿保険課 (電話：053-523-1144)
351	平成30年度浜松市高齢者元気はつらつ教室事業業務	社会福祉法人浜松市社会福祉協議会	H30.4.1	25,840,000	虚弱高齢者の介護や支援についてのノウハウと豊富な経験を持つ人材を有し、事業実施体制も確立されており、地域における認知度・信頼も高く、安定的かつ適正に実施できる事業者が他にないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	北区 長寿保険課 (電話：053-523-1144)
352	平成30年度予防接種等業務	一般社団法人引佐郡医師会	H30.4.1	51,886,163	当該業務が医師資格の必要な業務であることから、地域の安定的な接種環境を確保するため、旧引佐3町の予防接種可能な医療機関を統括することができる一般社団法人引佐郡医師会の一者特命とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	北区 健康づくり課 (電話：053-523-3121)

番号	業務委託の名称	契約の相手方	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
353	平成30年度浜松市診療所臨床検査業務	株式会社エスアールエル	H30.4.1	3,177,342	採取した検査試料を冷凍保存する設備が診療所には無いため、採取日当日に検査試料を収集する必要があり、検査試料の有無を問わず、引佐地域診療所診療日の午後4時～午後4時30分の間において、検査試料の回収作業が可能な業者が他に無いため。伊平診療所の嘱託医（浜松医科大学より派遣）が行う肝炎の検査について、浜松医科大学指定の血液検査を指名業者のみが行っているため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	北区健康づくり課 引佐鎮玉診療所 (電話：053-528-5800)
354	平成30年度 浜松市浜北区役所電話設備保守点検業務	西日本電信電話株式会社 浜松支店	H30.4.1	1,125,090	区役所の電話設備は、浜松市情報通信基盤（地域情報系基盤ネットワーク）を利用した区役所間の音声統合システムを構築するものであり、西日本電信電話株式会社が施工した。電話設備の保守点検業務は、区役所業務における通信機器を適切な状態に維持し、安定した通信環境を確保するための重要な業務であり、音声統合システムや電話設備に関する高度で詳細な知識・経験が求められるものである。また、基盤ネットワークの運用や電話交換機の設定については、西日本電信電話株式会社のみが行うことができる業務である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	浜北区 区振興課 (電話：053-585-1146)
355	平成30年度行政連絡業務	浜松市浜北区自治会連合会	H30.4.1	28,766,560	広報等の文書を全世帯へ配布するには、郵送で行うよりも住民組織へ業務委託する方法が安価である。また、地域に密着した住民組織である浜北区自治会連合会は、自治会加入率が高く、地域の実情に精通し、これまでも業務を円滑に処理してきている実績がある。さらに、住民組織へ委託することにより、回覧や配布の過程での隣人同士のふれあいなど、地域のコミュニティの維持および形成にも寄与することができるため、浜北区自治会連合会に委託することが総合的に優れていると判断した。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	浜北区 区振興課 (電話：053-585-1143)
356	(一括)平成30年度浜北区役所等管理業務	株式会社なゆた浜北	H30.4.1	10,827,972	なゆた浜北は複合施設であり、区役所の専用部分のみを切り離して業務を委託することは施設の管理上難しい。電気設備や空調設備等、制御する機械は区役所専用施設外にあり、日常の運転及び障害時の対応においても中央監視室をはじめとした閑なゆた浜北との連携が不可欠である。 ・閑なゆた浜北は、「なゆた浜北管理規約」第30条で区分所有法に規定する管理者となっている。 ・「なゆた浜北管理規約」第20条で、「専用部分である設備のうち共用部分と構造上一体となった部分の管理を共用部分の管理と一体として行う必要があるときは、管理者がこれを行うことができる。」と規定されている。 ・「なゆた・浜北」の施設管理は、設備担当者は8時から22時まで、警備担当者は24時間体制で地下1階の中央監視室で共用部分、専用部分等を集中管理している。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	浜北区 区振興課 (電話：053-585-1146)

番号	業務委託の名称	契約の相手方	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
357	平成30年度 浜松市なゆた・浜北清掃業務	株式会社なゆた浜北	H30. 4. 1	1, 068, 120	なゆた・浜北は複合施設であり、施設の貸出部分のみを切り離して業務を委託するよりも、なゆた・浜北管理規則第30条で区分所有法に規定する管理者となっている株式会社なゆた浜北へ委託するほうが、区役所、住宅、公益共用部分等との調整を図ることができ、もっとも効率的に業務を遂行できるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	浜北区 まちづくり推進課 (電話：053-586-6201)
358	平成30年度 浜松市なゆた・浜北設備保守点検等業務	株式会社なゆた浜北	H30. 4. 1	9, 348, 480	なゆた・浜北は複合施設であり、施設の貸出部分のみを切り離して業務を委託するよりも、なゆた・浜北管理規則第30条で区分所有法に規定する管理者となっている株式会社なゆた浜北へ委託するほうが、区役所、住宅、公益共用部分等との調整を図ることができ、もっとも効率的に業務を遂行できるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	浜北区 まちづくり推進課 (電話：053-586-6201)
359	平成30年度 浜松市なゆた・浜北管理運営業務	株式会社なゆた浜北	H30. 4. 1	13, 000, 608	なゆた・浜北は複合施設であり、施設の貸出部分のみを切り離して業務を委託するよりも、なゆた・浜北管理規則第30条で区分所有法に規定する管理者となっている株式会社なゆた浜北へ委託するほうが、区役所、住宅、公益共用部分等との調整を図ることができ、もっとも効率的に業務を遂行できるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	浜北区 まちづくり推進課 (電話：053-586-6201)
360	平成30年度 浜松市浜北万葉まつり関係事業業務	一般財団法人浜松公園緑地協会	H30. 4. 1	3, 999, 240	この業務は、公園の施設・設備を熟知していること、公園内の万葉関係団体等と連携する必要があること、万葉集と万葉植物に関する専門的知識を要することが求められるなど、特殊な性質がある。(一財)浜松公園緑地協会は公園の指定管理者で、万葉に関する専門的知識が豊富で、イベント開催のノウハウの蓄積もあることから、本事業の趣旨・目的を理解し、的確に業務を遂行できるものと考えたため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	浜北区 まちづくり推進課 (電話：053-586-6201)
361	平成30年度 浜北区市民文化祭開催業務	浜松市浜北文化協会	H30. 4. 1	1, 508, 000	本業務は、市民文化の振興を図る事を目的とした公益性の高い事業である。また、業務を円滑に実施するためには、芸術・文化に精通し、浜北区内の文化団体を統括する事ができる団体でなければならない。これらの要件を満たしている団体は、浜松市浜北文化協会以外になく、業務の性質と目的が競争入札に適さないものであるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	浜北区 まちづくり推進課 (電話：053-586-6201)

番号	業務委託の名称	契約の相手方	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
362	平成30年度浜北区スポーツ振興事業業務	公益財団法人浜松市体育協会	H30.4.1	1,944,000	本業務は、浜北区のスポーツ振興及び普及を図るための事業であることから、浜北スポーツ祭14種目を統括できることや、区のスポーツ事情を理解した、地域住民が気軽に参加できるイベント運営が求められる。業務の性質上、公益性が高いことから、(公財)浜松市体育協会を選定した。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	浜北区 まちづくり推進課 (電話:053-585-1116)
363	平成30年度 浜松市亀玉協働センター及び浜松市中瀬協働センター昇降機設備保守点検業務	フジテック株式会社 中部支社静岡支店	H30.4.1	1,464,480	当該業者は、亀玉協働センター及び中瀬協働センターにエレベーターを設置したメーカーであり、他社にはない当該機器に関する十分な知識を、メンテナンスに関する豊富な経験を有している。常時監視業務についても対応可能な業者である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	浜北区 まちづくり推進課 (電話:053-586-6201)
364	浜松市障害者相談支援事業 (浜北区)実施業務①	社会福祉法人天竜厚生会	H30.4.1	9,072,360	障がいのある人やその家族等が相談支援を利用するにあたり、事業所は少しずつ信頼を獲得し、関係を深めながら対応にあたることも多く、安定性・継続性が事業者選定の重要な事項となる。それを踏まえ、実施要綱に基づき浜松市障害者相談支援事業者台帳に登載された事業所を運営する法人に委託することとしており、本業務の実施区域である浜北区において台帳に登載されている事業所・法人は、3事業所・3法人だけであるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	浜北区 社会福祉課 (電話:053-585-1697)
365	浜松市障害者相談支援事業 (浜北区)実施業務②	社会福祉法人聖隷福祉事業団	H30.4.1	9,072,360	障がいのある人やその家族等が相談支援を利用するにあたり、事業所は少しずつ信頼を獲得し、関係を深めながら対応にあたることも多く、安定性・継続性が事業者選定の重要な事項となる。それを踏まえ、実施要綱に基づき浜松市障害者相談支援事業者台帳に登載された事業所を運営する法人に委託することとしており、本業務の実施区域である浜北区において台帳に登載されている事業所・法人は、3事業所・3法人だけであるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	浜北区 社会福祉課 (電話:053-585-1697)
366	浜松市障害者相談支援事業 (浜北区)実施業務③	社会福祉法人みどりの樹	H30.4.1	9,072,360	障がいのある人やその家族等が相談支援を利用するにあたり、事業所は少しずつ信頼を獲得し、関係を深めながら対応にあたることも多く、安定性・継続性が事業者選定の重要な事項となる。それを踏まえ、実施要綱に基づき浜松市障害者相談支援事業者台帳に登載された事業所を運営する法人に委託することとしており、本業務の実施区域である浜北区において台帳に登載されている事業所・法人は、3事業所・3法人だけであるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	浜北区 社会福祉課 (電話:053-585-1697)

番号	業務委託の名称	契約の相手方	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
367	浜松市地域活動支援センターⅡ型事業業務	社会福祉法人浜松市社会福祉事業団	H30.4.1	19,691,761	浜松市地域活動支援センターⅡ型事業実施要綱に定める台帳に登録されている事業所・法人は、市内で1者のみであるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	浜北区 社会福祉課 (電話：053-585-1697)
368	平成30年度浜松市浜北区放課後児童健全育成事業運営業務	NPO法人学童保育はまきた	H30.4.1	100,400,000	NPO法人学童保育はまきたは、放課後児童クラブを運営するために旧浜北市内の放課後児童クラブの育成会の保護者が立ち上げたNPO法人である。当該事業の趣旨を理解し、旧浜北市からの継続性の中で、健全な運営ができる事業所は、NPO法人学童保育はまきた以外に受託できる事業所がないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	浜北区 社会福祉課 (電話：053-585-1121)
369	平成30年度きじの里放課後児童クラブ運営業務	社会福祉法人峰栄会	H30.4.1	6,400,000	きじの里放課後児童クラブ室は、内野小学校の児童数増加による既存の放課後児童クラブの利用者増に対応するために、校区内で社会福祉施設を運営している社会福祉法人峰栄会が整備したクラブ室である。そのため、事業を設置者である社会福祉法人以外に受託できる事業所はないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	浜北区 社会福祉課 (電話：053-585-1121)
370	平成30年度みゅうのおか児童クラブ運営業務	社会福祉法人天竜厚生会	H30.4.1	5,000,000	みゅうのおか児童クラブ室は、赤佐小学校の既存の放課後児童クラブの利用者増に対応するために、社会福祉法人天竜厚生会が整備したクラブ室である。そのため、事業を設置者である社会福祉法人以外に受託できる事業所はないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	浜北区 社会福祉課 (電話：053-585-1121)
371	平成30年度浜松市高齢者元気はつらつ教室事業(中瀬)	社会福祉法人大善福祉会	H30.4.1	19,720,000	浜松市高齢者元気はつらつ教室事業実施要綱に基づき、高齢者元気はつらつ教室事業者台帳に登録された事業所に委託する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	浜北区 長寿保険課 (電話：053-585-1123)
372	平成30年度浜松市高齢者元気はつらつ教室事業(平口)	社会福祉法人 浜松市社会福祉協議会	H30.4.1	15,300,000	浜松市高齢者元気はつらつ教室事業実施要綱に基づき、高齢者元気はつらつ教室事業者台帳に登録された事業所に委託する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	浜北区 長寿保険課 (電話：053-585-1123)
373	平成30年度浜松市地域包括支援センター運営事業(北浜)	社会福祉法人 聖隷福祉事業団	H30.4.1	30,880,000	地域包括支援センター運営事業は、適切、公平かつ中立な運営を確保することが必要であり、浜松市地域包括支援センター運営協議会で審議し、承認された法人でなければ受託することができない。指名業者は浜松市包括支援センター運営協議会で当地域における委託の承認を受けた唯一の法人である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	浜北区 長寿保険課 (電話：053-585-1123)

番号	業務委託の名称	契約の相手方	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
374	平成30年度浜松市地域包括支援センター運営事業(しんぱら)	社会福祉法人 天竜厚生会	H30.4.1	30,880,000	地域包括支援センター運営事業は、適切、公平かつ中立な運営を確保することが必要であり、浜松市地域包括支援センター運営協議会で審議し、承認された法人でなければ受託することができない。指名業者は浜松市包括支援センター運営協議会で当地域における委託の承認を受けた唯一の法人である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	浜北区 長寿保険課 (電話:053-585-1123)
375	平成30年度浜松市地域包括支援センター運営事業(於呂)	医療法人社団 白梅会	H30.4.1	25,680,000	地域包括支援センター運営事業は、適切、公平かつ中立な運営を確保することが必要であり、浜松市地域包括支援センター運営協議会で審議し、承認された法人でなければ受託することができない。指名業者は浜松市包括支援センター運営協議会で当地域における委託の承認を受けた唯一の法人である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	浜北区 長寿保険課 (電話:053-585-1123)
376	平成30年度浜松市夜間・休日救急医療業務	一般社団法人浜松市浜北医師会	H30.4.1	9,682,972	救急医療が実施可能な浜北区内の医療機関を統括することができる機関であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	浜北区 健康づくり課 (電話:053-585-1171)
377	平成30年度予防接種等業務(単価契約)	一般社団法人浜松市浜北医師会	H30.4.1	174,066,773	業務遂行に必要な設備・技術を備えた医療機関が予防接種を実施することで、業務を安全かつ円滑に進めることができ、区内における実施医療機関を統括することのできる機関であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	浜北区 健康づくり課 (電話:053-585-1171)
378	浜松市天竜ツーリズムセンター運営業務	天竜区観光協会	H30.4.1	5,744,000	天竜区内における観光情報発信・提供及び利用者サービスの拠点として、天竜ツーリズムセンターを運営することにより、浜松市の観光振興を図るため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	天竜区 まちづくり推進課 (電話:053-922-0033)
379	浜松市天竜区スポーツ振興事業業務	公益財団法人浜松市体育協会	H30.4.1	2,592,000	スポーツ振興事業に関する知識や経験とともに、各地区におけるネットワークをもち、開催時期、会場確保、実施種目の調整などのスキルが必要であり、この事業を円滑に進めることができる団体が他にないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	天竜区 まちづくり推進課 (電話:053-922-0072)

番号	業務委託の名称	契約の相手方	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
380	浜松市天竜ボート場コース設営等業務	有限会社天龍遊船	H30. 4. 1	3, 259, 008	<p>天竜ボート場のコース設営及び撤去業務は、気象条件やダム放流などによる緊急時の対応が必要不可欠である。特に近年においては、突発的な豪雨の増加など気象状況が変化してきており、それに伴うダムの放流回数も増加している。急激な増水に伴うコースの撤去作業は、大変厳しい気象条件の中で行うこととなり、危険が伴う中で迅速かつ正確な対応が求められるため、ダム湖の地形や水流等を熟知していることや熟練した技術、経験も必要となってくる。以上を踏まえると、当業務の委託先としては、天竜ボート場におけるコース設営・撤去に長期にわたって携わり、他の企業・団体にはない上記の技術・経験を有している企業である有限会社天龍遊船以外にはない。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)</p>	天竜区 まちづくり推進課 (電話：053-922-0072)
381	国道152号法面崩壊による北遠本線運休区間の代替輸送運行業務	有限会社 水窪タクシー	H30. 5. 10	8, 939, 160	<p>天竜区龍山町瀬尻地内で発生した、国道152号法面崩壊によりバス路線が運休となり、沿線住民の通院等に必要最低限の移動手段確保の緊急措置として、通行再開までの間代替迂回運行を実施するものである。今回の指名業者は、地域バスにおいて長年の実績があり、運行に必要な道路運送法に定める一般貸切旅客自動車運送事業の許可業者であり、通行に適した小型車両も保有し迅速な対応が可能である。また、始点終点共に水窪町であり、当該業者の所在地が水窪町にあることから大幅に経費節減ができるため。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第 5 号該当)</p>	天竜区 まちづくり推進課 (電話：053-922-0027)
382	浜松市龍山森林文化会館管理運営業務	特定非営利活動法人 ほとと龍山	H30. 4. 1	4, 914, 000	<p>本事業は、浜松市龍山森林文化会館を地域活動の拠点として、更なる利用促進と、それによる地域コミュニティの活性化を目的とするものであり、地域を熟知している地域団体に運営を委ねることを狙いとしている。そのため、龍山地域の活力維持と高揚に寄与していくことを目的に、龍山地域の住民の手により設立・運営されているNPO法人ほとと龍山は、本事業の効果を高めるための受託者として最適であり、また、地域内に本業務を遂行できる団体はほかに無いため。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)</p>	天竜区 まちづくり推進課 (電話：053-922-0086)
383	天竜ものづくり継承施設管理業務	特定非営利活動法人 本田宗一郎夢未来理想倶楽部	H30. 4. 1	4, 295, 000	<p>当該施設は、「故本田宗一郎氏のものづくり精神を次代を担う世代に継承していくこと」を目的に、登録有形文化財となっている旧二俣町役場を活用する形で整備された経緯がある。(特非) 本田宗一郎夢未来理想倶楽部は本田宗一郎氏の偉業を顕彰し、次代を担う世代に継承していくこと等を設立目的にして地域住民にによって設立された団体である。またNPO法人自身の事業としても展示・イベントの実施や来館者への案内等、大変有効に建物を活用した活動を展開しており、地域の活性化にも寄与している。市内には設置目的に沿う活動を主体に行っている住民組織は(特非) 本田宗一郎夢未来理想倶楽部しかないため。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)</p>	天竜区 まちづくり推進課 (電話：053-922-0086)

番号	業務委託の名称	契約の相手方	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
384	浜松市龍山森林文化会館外20施設浄化槽保守点検及び清掃業務	株式会社ハマエイ	H30.4.1	3,521,340	(株)ハマエイは廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく「し尿及び浄化槽汚泥(一般廃棄物)」の清掃を当地区内(天竜区春野、佐久間、水窪、龍山地区)で行うことのできる唯一の許可業者であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	天竜区 まちづくり推進課 (電話:053-922-0033)
385	浜松市障害者相談支援事業(天竜区)実施業務	社会福祉法人天竜厚生会	H30.4.1	9,072,360	障害のある人やその家族等が相談支援を利用するにあたり、事業所は少しずつ信頼を獲得し、関係を深めながら対応にあたることも多く、安定性・継続性が事業者選定の重要な事項となる。それを踏まえ、実施要綱に基づき浜松市障害者相談支援事業者台帳に登録された事業所を運営する法人に委託することとしており、本業務の実施区域である天竜区において台帳に登録されている事業所が他にないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	天竜区 社会福祉課 (電話:053-922-0024)
386	浜松市地域活動支援センターⅢ型事業	特定非営利活動法人わかすぎ工房	H30.4.1	10,096,000	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための事業で、浜松市地域活動支援センターⅢ型事業実施要綱により、浜松市地域生活支援事業(地域活動支援センターⅢ型事業)実施施設・事業者台帳に登録された者に委託することとしており、本業務の実施区域である佐久間町内において台帳に登録されている事業所が他にないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	天竜区 社会福祉課 (電話:053-922-0024)
387	浜松市地域活動支援センターⅢ型事業	特定非営利活動法人あけぼの	H30.4.1	7,680,000	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための事業で、浜松市地域活動支援センターⅢ型事業実施要綱により、浜松市地域生活支援事業(地域活動支援センターⅢ型事業)実施施設・事業者台帳に登録された者に委託することとしており、本業務の実施区域である春野町内において台帳に登録されている事業所が他にないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	天竜区 社会福祉課 (電話:053-922-0024)
388	浜松市放課後児童健全育成業務	社会福祉法人天竜厚生会	H30.4.1	17,100,000	本業務を実施する事業者は、浜松市児童福祉法施行細則第8条の16及び浜松市放課後児童健全育成事業実施要綱第3条の規定に基づき、事前に「放課後児童健全育成事業開始届」を市長に届け出る必要があり、天竜区を実施場所として、本届出をしている事業者が他にないことから、1者特命とするものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	天竜区 社会福祉課 (電話:053-922-0023)

番号	業務委託の名称	契約の相手方	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
389	浜松市生活支援ハウス運営事業	社会福祉法人さくま	H30.4.1	8,468,000	介護保険法に規定する老人デイサービスセンター等を運営する社会福祉法人であり、適切な事業運営が確保できると認められた法人である。また、浜松市生活支援ハウス運営事業実施要綱に規定する施設を保有しているのは、区内では(福)さくましかないため随意契約(一者特命)とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	天竜区 長寿保険課 (電話:053-922-0130)
390	浜松市低所得高齢者等住まい・生活支援モデル事業	社会福祉法人天竜厚生会	H30.4.1	5,106,000	本事業の実施地域は、天竜区内の龍山、佐久間及び水窪地域である。今回指名を予定している(福)天竜厚生会は、事業実施地域で地域包括支援センターを運営しているため、当該地域全域の実態を熟知しており、かつ、本事業を実施していくうえで求められている地域の社会福祉法人やNPO法人などとの地域連携を既に当該地域内で構築している。このことから、本事業を実施するにあたり当該地域に精通し事業を適正に実施できる団体等は当該法人しかないことから随意契約(1者特命)とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	天竜区 長寿保険課 (電話:053-922-0130)
391	浜松市高齢者元気はつらつ教室事業(天竜地域(熊地区除く)、春野地域(春南地区除く)、水窪地域)	社会福祉法人浜松市社会福祉協議会	H30.4.1	26,690,000	本事業は、「浜松市高齢者元気はつらつ教室事業実施要綱」に基づき、同要綱に規定されている「事業者台帳」に登録された事業所のみが実施できるものである。事業実施にあたっては、利用者の送迎も含むものであることから、利用者の通所に伴う負担軽減等を考慮し対象エリアが設定されている。このエリアにおいて「事業者台帳」に登録されている事業所は当該法人のみであるため随意契約(1者特命)とする。〈対象エリア〉天竜地域(熊地区除く)、春野地域(春南地区除く)、水窪地域 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	天竜区 長寿保険課 (電話:053-922-0130)
392	浜松市高齢者元気はつらつ教室事業(天竜地域(熊地区)・龍山地域)	社会福祉法人天竜厚生会	H30.4.1	2,992,000	本事業は、「浜松市高齢者元気はつらつ教室事業実施要綱」に基づき、同要綱に規定されている「事業者台帳」に登録された事業所のみが実施できるものである。事業実施にあたっては、利用者の送迎も含むものであることから、利用者の通所に伴う負担軽減等を考慮し対象エリアが設定されている。このエリアにおいて「事業者台帳」に登録されている事業所は当該法人のみであるため随意契約(1者特命)とする。〈対象エリア〉天竜地域(熊地区)・龍山地域 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	天竜区 長寿保険課 (電話:053-922-0130)
393	浜松市高齢者元気はつらつ教室事業(春野地域(春南地区))	社会福祉法人白龍会	H30.4.1	3,910,000	本事業は、「浜松市高齢者元気はつらつ教室事業実施要綱」に基づき、同要綱に規定されている「事業者台帳」に登録された事業所のみが実施できるものである。事業実施にあたっては、利用者の送迎も含むものであることから、利用者の通所に伴う負担軽減等を考慮し対象エリアが設定されている。このエリアにおいて「事業者台帳」に登録されている事業所は当該法人のみであるためこの業者との随意契約(1者特命)とする。〈エリア〉春野地域(春南地区) (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	天竜区 長寿保険課 (電話:053-922-0130)

番号	業務委託の名称	契約の相手方	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
394	浜松市高齢者元気はつらつ教室事業(佐久間(浦川地区除く))	社会福祉法人さくま	H30.4.1	2,882,000	本事業は、「浜松市高齢者元気はつらつ教室事業実施要綱」に基づき、同要綱に規定されている「事業者台帳」に登録された事業所のみが実施できるものである。事業実施にあたっては、利用者の送迎も含むものであることから、利用者の通所に伴う負担軽減等を考慮し対象エリアが設定されている。このエリアにおいて「事業者台帳」に登録されている事業所は当該法人のみであるため随意契約(1者特命)とする。〈エリア〉佐久間地域(浦川地区除く) (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	天竜区 長寿保険課 (電話:053-922-0130)
395	浜松市地域包括支援センター運営事業(天竜、春野)	医療法人弘遠会	H30.4.1	31,820,000	地域包括支援センター運営業務は、適切、公正かつ中立な運営を確保することが必要であり、浜松市地域包括支援センター運営協議会で審議し、承認された法人でなければ受託することが出来ない。(医)弘遠会は平成30年2月22日に開催した浜松市地域包括支援センター運営協議会で天竜、春野地域の担当として、委託の承認を受けた唯一の法人であり、他の法人は受託することができないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	天竜区 長寿保険課 (電話:053-922-0130)
396	浜松市地域包括支援センター運営事業(佐久間、水窪、龍山)	社会福祉法人天竜厚生会	H30.4.1	32,760,000	地域包括支援センター運営業務は、適切、公正かつ中立な運営を確保することが必要であり、浜松市地域包括支援センター運営協議会で審議し、承認された法人でなければ受託することが出来ない。(福)天竜厚生会は平成30年2月22日に開催した浜松市地域包括支援センター運営協議会で佐久間・水窪・龍山地域の担当として、委託の承認を受けた唯一の法人であり、他の法人は受託することができないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	天竜区 長寿保険課 (電話:053-922-0130)
397	浜松市春野歯科診療所歯科技工業務(クラウン等)	歯科技工 俊光	H30.4.1	1,775,000	歯科技工物は失った歯の部分を実験的に補綴し、以前の咬み合わせを再現するものであり、デリケートな精密さが要求されることから、医師や患者の要望に対応できる技術を持った専門業者であることが必要不可欠である。選定業者は、本業務を実施できる浜松市入札参加資格を有している唯一の市内業者であることから選定した。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	天竜区 健康づくり課 (電話:053-925-3142)
398	浜松市春野歯科診療所歯科技工業務(義歯等)	ていす工房	H30.4.1	1,646,000	歯科技工物は失った歯の部分を実験的に補綴し、以前の咬み合わせを再現するものであり、デリケートな精密さが要求される。選定業者は他歯科医院での実績だけでなく、技工物のやりとりが来院方式であるため、歯科医師と技工士の打合せ等が可能であり意志疎通を図ることができ、患者や歯科医師の要望が技工士に伝わり易く、より要望に沿った技工物の製作が可能となるため選定した。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	天竜区 健康づくり課 (電話:053-925-3142)

番号	業務委託の名称	契約の相手方	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
399	浜松市天竜休日救急診療所診療及び管理業務	一般社団法人磐周医師会	H30. 4. 1	6,063,255	本業務は、医師の協力が不可欠となるため、指名競争入札に適していない。 一般社団法人磐周医師会は、天竜区の医師が会員となっている医師会であり、業務を実施するのに必要な能力・資格を有している。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	天竜区 健康づくり課 (電話：053-925-3142)
400	予防接種等業務	一般社団法人磐周医師会	H30. 4. 1	45,489,783	業務は、公費負担により行われ、各医療機関（医師）の協力が必要不可欠なため、競争入札に適さない。指名業者は、区内の医師を会員とし、統括する唯一の団体である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	天竜区 健康づくり課 (電話：053-925-3142)

正誤表（令和元年 10 月 23 日訂正）

業務委託一者特命随意契約結果一覧（平成 30 年 4 月～平成 30 年 6 月契約分）のうち次の 3 件（63 番、64 番、65 番）について、随意契約の契約日及び契約金額に誤りがあったため、次のとおり訂正しました。訂正箇所は、下線の箇所です。

◆訂正前（誤）

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課（施設）
63	浜松市立城北図書館自動出納書庫保守点検業務	日本ファイリング株式会社 名古屋支店	<u>H29. 4. 1</u>	<u>3, 931, 200</u>	<p>日本ファイリング株式会社は、自動出納書庫に使用されている機器の特許を有しており、他の装置を含め、対象となる機器において企業秘密に係る部分が多い。また、図書館システムと連携して自動出納書庫を作動させるプログラムソフトも日本ファイリング株式会社が独自で開発したものであるため、他業者には公開しておらず他者が業務を行った場合、万全に保守業務ができないため。</p> <p>(地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号該当)</p>	市民部 中央図書館 城北図書館 (電話：053-474-1725)
64	浜松市立図書館サービスシステム保守管理業務	日本電気株式会社 浜松支店	<u>H29. 4. 1</u>	<u>13, 608, 000</u>	<p>浜松市立図書館サービスシステムのパッケージシステムの著作権及びインストール、設定等に関する技術情報は、同システムソフトウェアを開発、製造、納入した日本電気株式会社のみが排他的権利を有しており、これらの権利・情報を他者が有することが不可能である。迅速な障害対応や各種問い合わせ対応、システム保守業務を行うためには、内部構造を熟知し、業務運用全体を把握する必要がある。パッケージ開発元かつ構築業者である日本電気株式会社以外にこの業務に対応できる業者は他にない。</p> <p>(地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号該当)</p>	市民部 中央図書館 (電話：053-456-0234)
65	浜松市立図書館 I C タグ装備業務	株式会社図書館流通センター 浜松営業所	<u>H29. 4. 1</u>	5, 151, 600	<p>浜松市立図書館の既存資料約 245.3 万冊には、すべて株式会社図書館流通センター製の I C タグが貼付され、図書館サービスシステムにより管理されている。この I C タグは他社では取り扱いがなく、他社製品とは互換性がないため、他社製品を使用した場合、既存資料、図書館サービスシステム及び周辺機器との整合性に重大な支障をきたすことになるため。</p> <p>(地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号該当)</p>	市民部 中央図書館 (電話：053-456-0234)

◆訂正後（正）

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課（施設）
63	浜松市立城北図書館自動出納書庫保守点検業務	日本ファイリング株式会社 名古屋支店	<u>H30. 4. 1</u>	<u>4, 784, 400</u>	<p>日本ファイリング株式会社は、自動出納書庫に使用されている機器の特許を有しており、他の装置を含め、対象となる機器において企業秘密に係る部分が多い。また、図書館システムと連携して自動出納書庫を作動させるプログラムソフトも日本ファイリング株式会社が独自で開発したものであるため、他業者には公開しておらず他者が業務を行った場合、万全に保守業務ができないため。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>	市民部 中央図書館 城北図書館 (電話：053-474-1725)
64	浜松市立図書館サービスシステム保守管理業務	日本電気株式会社 浜松支店	<u>H30. 4. 1</u>	<u>15, 984, 000</u>	<p>浜松市立図書館サービスシステムのパッケージシステムの著作権及びインストール、設定等に関する技術情報は、同システムソフトウェアを開発、製造、納入した日本電気株式会社のみが排他的権利を有しており、これらの権利・情報を他者が有することが不可能である。迅速な障害対応や各種問い合わせ対応、システム保守業務を行うためには、内部構造を熟知し、業務運用全体を把握する必要がある。パッケージ開発元かつ構築業者である日本電気株式会社以外にこの業務に対応できる業者は他にない。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>	市民部 中央図書館 (電話：053-456-0234)
65	浜松市立図書館 I C タグ 装備業務	株式会社図書館流通センター 浜松営業所	<u>H30. 4. 1</u>	5, 151, 600	<p>浜松市立図書館の既存資料約 245.3 万冊には、すべて株式会社図書館流通センター製の I C タグが貼付され、図書館サービスシステムにより管理されている。この I C タグは他社では取り扱いがなく、他社製品とは互換性がないため、他社製品を使用した場合、既存資料、図書館サービスシステム及び周辺機器との整合性に重大な支障をきたすことになるため。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>	市民部 中央図書館 (電話：053-456-0234)